

令和7（2025）年度
自己点検評価書

令和7（2025）年8月
こども教育宝仙大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 2. 内部質保証	14
基準 3. 学生	26
基準 4. 教育課程	49
基準 5. 教員・職員	68
基準 6. 経営・管理と財務	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 保育・教育領域に係わる地域社会への貢献・社会連携	91
基準 B. 保育留学を中心としたグローバル教育の展開	94
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧	98
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	114

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人宝仙学園(以下「学園」または「法人」という。)は、「仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えた人を造る」ことを建学の精神としている。

教育とは本来、人を養成するものであり、知識のみを植えつけるものではない。真の教養とは「知識」の量をいうのではなく、それらを自らの人生に生かす「知恵」を養うことである。そして自ら培った知恵をもって、豊かな人格を陶冶する。これが建学以来 90 年に渡って継承されてきた本学園の「人を造る」教育の理念であり、弘法大師が開いた綜芸種智院を理想とする本学園創立者の信念である。

こども教育宝仙大学(以下「本学」という。)も、この建学の精神を継承している。
こども教育宝仙大学学則(以下「学則」という。)の冒頭第 1 条には、

「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。」と大学の基本理念が明記されている。

2. 大学の使命・目的

本学の使命・目的は、建学の精神に基づき、こどもに関する専門の教育学・保育学を教育、研究し、社会の発展に貢献しうる、高次の倫理観、豊かな教養および幅の広い専門知識を有する、質の高い幼児教育・保育の専門家を育成することにある。この使命・目的は学則第 1 条と第 7 条に明記されている。

使命・目的を更に明確化し、全教職員で共有して今後の変化にも対応していくため、平成 29(2017)年度に、次のとおり、本学の Mission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)を定めた。

Mission こども教育を通じて、より良い未来を創造していく、質の高い保育者を養成し、社会に貢献する。

Vision こども教育 HOSEN WAY を確立する。

- ◆実践教育を徹底し、優れた保育者を育てる。
- ◆一人ひとりに寄り添い、優れた保育者を育てる。
- ◆90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。

Value 私たちが大切にすること。

- ◆理論に基づく実践教育
- ◆一人ひとりに寄り添う教育
- ◆「保育の宝仙」への信頼
- ◆感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕

以上の Mission、Vision、Value は、大学改革ワーキンググループを設置し、全教職員へのアンケートも実施して検討し、大学運営会議で決定したものである。Vision を具体化して推進していくため、「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」を定めた。これらプロジェクトは状況変化に応じて3年毎に見直すこととしている。平成 30(2018)年度から、統轄本部として大学改革推進本部を設置の上、全教職員で取り組んでいる。

なお、「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」については、前回の令和 2(2020)年度大学機関別認証評価評価報告書において、「優れた点」として次のとおり記載されている。

- 「Mission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)」の策定及びそれを具体化した「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」について各委員会等で分担し、全教職員で取り組んでいることは評価できる。

現在は、3期目に入っており、「こども教育 HOSEN WAY III (2024～2026 年度)」として、21 のプロジェクトを定め、全教職員が一体となって取り組んでいるところである。

なお、Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する。」については、内部質保証の取組と連動させた取組としている。

また、令和元(2019)年度に、学園全体の長期ビジョンが「感応の心を大切に、共に学び、高めあう、理想の学び舎を創造する。」と定まったことを受け、教職員に徹底するため、Value の「私たちが大切にすること」の一部を「仏教精神に基づく、敬虔、慈悲、感謝、奉仕」から「感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕」に改定した。

少子高齢化、経済・社会のグローバル化が一段と進み、わが国の子育て環境と、こどもをめぐる状況は大きく変化している。核家族化やひとり親家庭の増加を背景に、子育てが親族や近隣と切り離されて孤立し、児童虐待を含めた様々な問題も生じている。保育者には、公教育の基礎の担い手としてこれまで以上の教育力が求められ、かつ多様化することもや家庭に応じた指導力も求められる。そして、こどもたちの生きる力を育むことが、喫緊の課題として浮上してきている。幼児教育と保育を担う者には、教育力の向上と、発達支援、保護者支援という役割に加えて、地域社会との協力や、多文化共生社会への柔軟な対応力等も必要になってくる。

このような中、令和 5(2023)年 4 月に、こども家庭庁が発足し、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行された。こども基本法に基づき、令和 5(2023)年 12 月に、こども施策の基本方針や重要事項を一元的にまとめた、こども大綱が定められた。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。その基本方針として、①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、③ライフス

テージに応じて切れ目なく十分に支援していくこと、④良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、⑥施策の総合性を確保すること、を掲げている。

保育者は、こどもの最善の利益を実現する現場の専門職として、大きな役割が与えられている。こどもを権利の主体として尊重し、その声を聞き、安心・安全な生活と発達を支え、保護者等と共に、育ちを支えるチームの一員としての役割が期待されている。

本学では、このような時代のニーズにも対応し、幅広い教養をも合わせもつ質の高い幼児教育・保育の専門家を養成するため、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(以下「三つのポリシー」ともいう)を次のとおり定め、養成に取り組んでいる。

【表 1-2-1】 こども教育宝仙大学の三つのポリシー

■アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

こども教育宝仙大学は、建学の精神と基本理念を理解し、幼児教育や保育を学ぶ強い意欲があり、本学の教育課程で身につけた能力を社会で生かそうという人を求めます。

1. 広く豊かな教養を身につけられるよう、高等学校などにおいて、各教科への関心を保持していることが望まれます。
2. 表現系の教科(音楽・美術・体育など)についての基礎的な素養とそのいずれかについての積極的な関心が求められます。
3. 日本語の文章力、およびコミュニケーション力が求められます。

■ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)

こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次な倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指した教育課程を編成しています。

卒業までに次の能力を身につけ、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学位規則」により学位を授与します。

1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。
3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。

■カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)

こども教育宝仙大学のカリキュラムは、建学の精神や教育理念をふまえ、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とするとともに、高次な倫理観

と豊かな教養、幅広い専門知識をもった人間性の涵養および社会や時代の変化の中で生きるための総合的な判断力を培うために、ディプロマ・ポリシーに明記した人材養成を目的に編成しています。

こども教育学部幼児教育学科のカリキュラムは、教育上の目的を達成するために必要な「総合基礎領域」および「総合専門領域」から体系的に編成しています。

1. 「総合基礎領域」は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけるための科目のまとまりです。
2. 「総合専門領域」は、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるために設定した幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群、幼児教育関連科目群、および幼児教育発展科目群から構成された科目のまとまりです。
3. 幼児教育基礎科目群は、人としてこどもの教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を養い学習する領域の科目のまとまりです。
4. 幼児教育応用科目群は、幼稚園教諭という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとまりです。
5. 幼児教育関連科目群は、保育士という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとまりです。
6. 幼児教育発展科目群は、幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群および幼児教育関連科目群における学習内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目のまとまりです。

3. 大学の個性・特色等

本学の特徴は、

第一に、仏教精神に基づく豊かな人間教育にある。

第二に、質の高い幼児教育・保育のプロフェッショナルの養成に特化していることにある。そのために、1学部(こども教育学部)1学科(幼児教育学科)という教育体制をとっている。

第三に、学生の人間的なふれあいと個性を大切に育てるために、少人数制教育と体験的・実践的な学びを重視していることにある。

第四に、地域に開かれた大学として、地域の子育て支援や、多様な支援を必要とするこどもや保護者への支援を推進している。

第五に、グローバルな視点を持ち海外でも活躍できる保育者を育てるため、保育留学制度を立ち上げ、充実させている。

という点にあり、これら5つの特色が本学の個性を形成している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 2(1927)年 3月	感応幼稚園設置認可
昭和 3(1928)年 1月	中野高等女学校設立認可
昭和 10(1935)年 3月	仏教保育協会保姆養成所設置認可
昭和 14(1939)年 6月	仏教保育協会保姆養成所を仏教保育協会中野保姆養成所に校名変更
昭和 19(1944)年 1月	仏教保育協会中野保姆養成所を中野保姆養成所に校名変更
昭和 21(1946)年 11月	中野保姆養成所を中野高等保育学校に校名変更
昭和 22(1947)年 4月	新制宝仙中学校設置認可
昭和 23(1948)年 3月	新制宝仙高等学校設置認可
昭和 23(1948)年 3月	財団法人宝仙学園設置認可
昭和 26(1951)年 3月	学校法人宝仙学園に組織変更
昭和 26(1951)年 3月	中野高等保育学校を廃止し、宝仙学園短期大学保育科を設立
昭和 27(1952)年 11月	宝仙学園小学校設置認可
昭和 29(1954)年 10月	感応幼稚園を宝仙学園幼稚園に園名変更
昭和 29(1954)年 10月	宝仙中学校を宝仙学園中学校に校名変更
昭和 29(1954)年 10月	宝仙高等学校を宝仙学園高等学校に校名変更
昭和 39(1964)年 1月	宝仙学園短期大学生活芸術科設置認可
昭和 42(1967)年 1月	宝仙学園短期大学専攻科保育専攻設置認可
平成 5(1993)年 4月	宝仙学園短期大学保育科を保育学科に、生活芸術科を生活芸術学科に名称変更認可
平成 9(1997)年 4月	宝仙学園短期大学生活芸術学科を造形芸術学科に名称変更
平成 10(1998)年 4月	宝仙学園短期大学専攻科造形芸術専攻設置認可(学位授与機構認定)
平成 19(2007)年 4月	宝仙学園短期大学造形芸術学科募集停止
平成 20(2008)年 10月	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科設置認可
平成 21(2009)年 4月	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科開学
平成 21(2009)年 4月	宝仙学園短期大学保育学科学生募集停止
平成 22(2010)年 4月	宝仙学園短期大学保育学科および専攻科保育専攻廃止
平成 25(2013)年 3月	第1回「学位記授与式」を挙行
平成 27(2015)年 4月	大学5号館(宝仙 commons)が完成
平成 28(2016)年 4月	「宝仙マイスター制度」がスタート
平成 28(2016)年 4月	地域子育て支援室「ぷちとまと」を開室
平成 30(2018)年 9月	宝仙学園創立90周年記念式典を挙行
令和元(2019)年 12月	大学開学10周年記念「HOSEN ホームカミングデー」を開催
令和 4(2022)年 7月	「HOSEN 保育フォーラム」を開催
令和 4(2022)年 2月	「オーストラリア保育留学制度」を開始
令和 4(2022)年 4月	大学3号館前に「弘法大師像」を設置

こども教育宝仙大学

令和 4(2022)年 4月 大学図書館に「絵本サロン」を開設

令和 6((2024)年 9月 南砺市利賀村と宝仙学園の教育交流 50 周年記念式典を挙

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的については、学則第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。」と明記している。また、この使命・目的を一層具体化し、明確にしたものが、こども教育学部と幼児教育学科の教育目的である。

学則第 7 条において、学部の教育目的について、「こども教育学部は、本学の目的に則り、こどもを対象とした教育に関する専門の学術を教授研究し、高次な倫理観、豊かな教養及び幅の広い専門知識を有する職業人を育成することを目的とする。」とし、学科の教育目的についても、「幼児教育学科は、本学及びこども教育学部の目的に則り、幼児を対象とした教育学・保育学を教授研究し、幼児に関わる教育又は保育に携わる専門的職業人を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-2】

本学の使命・目的、教育目的については、学園全体で十分に議論を重ね、理事会、評議員会においても審議され、役員並びに教職員の理解と支持を得ている。

また、教育目的の具体化や時代の変化に応じた改善策について、法人の役員、各部門長に対しては、学内理事検討会（令和 6(2024)年度までは外部理事も参加する火曜会にも付議）等で説明し、確認されている。

原則毎月開催される理事会、年に 5 回程度開催される評議員会においても、大学の教育内容について、必要に応じて報告し、変更する場合には、審議事項として諮られ承認されている。教職員に対しても、毎年開催される理事長方針説明会や、大学運営会議、教授会等における学長説明等を通じて、本学の使命・目的について説明し、理解を深め、支持を得ている。【資料 1-1-2】 【資料 1-1-a】

本学の使命・目的の学内への周知については、教授会や FD(Faculty Development)研修会、SD(Staff Development)研修会、各種行事等における学長挨拶や説明等を通じて行っている。また教職員はオープンキャンパスや大学説明会等で、大学の使命・目的を受験生や保護者に伝える立場にあり、日頃より本学の使命や教育目的を十分に理解することが求められている。

学外に対しては、ホームページを通じた周知に力を入れている。そのため、受験生や保護者だけでなく、社会一般のどの立場からも、見やすく、分かりやすいホームページデザインを心掛けている。また、『大学案内』、『学生募集要項』、新入生に対してのオリエンテーションや保護者を対象としたペアレンツデー等でも、本学の使命・目的、教育方針について説明し、周知を図っている。

更に、実習派遣園と本学との相互理解を目的に開催している「実習担当者会」のほか、実習・キャリアサポートセンターおよびキャリアサポート委員会が中心となって企画、開催する「HOSEN 保育フォーラム」「保育を語ろう！実習発表会&法人説明会」においても、大学が関係する幼稚園・保育園園長・施設長に対する、本学の教育目的の周知の場となっている。**【資料 1-1-b】**

1-1-② 中期的な計画への反映

本学の使命・目的、教育目的は、学園の中期経営計画に反映され、年度ごとに具体化されている。令和 6(2024)年度は、『令和 5(2023)年度～令和 7(2025)年度中期経営計画』において、経営戦略実現に向けた施策を次のとおり定めている。

■教学上の戦略

「存在感あふれる保育単科大学を作り上げる」

- ・学生ファーストを意識し、学修者本位の教育を推進
- ・ディプロマ・ポリシーに沿った人材の育成
- ・学修者本位の魅力あるカリキュラムの検討
- ・幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格取得者 80%以上を達成
- ・実践教育の徹底
- ・学修支援体制の強化
- ・学生生活満足度の向上
- ・IR による状況把握と対策強化
- ・FD 活動の充実
- ・研究活動の強化
- ・社会貢献・地域連携の推進

■入口戦略

「受験動向に応じた施策を展開し定員を充足」

- ・他大学との「差別化」、「高校生ひとり一人に寄り添うきめ細やかな募集活動」の推進
- ・進学アドバイザー制度の充実
- ・学校推薦型選拔出願者の確保（毎年 40 名以上目標）
- ・内部進学者の安定的な受入（毎年 15 名以上目標）
- ・魅力ある入試設計と、総合型選抜（幼児教育・保育コース）の実施校拡大（毎年一般・総合型選抜入学者数 50 名以上目標）
- ・学生広報サポーターの育成と活動強化
- ・ホームページ、SNS 等の積極的活用

- ・オープンキャンパスの集客力、満足度の向上
- ・高校教員・保護者に対し教育力を訴求
- ・高校1・2年生向け対応の前倒しと強化

■出口戦略

「保育就職率の高水準維持と長期在職」

- ・キャリアサポート体制の充実
- ・卒業生に対する就職者割合の向上（90%以上目標）
- ・保育就職者割合の高水準維持（90%以上目標）
- ・公務員就職者の増加（就職者の20%以上目標）

■人材戦略・組織運営戦略

「100年ブランド『保育の宝仙』への挑戦」

- ・宝仙学園幼稚園、高等学校女子部こども教育コースと連携し、100年ブランド「保育の宝仙」へ挑戦
- ・Visionに基づき、大学改革と内部質保証に全教職員で推進
 - 【Vision】こども教育 HOSEN WAY を確立する
 - ・実践教育を徹底し優れた保育者を育てる
 - ・一人ひとりに寄り添い優れた保育者を育てる
 - ・90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる
- ・「こども教育 HOSEN WAY」の各プロジェクト推進
- ・「内部質保証」の要となる教務改革の推進
- ・学生厚生面での更なる学生ファーストの推進
- ・海外保育留学の確実な実施と円滑な運営
- ・ガバナンス・コードの徹底、遵守
- ・令和8(2026)年度認証評価受審に向けた準備取組
- ・新大学設置基準を踏まえた学則等の整備、改革の推進
- ・行動指針である「情報共有」「変化」「スピード」の更なる徹底

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、それぞれアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとして具現化されており、幅広い教養を合わせもつ質の高い幼児教育・保育の専門家の養成に努めている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的、教育目的を実現するための教育研究組織として、「こども教育学部」に「幼児教育学科」を設置し、1学部1学科制をとり、教職課程(幼稚園教諭一種免許状)と保育士養成課程(保育士資格)を置いている。これは幼児教育と保育の専門家を養成するという本学の使命・目的に見合ったもので、整合性を確保している。

学園の管理・運営組織は、図 1-1-1 のとおり、教育研究を推進する組織は図 1-1-2 のと

おり、大学の管理・運営組織、各種委員会から構成されている。

なかでも大学の社会的使命の1つである社会貢献を担当している部署が、こども教育研究センターである。紀要の編集や学外からの研究資金獲得のための支援・調整等を行う研究委員会も、研究成果の公表を通じて社会貢献を行っている。

このように本学の教育研究組織は、教員がそれぞれの専門研究を活かしながら、本学の使命と教育目的を積極的に社会に広めていく重要な舞台となっており、本学の使命・目的と整合性が保たれている。【資料 1-1-2】

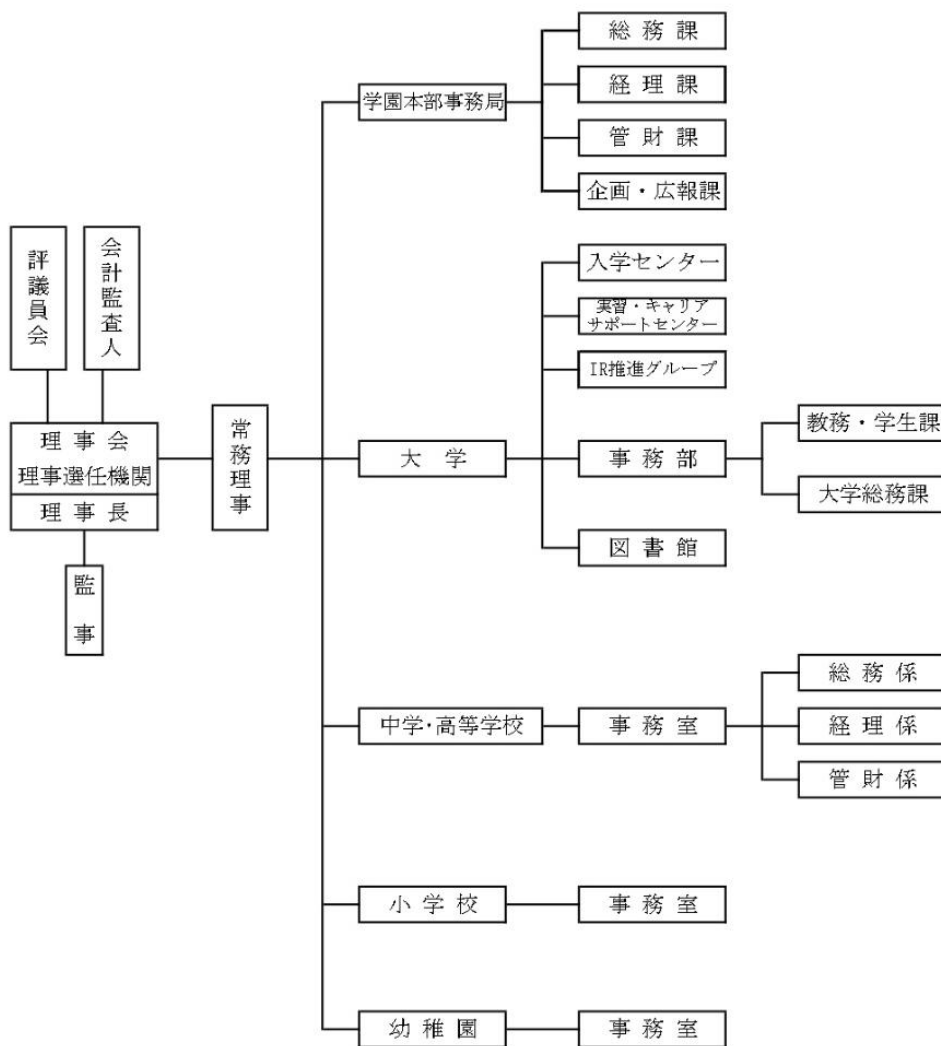


図 1-1-1 宝仙学園組織図

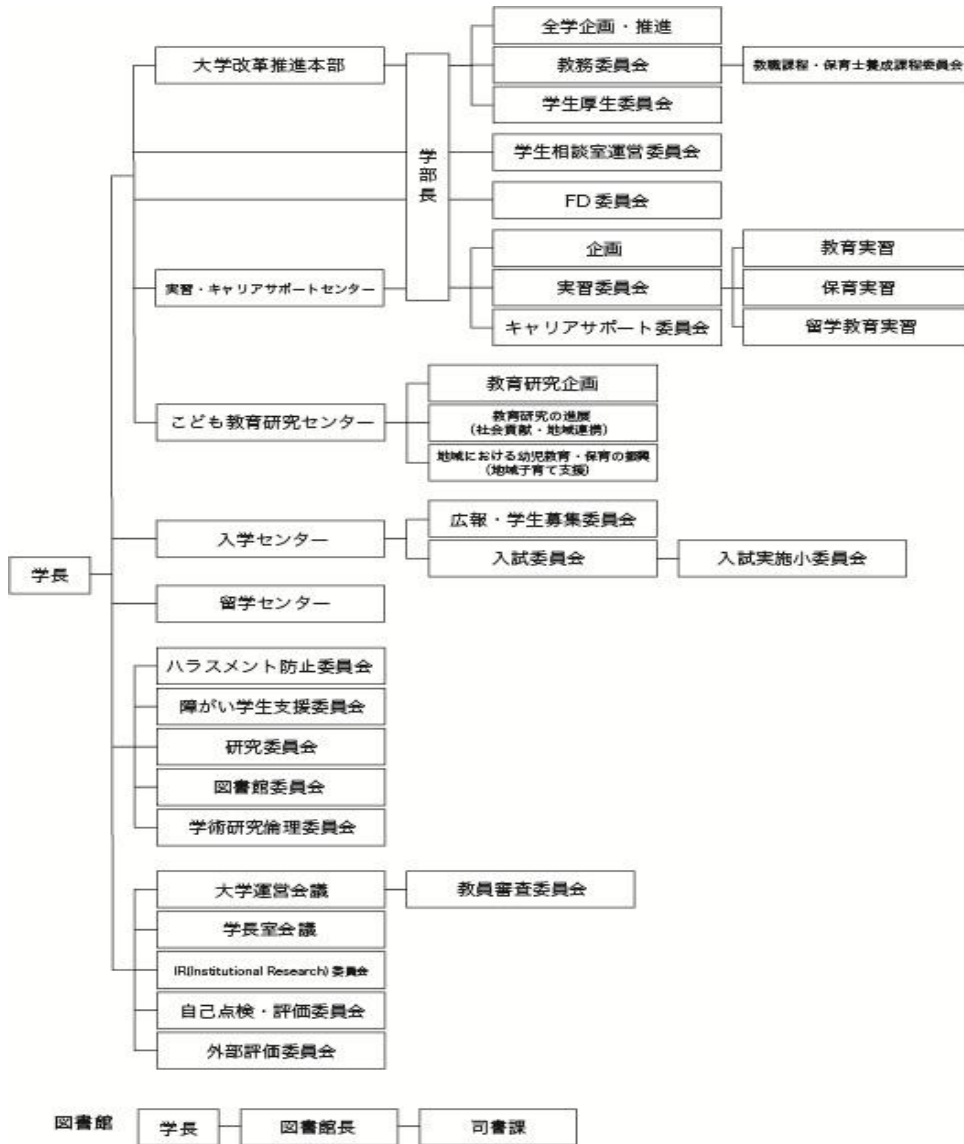


図 1-1-2 委員会組織図

1-1-⑤ 変化への対応

本学の使命や目的、教育目的自体は、今後とも継承し実践していく。しかし、これらを常に時代のニーズや社会の変化と照らし合わせて、具体的な取組として再構築していくことも重要な課題となる。本学では、学園の中期経営計画の策定を通じて、教育目的やその実現のための取組について、毎年検討を加えている。学内では、大学運営会議を中心に大学改革やカリキュラム改革を推進しており、自己点検・評価委員会や外部評価委員による検証・評価を定期的に行っている。【資料 1-1-2】

また、Vision としての「こども教育 HOSEN WAY を確立する。」では、実践教育の徹底、一人ひとりの学生への寄り添い、「保育の宝仙」への信頼のそれぞれについて、推進するためのプロジェクトを 21 件定めている。これらプロジェクトは、進捗状況、時代の変化等を踏まえ、毎年企画書を見直しつつ変化に対応している。【資料 1-1-d】

保育者養成大学を取り巻く環境は急激に変化している。本学では大学改革推進本部が中

心となって、大学改革と内部質保証に取り組んでおり、教務、学生厚生等の組織とも一体となって、変化を的確に捉え迅速に対応している。保育志望者の減少等に対処するため、入学センターの機能を充実させている。保護者支援、地域の子育て支援への協力の一層の充実化や、保育や幼児教育に関わる研究や社会貢献を担う拠点として、こども教育研究センターの活動も推進している。これらと並行して、教職課程・保育士養成課程の改編等にも対応可能なよう、実習・キャリアサポートセンターの体制強化にも取り組んでいる。

なお、これらの改革や変化への対応策や実施状況については、大学と学園全体において情報共有がなされている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

【資料 1-1-2】使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【資料 1-1-a】令和 7 年度学園経営理事長方針要旨

【資料 1-1-b】2024 年度実習担当者会次第

【資料 1-1-c】2024 年度 HOSEN 保育フォーラム次第

【資料 1-1-d】「こども教育 HOSEN WAY III」プロジェクトについて

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、保育者養成の単科大学として、高次の倫理観、豊かな教養及び幅の広い専門知識を有する、質の高い幼児教育・保育の専門家を育成することを使命・目的としている。そのための特色ある取組として、こども教育 HOSEN WAY プロジェクトが挙げられる。Vision として定めた「実践教育を徹底し、優れた保育者を育てる。」「一人ひとりに寄り添い、優れた保育者を育てる。」「90 年の信頼『保育の宝仙』を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。」に沿って、複数のプロジェクトを定め、全教職員で取り組んでいる。平成 30(2018)年度からスタートし、3 年間で 1 期とし、令和 6(2024)年度は第 3 期の 1 年目となる。期毎に、環境や学生達の変化も捉え、達成状況等も把握しながら、プロジェクトを見直し、着実に成果に結びつけている。

また、18 歳人口の減少、保育者を志望する高校生が減少する中で、平成 30(2018)年度に入学センターを設置した。入学センターでは、保育志願者が減少する中ではあるが、アドミッション・ポリシーに従い、幼児教育や保育を学ぶ強い意欲ある受験生を選別しながら学生募集を実施し、一定の学生数を確保している。

さらに令和 4(2022)年度に新設した、実習・キャリアサポートセンターも、特色ある取組である。保育者養成の単科大学であり、実習先と就職先が重なる部分の多い、本学の特色を生かし、実習支援とキャリアサポートを一元化した組織である。実習先・就職先、そして本学学生達の相互理解につながっており、成果を挙げつつある。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学部長による『令和5年(2023)年度年次報告』を通じて行った自己点検・評価において、入学者の多様化の進展に伴い、さまざまな理由で学業不振に陥る学生に対するきめ細やかな学修支援や、アドバイザーや各教科目教員によるひとり一人に寄り添った指導等のさらなる重要性が確認された。教職員全員が、本学の使命・目的への意識を絶えず向上させ、教育活動を充実・展開させていくことが、少人数教育を大切にする保育者養成校としての本学の継続的な課題であると考えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の使命・目的、教育目的の反映については、更なる改善・向上を図るため、FD委員会の活動や「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」(以下「授業アンケート」という。)の分析等を通して、本学の教育目的や課題を学内の教職員間で共有し、周知徹底していく。またそして、学園の中期経営計画の策定のなかで、それらを検証し、調整していく。また、入学者の多様化に対する取組策としては、学修サポート担当教員を定め対応していたが、令和6(2024)年度にスタートした、こども教育 HOSEN WAY IIIでは「学生の学修サポートの推進」を1プロジェクトとして定め、教職員5名体制で学修サポートに取り組んでおり、令和7(2025)年度からは1名増員している。同時に、以前から入学前教育に注力していたが、こども教育 HOSEN WAY IIIからは「入学前教育及び初年次教育の接続と推進」をプロジェクト化し、6名の教職員で取り組んでいる。これらの入学前教育、初年次教育、学修サポートを連動させ、多様化する学生の学びの充実に努めているところである。こうした活動と方策を着実に積み上げることで、本学の使命と目的、教育目的への理解と支持を確保し、その有効性を学園全体で確認する。

以上のことから、基準1を満たしている。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する体制、方法等を明確にするため「内部質保証に関する方針」を定めている。その中で組織体制については次のとおり明記している。【資料 2-1-1】

- (1) こども教育宝仙大学学則第 2 条で、教育研究の点検及び評価について定め、同条第 3 項に基づき、点検及び評価の項目並びに実施体制について、自己点検・評価規程を定めている。同規程に基づき、自己点検・評価を行うための組織として、自己点検・評価委員会を置いている。
- (2) こども教育宝仙大学委員会設置規程に基づき、学内情報を数値化・可視化し評価指標として管理・分析して内部質保証を更に充実させるための組織として、IR(Institutional Research)委員会を置いている。
- (3) 学校法人宝仙学園寄附行為に基づき、理事会、評議員会が置かれている。また学校法人の全体会議として学内理事検討会が置かれている。理事会、学内理事検討会には学長が理事として、評議員会にはこども教育学部長が評議員としてそれぞれ構成員となっており、法人全体の自己点検・評価に参画している。

なお、自己点検・評価委員会は、自己点検・評価規程第 4 条、第 5 条で、学部長を委員長とし、各委員会委員長、事務部長等で構成することとしている。

また、こども教育宝仙大学外部評価規程も定めており、文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価に加え、外部有識者で構成される外部評価委員会による外部評価も受けることとしている。【資料 2-1-a】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 内部質保証に関する全学的な方針

【資料 2-1-2】 内部質保証のための組織図

【資料 2-1-3】 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

【資料 2-1-a】 こども教育宝仙大学外部評価規程

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価方法については、「内部質保証に関する方針」において、次のとおり定め、それぞれ実施している。

- (1) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価規程に基づき、各年度の自己点検・評価、及び数年に一度全項目にわたる点検・評価を実施する。また、こども教育宝仙大学外部評価規程に基づく外部評価、学則第 2 条第 2 項に定める文部科学大臣の認証を受けた者による評価も定期的に受けていく。
- (2) IR 委員会では、数値化・可視化した評価指標を、教育・研究、経営、学生支援等の分析に活用し、内部質保証、質向上に役立て、自己点検・評価にも反映させていく。
- (3) 本学の現況、対応策等については、学園本部の各会議に報告し、経営計画等にも反映されている。各会議での議論も踏まえ、監事による監査も受けながら、本学の内部質保証、質向上に結び付ける。

結果の共有については、「内部質保証に関する方針」の基本姿勢で、状況の公表を明記した上で、自己点検・評価規程第 8 条に次のとおり定めている。

〈自己点検・評価の実施と結果の公表〉

第 8 条 委員会は、第 2 条第 2 号に関する自己点検・評価を各年度に実施し、第 2 条の各号すべてに関する自己点検・評価を数年に一度実施して、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、大学運営会議(以下「運営会議」という。)にこれを付議するものとする。

3 学長は、前項の議に基づき、自己点検・評価の最終結果を報告書に取りまとめ、理事長の裁定を経て、その結果を公表するものとする。【資料 2-2-1】

具体的には、各年度の自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会の委員長である学部長が取りまとめ、年次報告として学長宛に報告しており、運営会議、教授会等で共有している。【資料 2-2-2～2-2-4】

自己点検・評価項目の全てにわたる点検・評価は、数年に一度実施することとしており、平成 21(2009)年 4 月開学以降、平成 25(2013)年 7 月、平成 26(2014)年 6 月、令和元(2019)年 9 月、令和 2(2020)年 7 月に実施し、健全に大学運営がなされているとされ、総合評価として特段の指摘事項はなかった。また、令和 7(2025)年度は、令和 6(2024)年度について全項目点検を実施し、外部評価委員会による外部評価を受審する運びである。

なお、文部科学大臣の認証を受けた者による評価については、平成 26(2014)年度と令和 2(2020)年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による外部評価を受けており、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定されている。令和 8(2026)年度には、日本高等教育評価機構による評価の受審を予定している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 30(2018)年度から IR 委員会を設置した。令和 2(2020)年度から、学長直属の組織として IR 推進グループを設置し、学内情報の数値化・可視化、管理・分析等について、更なる高度化を図っている。IR 推進グループでは日本私立学校振興・共済事業団による経営相談調査資料をもとに、データ収集と分析を行っている。私学を取り巻く環境、財務の状況、学生生徒等の確保等の項目について実情を把握の上、IR 委員会の主テーマとして、「教育の質保証」「大学の質保証」を採り上げている。また外部の IR 研修会にも年 1 回以上教職員を派遣し、教職員の IR に対する理解と意識向上に努めた。

「教育の質保証」を測る KGI(Key Goal Indicator)を、卒業率(卒業生数/入学者数)、幼稚園教諭第一種免許・保育士資格の免許資格取得率(取得者数/卒業生数)、社会福祉事業団を含む公務員への就職率(公務員就職者数/就職者数)と定め、定量面、定性面の分析を実施することとした。また、KGI に至るプロセス指標としては、GPA(Grade Point Average)を活用することとした。「大学の質保証」については、「教育の質保証」に関する IR 分析を積み上げながら、自己点検・評価、日本高等教育評価機構による評価を踏まえ、質保証に結び付けていく。

こども教育宝仙大学として 4 年制への移行後の卒業率の推移は、次表のとおりである(表 6-2-1)。令和 2(2020)年 4 月入学者の卒業率が 95.7%と最高値であった。直近 3 年間では 84.5%から 95.7%と、コロナ禍の影響もあり幅があるが、4 年制移行直後に比べ、比較的高水準で推移している。

表 6-2-1 卒業率推移

入学年	入学者	卒業生	卒業率
2009 年 4 月	88	67	76.1%
2010 年 4 月	106	87	82.1%
2011 年 4 月	107	91	85.0%
2012 年 4 月	100	91	91.0%
2013 年 4 月	108	92	85.2%
2014 年 4 月	108	97	89.8%
2015 年 4 月	102	92	90.2%
2016 年 4 月	81	72	88.9%
2017 年 4 月	90	80	88.9%
2018 年 4 月	89	78	87.6%
2019 年 4 月	94	82	87.2%
2020 年 4 月	115	110	95.7%
2021 年 4 月	116	98	84.5%

免許資格取得率は、次表のとおりである(表 6-2-2)。両免取得率においては、平成

21(2009)年4月入学者と平成24(2012)年4月入学者が90%を上回っている。平成24(2012)年4月入学者は卒業率も高いが、この期の学生は、学生同士の交流が盛んで、学生間で切磋琢磨し合っていたことが判明している。コロナ禍で学生交流が停滞していたことを踏まえると、後記の「こども教育 HOSEN WAYⅢ」プロジェクトにおける「学生間コミュニティの創出と検討」や「学生の自立を促す教育の推進」等への取り組みが有効と考えられる。なお、両免取得率（幼稚園教諭一種免許・保育士資格とも取得者／卒業者）は経営計画上月目標を80%と設定しており、直近3年はコロナ禍により一時的に落ち込んだ時期はあるものの、目標を達成しほぼ良好に推移している。

【表 6-2-2】 免許取得率

入学年	両免取得者	卒業者	両免取得率	幼稚園教諭 1種	幼免取得 率	保育士 資格	保育士取得率
2009年4月	65	67	97.0%	65	97.0%	67	100.0%
2010年4月	58	87	66.7%	60	69.0%	72	82.8%
2011年4月	68	91	74.7%	71	78.0%	79	86.8%
2012年4月	82	91	90.1%	84	92.3%	86	94.5%
2013年4月	74	92	80.4%	74	80.4%	86	93.5%
2014年4月	79	97	81.4%	83	85.6%	90	92.8%
2015年4月	74	92	80.4%	75	81.5%	85	92.4%
2016年4月	58	72	80.6%	60	83.3%	68	94.4%
2017年4月	68	80	85.0%	68	85.0%	76	95.0%
2018年4月	63	78	84.6%	66	84.6%	70	88.4%
2019年4月	63	82	76.8%	64	78.0%	74	90.2%
2020年4月	87	110	80.0%	89	80.9%	100	90.9%
2021年4月	82	98	84.7%	83	84.7%	91	92.9%

公務員就職率については、力を注いできた直近8年分は次のとおりである【表 6-2-3】。6.6%から28.3%の幅で推移している。令和7(2025)年3月卒が28.3%と最も高く、毎年順調に上昇している。引き続き、公務員講座受験者増等に取り組む。

【表 6-2-3】 公務員就職率

卒業年	公務員	社会福祉事業団	就職者数	公務員割合
2018年3月卒	1	5	91	6.6%
2019年3月卒	5	2	86	8.1%
2020年3月卒	4	9	68	19.1%
2021年3月卒	6	1	69	10.1%
2022年3月卒	9	1	67	14.9%
2023年3月卒	12	3	78	19.2%
2024年3月卒	13	9	97	22.7%
2025年3月卒	22	4	92	28.3%

プロセス指標である GPA の推移については、特に欠席超過による F 評価と成績不良(60点以下)の F 評価の分析を行った。2024 年春学期においては成績不良 F の人数が多く、その中では試験および再試験を欠席した学生の割合が多いことが分かり、再試験をなるべく受験させるような対策を講じた。あわせて秋学期に欠席超過による F 評価が多いことが分かった。加えて、以前は教員別、科目別の成績評価数値にばらつきがあったが、全教員、科目の評価数値のディスクローズを実施することにより、平準化が見られている。今後とも、様々な学内情報の数値化や可視化を図り、結果の検証・改善取組などの PDCA サイクルを実践していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 自己点検・評価に関する規則

【資料 2-2-2】 直近の自己点検・評価の報告書

【資料 2-2-3】 自己点検・評価を担当する会議体の議事録

【資料 2-2-4】 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書

【資料 2-2-5】 IR などを検討する会議体の規則

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生生活における学生の意見、要望に関しては、毎年 12 月に学生厚生委員会による「学生生活満足度調査」を実施している。学習や生活の環境・設備、学生生活を送る上でのシステムなどについて Googleform を用いたアンケート調査により学生の満足度を把握し、結果をまとめ分析・考察している。こども教育 HOSEN WAY II からの取り組みでもある、学生サービス推進フォーラムも実施しており、学生からの聞き取りや意見交換の場を春・秋学期に設けている。さらに全学生に対し、調査結果を開示している。このことを通し、教職員と学生の相互関係の構築及び信頼関係を築くことにも繋げている。

また各学期の終了時には「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」を基本的に全科目で実施している(履修者数 15 名以下の科目、実習関連科目、ゼミ科目を除く)。自由記述欄も設けて学生の率直な意見が記入できるよう配慮している。アンケート結果については、その内容を確認した上で、非常勤講師を含む各担当教員が、コメントシートに振り返りと今後の対応策を記入するようにしている。

これらの内容が盛り込まれた冊子『学生による授業評価と授業改善のためのアンケート』

を年間 2 回発行し、教職員間で共有すると同時に図書館に設置していつでも学生が閲覧できるよう対応している。【資料 2-3-a~2-3-b】

そして授業アンケートに基づく「学生と教員との意見交換会」や「学生サービス推進フォーラム」も開催している。全学年から 2~3 名ずつの学生に出席を依頼する形で行っている。そこで得た意見は、教授会等で報告する他、FD 活動報告書等にも記載して学内周知を図っている。また上記の「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」とは別の設問で、授業環境、授業内容、レポートや試験に対する取り組み、印象に残った授業などについてアンケートを実施し、集約した。【資料 2-3-c】

なお、上記 2 委員会によるものとは別に、学生からの意見・要望・提案をいつでも受けられるよう「電子目安箱」「学長ホットライン」を導入し学生生活ハンドブック、ポータル等で周知している。【資料 2-3-d】

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

保育者養成の四年制単科大学である本学は、建学の精神のもと、優れた保育者の輩出を通じ社会に貢献する教育理念を掲げている。とりわけ、実習や就職サポートにおける保育現場で求められる保育者の在り方等についての幼稚園・保育園等関係園からの意見、要望の把握は、非常に重要なものとなっている。こうした関係園と大学の関係構築や情報収集と管理は、大学内の実習・キャリアサポートセンターにおいて一元的に取り扱っている。実習・キャリアサポートセンターは保育者養成の単科大学である本学の特徴を生かし、実習と就職を一元管理した組織であり、その機能は実習委員会とキャリアサポート委員会において校務分担をし、丁寧な対応を行なっている。

実習・キャリアサポートセンターは、これらの活動の中で関係園から意見・要望をお伺いするとともに、令和 6 (2024) 年度の具体的な取組みとしては、11 月 30 日に「HOSEN 保育フォーラム」(フォーラムのテーマ:こどもも大人も一緒に育ち合う「共育て共育ち」)を実施し、外部から 44 名が参加し、保育関係者のほか大学教員、出版関係者など多様な視点からの意見交換を行なった。また関係協力園の情報やニーズを本学学生と連携強化する取組みとして、8 月 3 日に教育実習の発表会を各園に公開すると同時に園と学生との交流をはかるイベント「保育を語ろう!実習発表会&施設説明会」を実施した。イベントには、学外の保育関係 25 法人と 3・4 年生 125 名が参加し、各法人からは学生の実習についての発表にご意見を頂き、また学生が園紹介のブースで各法人の保育や支援の考え方を知る等、学外関係者と学生とが互いの理解を深め合う機会となった。

【資料 2-3-e~2-3-f】

こうした取組みは、後述の「こども教育 HOSEN WAY III」のプロジェクトに組み込み、学内の PDCA サイクルを活用しながら、大学の内部質保証の向上につなげている。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

建学の精神、基本理念を基礎とした、本学の Mission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)は、次のとおりである。

こども教育宝仙大学

Mission	こども教育を通じて、より良い未来を創造していく、質の高い保育者を養成し、社会に貢献する。
Vision	こども教育 HOSEN WAY を確立する。 <ul style="list-style-type: none">◆実践教育を徹底し、優れた保育者を育てる。◆一人ひとりに寄り添い、優れた保育者を育てる。◆90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。
Value	私たちが大切にすること。 <ul style="list-style-type: none">◆理論に基づく実践教育◆一人ひとりに寄り添う教育◆「保育の宝仙」への信頼◆感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕

Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する」ことが、「教育の質保証」と「大学全体の質保証」となり、本学の内部質保証にもつながると認識し、大学改革推進本部も設置の上、全教職員で内部質保証に取り組んでいる。

平成 30(2018)年度より取り組んでいる「こども教育 HOSEN WAY」は、3 年間を一期として、令和 6(2024)年度からは、三期目となる「こども教育 HOSEN WAY III」のプロジェクトを進行している。「こども教育 HOSEN WAY III」は、「実践教育の徹底」プロジェクト 7 項目、「一人ひとりに寄り添う教育」プロジェクト 7 項目、「〈保育の宝仙〉への信頼」プロジェクト 7 項目の計 21 項目を策定している。これらのプロジェクトを着実に実行するため、委員会や PT 等で分担し、大学改革推進本部にて推進、管理している。

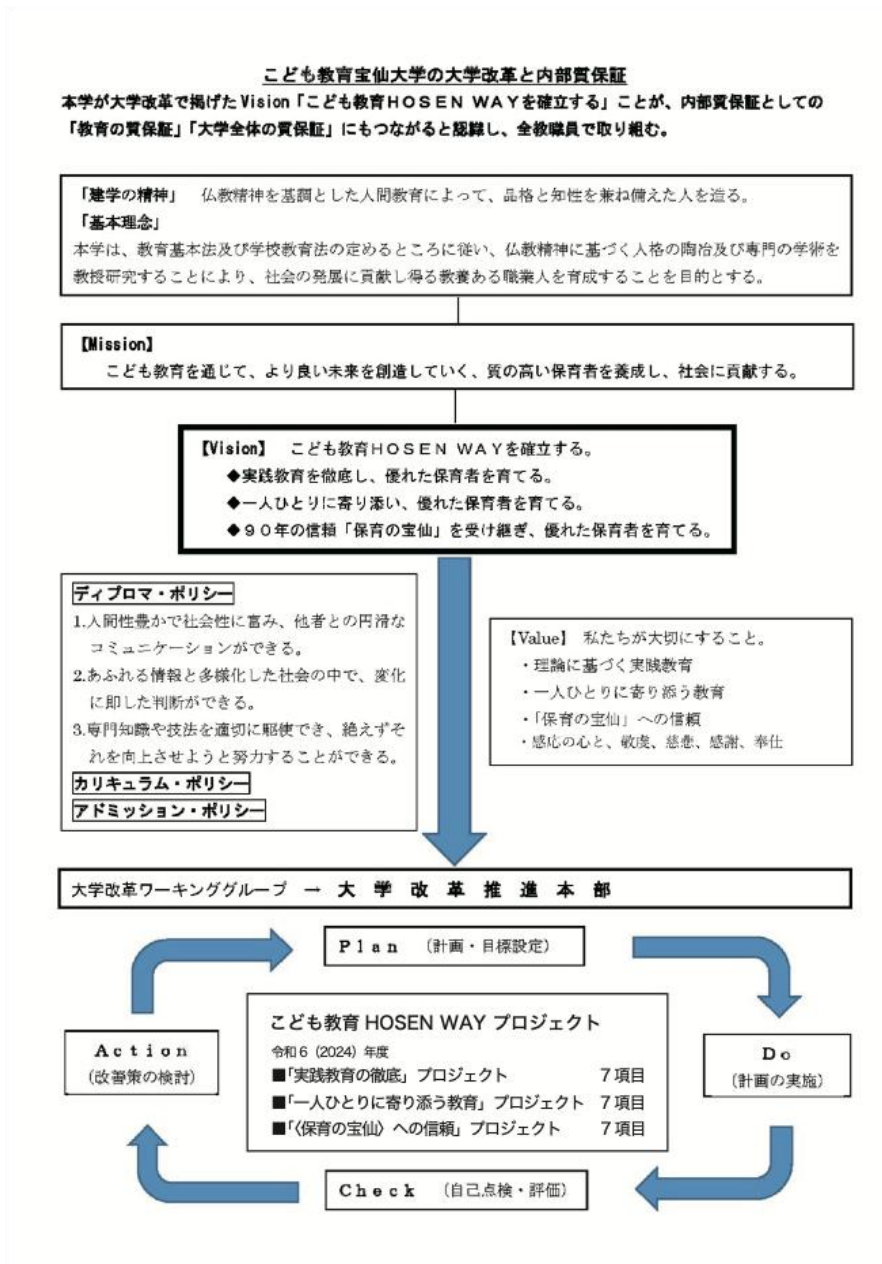
21 項目のプロジェクトは次のとおりである(表 2-3-1)。**【資料 2-3-g】**

<p>「実践教育の徹底」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「保育者としての資質、能力向上のための教育」の推進 ○「カリキュラム研究フォーラム」の推進 ○保育現場における実践教育の充実 ○「社会人基礎力向上のための教育」の推進 ○「保育留学制度」の評価と改善 ○宝仙学園幼稚園との教育連携の発展 ○学生間コミュニティの創出と検討
<p>「一人ひとりに寄り添う教育」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の自律をうながす教育の推進 ○丁寧な個別指導の推進 ○入学前教育及び初年次教育の接続と推進 ○学生の学修サポートの推進 ○「学生サービス推進フォーラム」の発展 ○学生の課外活動の推進 ○大学図書館の有効的活用の推進
<p>「〈保育の宝仙〉への信頼」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「建学の精神」の発展 ○FD・SD 活動の充実 ○一人ひとりの適性に合わせたキャリアサポート ○卒業生とのネットワークの構築 ○大学関係園との連携強化 ○「保育の学び」高大接続プログラムの推進 ○こども教育研究センターの充実

【表 2-3-1】 「こども教育 HOSEN WAY III」プロジェクト

各プロジェクトの具体的な取組・実施内容は、各委員会等で取りまとめ、全学で共有している。年度毎に取組実績を把握し、改善策やプロジェクト自体の見直しも含めて検討の上、次年度の取組内容に反映させ更に実行に移していく PDCA の仕組みとし、機能性も強化した。仕組みは図 2-3-2 「こども教育宝仙大学の大学改革と内部質保証」のとおりである。

これらの「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」が着実に実施され、「教育の質保証」「大学全体の質保証」につながり、内部質保証に結びついているか否かを、自己点検・評価委員会や IR 委員会で検証している。

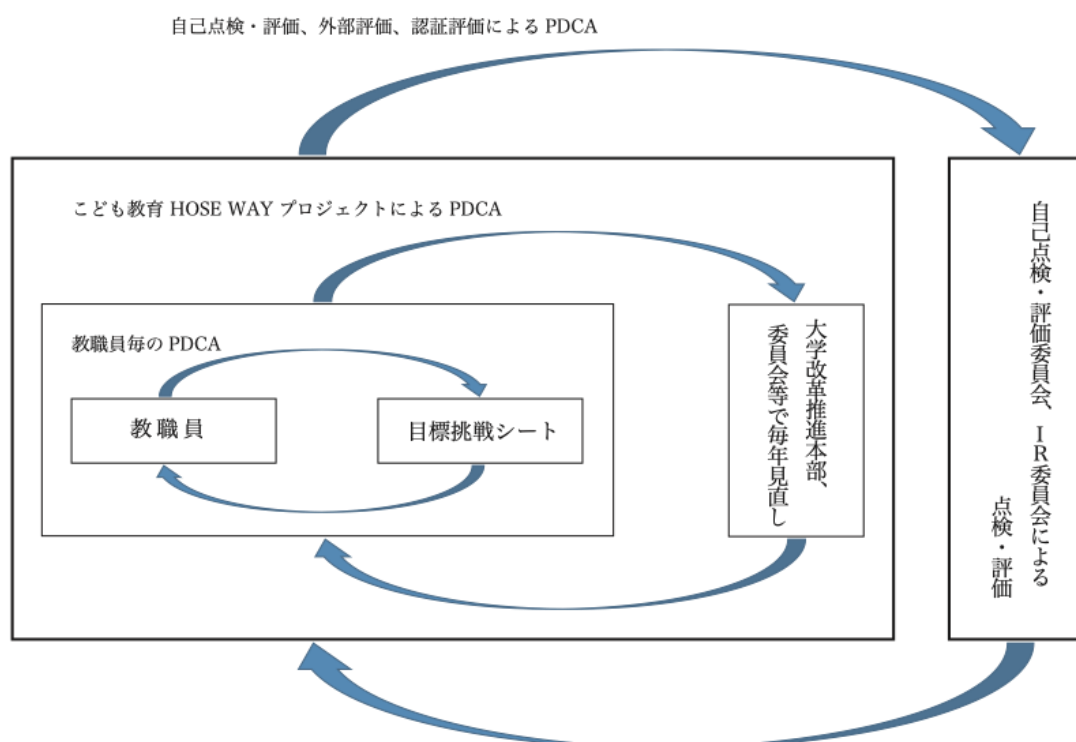


【図 2-3-2】 こども教育宝仙大学の大学改革と内部質保証

なお、1学部1学科制である本学の内部質保証について、PDCA サイクルの仕組みの全体を、概括的に示すと次のとおり(図 2-3-3)となる。「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」について、毎年見直し推進していく PDCA サイクルを中核とする。質保証の担い手となる教職員個々の授業、業務の改善等に取り組む PDCA サイクルは学長・学部長との目標挑戦シート面談も踏まえ学期毎に見直し推進している。その際、授業アンケート等による学生の授業評価や、実習先からの学修成果評価等も踏まえて面談し、更なる改善策を策

定している。そして全体を、自己点検・評価委員会により、自己点検・評価、外部評価、認証評価による PDCA サイクルで見直している。その中で、IR 委員会による数値分析等も反映させている。また、別に学校法人宝仙学園全体の自己点検・評価にも参画している。これらのサイクルを、相互に関連させながら、内部質保証の PDCA サイクルとして機能させている。

PDCA サイクル実施に際しては、「内部質保証に関する方針」の自律的な取り組みに明記しているとおり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえて取り組むこととしている。



【図 2-3-3】 内部質保証 PDCA 概括図

(注)上記の他、学校法人宝仙学園全体での自己点検・評価にも参画している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【資料 2-3-2】 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-3】 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【資料 2-3-4】 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-5】 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすこと を検討する会議体の議事録

【資料 2-3-6】自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する
会議体の議事録

【資料 2-3-7】自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す
文書など

【資料 2-3-a】2024 年度春学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果

【資料 2-3-b】2024 年度秋学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果

【資料 2-3-c】2024 年度 FD 活動報告書

【資料 2-3-d】2024 年度版学生生活ハンドブック,pp.28-29

【資料 2-3-e】2024 年度 HOSEN 保育フォーラム次第

【資料 2-3-f】2024 年度「保育を語ろう！実習発表会&施設説明会」資料

【資料 2-3-g】「こども教育 HOSEN WAY III」プロジェクト

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

平成 29(2017)年度に、大学改革ワーキンググループを設置し、全教職員アンケートも実施しながら、本学の Mission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)を策定した。Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する」ことが、内部質保証としての「教育の質保証」と「大学全体の質保証」にもつながると学内認識している。平成 30(2018)年度よりスタートした「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」は現在に至るまで、全教職員で継続的、組織的に取り組んできた結果、令和 6 (2024) 年度にプロジェクトの三期目となる「こども教育 HOSEN WAY III」を迎え、学内の内部質保証のシステムが定着し、構築できたものと評価している。また平成 30(2018)年度の「こども教育 HOSEN WAY」では、42 項目にわたり広範囲にプロジェクトを推進させたが、令和 6 (2024) 年度では学内における課題を明確化し 21 項目にまでプロジェクトを絞り込み、内部質保証の作業を効率的に進めることができています。なお「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」の取組については、令和 2(2020)年度大学機関別認証評価評価報告書においても「優れた点」として評価されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学部長による『令和 5 (2023) 年度年次報告』を通じて行った自己点検・評価、および令和 5 (2023) 年度に完了した「こども教育 HOSEN WAY II」の成果等において、多様化する学生に対するきめ細やかな教育の対応の重要性が確認された。入学前教育や初年次教育において入学後の早い段階に大学生活や学業にいかに適応させる必要があること、また学業不振に陥る学生への学修支援や、本学がこれまでも取り組んできた一人ひとりの学生に寄り添った丁寧な個別指導が重要であることを共通認識している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記「基準 2 の自己評価 (2)」への対応をふまえ、「こども教育 HOSEN WAY III」において、「入学前教育及び初年次教育の接続と推進」や「学生の学修サポートの推進」等の新

たなプロジェクトを立ち上げ、組織的な取組みを進めている。今後も「こども教育 HOSEN WAY」の取組みの結果を大学改革推進本部を中心に把握していくとともに、FD・SD 研修等を通じて全学的に課題を共有し、その改善方法を協議することを継続していく。また IR 委員会により、各種情報の収集、分析、提供を確実にいき、「こども教育 HOSEN WAY の確立」に向かい、引き続き努力していく。

以上のことから、基準 2 を満たしている。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、大学運営会議および教授会において決定され、全教職員に周知されている。建学の精神に根ざした「人を造る」教育を実現するとともに幼児教育・保育の専門性を育てる幼児教育学科の教育目的を踏まえたものとなっている。

■アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

こども教育宝仙大学は、建学の精神と基本理念を理解し、幼児教育や保育を学ぶ強い意欲があり、本学の教育課程で身につけた能力を社会で生かそうという人を求めます。

- 1 広く豊かな教養を身につけられるよう、高等学校などにおいて、各教科への関心を保持していることが望まれます。
- 2 表現系の教科(音楽・美術・体育など)についての基礎的な素養とそのいずれかについての積極的な関心が求められます。
- 3 日本語の文章力、およびコミュニケーション力が求められます。

「建学の精神」

仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えて人を造る。

「基本理念」

本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。

このアドミッション・ポリシーは、受験生、保護者、高校教員及び地域社会に明確に伝わるよう、『大学案内』、『学生募集要項』、『入試ガイド』、本学ホームページ等に掲載して公開するとともに、オープンキャンパスや進路指導担当の高校教員を対象とした「進学説明会」、受験生対象の「入試相談会」、教職員による高校訪問等さまざまな機会を活用して周知している。【資料 3-1-1】 【資料 3-1-a～3-1-c】

令和 6(2024)年度にはオープンキャンパスを合計 23 回開催した。このオープンキャンパスでは、高校生と保護者に向けた大学説明や入試サポート講座において、アドミッション・ポリシー、教育目的、教育理念およびカリキュラム等について説明している。さらに、普段の授業や実習の様子などを教員・在学生に直接質問できるコーナーを設けるなどして、高校生・保護者が大学のアドミッション・ポリシーと教育内容の理解を深める機会を多く

作っている。また、高校内や別会場で開催される大学説明会や進学ガイダンス、大学教員が高校に出向いて大学の授業を行う出張授業等にも積極的に参加し、その場で高校生にアドミッション・ポリシーや本学の特色、キャンパスの様子等を説明している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れにあたっては、「こども教育宝仙大学入学者選考規程」、および入試委員会内規により、「入学試験問題作成等小委員会」および「入試実施小委員会」を設置し対応している。**【資料 3-1-3】**

学長から委嘱された委員長、副委員長、委員で構成される入学試験問題作成等小委員会は、入試問題の作成、点検および答案の採点を行う。一般選抜の作問及びその他の入学試験問題の作成はすべて大学が自ら行っている。入試実施小委員会は、入学者選抜方法の種別に応じ判定会議を開催し、可否判定原案を教授会に提案する。可否については、学長から意見照会を受けた教授会の議を経て、調査書、学力試験、面接、小論文等を総合判定して、学長が決定している。**【資料 3-1-d】**

入学試験の実施にあたっては、実施本部を設置し、入試実施小委員会作成の実施要領に従って、事前に教員に対して入試実施説明を行う等、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜における体制、組織が整備されており、公正かつ厳正な体制のもとに実施している。

本学の入学試験は、アドミッション・ポリシーを踏まえ、表 3-1-1 のとおり令和 7(2025)年度入試では 5 種の入試区分を備えている。入学者の選考方法を多様化させることによって、志願者の受験選択肢を広げ、受験機会を多数設け、多様な学生の受入れに努めている。

【資料 3-1-e】

表 3-1-1 入学試験の概要

入試区分	内 容
一般	一般選抜は、国語と英語の 2 教科のうち 1 教科の選択筆記試験および面接を行う I 類型と、国語と英語の 2 教科の筆記試験を行う II 類型がある。I・II 類型ともに、英語資格・検定試験の活用も採り入れ、対象となる英語資格・検定試験の基準を充たしている場合、英語筆記試験を免除し、見なし得点で評価を行っている。I 類型で面接を選考方法にしているのは、本学の専門領域への意欲と各教科への関心や文章力を含む基礎学力とともに、アドミッション・ポリシーにも示されたコミュニケーション能力を重視し、建学の精神の理解と社会への活用、表現系の教科の素養や関心なども確認するためである。一方、II 類型では、各教科への関心を保持し、本学において高次の専門知識と豊かな教養を身につけるための基礎学力をより重視した選考方法となっている。I・II 類型ともに A 日程(1 月)、B・C 日程(2 月)および D 日程(3 月)の計 4 回実施している。

共通テスト 利用	大学入試共通テストの国語と英語の 2 教科のうち 1 教科の成績および面接によって合否を判定する I 類型と、国語と英語の 2 教科の成績による II 類型がある。I・II 類型ともに英語資格・検定試験の活用も採り入れ、対象となる英語資格・検定試験の基準を充たしている場合、所定のみなし得点または大学入学共通テストの英語の得点のいずれか高い得点を採用している。I・II 類型ともに A 日程(1 月)、B・C 日程(2 月)および D 日程(3 月)の計 4 回実施している
社会人	社会人とは、本学規定の出願資格を満たし、かつ 2 年以上の社会人経験を有する者をいう。小論文および面接により勉学の希望と意欲を判定する選考方法である。A 日程(9 月)、B 日程(10 月)、C 日程 (12 月)、D 日程 (1 月) および E 日程 (2 月) の計 5 回実施している。
学校推薦型	高等学校等在籍生徒または前年度の卒業生徒を対象とし、高等学校長等の推薦を受けた者の中から、面接および書類審査により選考している。推薦書の推薦理由をはじめ、高等学校等に在学中の学業に励み、各教科に関心を保持していることを問う。面接を実施しているのは、一般入試の項で述べたのと同様に、アドミッション・ポリシーに沿った意欲の高さやコミュニケーション能力等を重視しているためである。また、これまでの入学状況を反映させた学校推薦型(指定校)も実施している。これらは、A 日程(11 月)および B 日程(12 月)の計 2 回実施している。
総合型	本学のアドミッション・ポリシーに沿って、4 種類の選考方法で試験を実施し、本学への入学意欲や保育への関心、日本語の文章力、コミュニケーション能力等の資質を評価している。R 方式では事前に示された課題レポート、個別面接および出願書類、S 方式では絵本の読み聞かせ、ピアノ独奏または弾き歌い、身体表現(ダンス)、絵画表現(造形)の中の 1 課題の発表、個別面接および出願書類、探究方式では探究的な学びの経験について発表、個別面接および出願書類、高等学校の幼児教育・保育コースに在籍する生徒を対象とした総合型選抜(幼児教育・保育コース)では事前に示された課題レポート、個別面接および出願書類により合否を判定する。これらは A 日程 (9 月)、B 日程 (10 月)、10 月以降随時実施される C 日程の計 9 回実施している。

また、令和元(2019)年度入試から、学則第 30 条にもとづき、編入学試験を実施している。短期大学、高等専門学校を卒業または卒業見込みの者で、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の両方を取得または取得見込みの者を対象とし、面接と提出書類により合否を判定するもので、令和 7(2025)年度入試では、A 日程(9 月)、B 日程(10 月)、C 日程(12 月)、D 日程(1 月)、E 日程(2 月)の計 5 回の試験日を設けた。

さらに令和 5 (2023) 年度入試から、学則 30 条にもとづき、転入学試験を実施している。幼稚園教諭免許状及び保育士資格を持たない大学・短期大学の卒業者等を対象に、面接と提出書類により合否を判定するもので、令和 7 (2015) 年度入試では、編入学試験と

同じ試験日とした。

< 検証について >

本学では一般選抜・共通テスト利用選抜を含め、すべての入試区分で面接を取り入れており、入学者のほとんどが面接評価を経て、入学している（令和 7(2025)年 4 月新入生 88 名中 88 名全員が面接を受審）。面接では幼児教育・保育を志望する理由や、表現系科目に関する基礎的な素養や関心、コミュニケーション力等といったアドミッション・ポリシーに掲げた意欲と能力を有しているかを確認し評価している。また卒業時の学修成果からもアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入の結果を検証している。幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とする本学に入学した学生は、4 年間の学修期間の中で、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位および保育士資格取得に必要な単位を修得することが求められるが、令和 6(2024)年度卒業生のうち、93%が保育士資格を取得し、84%が幼稚園教諭一種免許状を取得しており、就職内定者の約 92%がこの免許・資格を活かした職に就いている。

これらの結果から、「幼児教育や保育を学ぶ強い意欲があり、本学の教育課程で身につけた能力を社会で生かそうという人を求める」というアドミッション・ポリシーに沿った入学者を本学が受け入れていることが実証されると考えられる。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員、入学者数、収容定員および在籍者数は、【表 3-1-2】 のとおりである。過去 5 年間の平均入学定員超過率は 0.96 である。また年度別にみた収容定員に対する在籍者数比率は、令和 3(2021)年度 99%、令和 4(2022)年度 100%、令和 5(2023)年度 102%、令和 6(2024)年度 93%、令和 7(2025)年度 87%と、教育環境確保の観点から適正に推移している。

表 3-1-2 入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数の推移(人)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
入学定員	100	100	100	100	100
入学者数	116	86	104	86	88
収容定員	400	400	400	400	400
在籍者数	396	400	406	373	349

(各年度 5 月 1 日現在)

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 アドミッション・ポリシーを示す部分の URL

【資料 3-1-2】 アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 3-1-3】 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

【資料 3-1-a】 こども教育宝仙大学 2025 大学案内

【資料 3-1-b】 2025 年度 学生募集要項

【資料 3-1-c】 入試ガイド 2025

【資料 3-1-d】 入試判定教授会議事録

【資料 3-1-e】 2025 年度学生募集要項

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

以下に示すさまざまな仕組みを通して、教職協働による学修支援に関する実施体制を適切に整備・運営している。

◆学生指導における教員と事務職員との協働

教員研究室と、講義室、学生自習室、学生ホール等学生の居場所を近接した配置としている。これは、授業時間外の学生に対する補習や学修支援を容易にするものである。さらに、カリキュラム進行にあたり、座学や演習科目等に配慮しながら、教員と職員とが緊密に協働して時間割や教室決定を行い教育指導体制の充実を図っていることは本学の特色といえる。専任教員は各々週 2 コマの「オフィスアワー」を設け、学生の勉学上の質問や相談に応じている。【資料 3-2-4】

また、各委員会のいずれにも教員と事務職員が必ず構成員として参画していることは、本学の特徴といえる。特に、学生への学修支援として、教務・学生課が教務委員会および各教員と連携をとりながら、履修指導から学修の進め方、さらには成績・単位修得に関する指導、支援を行っている。

◆ゼミや演習科目等の担当教員間の緊密な協働

1 年次から 4 年次までの必修ゼミ科目を専任教員が担当し、ゼミに所属する学生のアドバイザーとなる。アドバイザーは少人数制を生かし、入学から卒業までの修学、生活、進路等、大学生活全般に関するさまざまな事柄について相談を受け、支援をしている。アドバイザーである各ゼミの専任教員は学年毎に定期的にゼミ担当者会を開催し、学生への指導・支援水準の維持と、学生個々の様子を把握するため学生の情報を共有するよう努めている。

例を挙げると、初年次教育となる 1 年次の「基礎ゼミ」は、大学生として自発性・主体性をもった学生生活を送るための導入教育として位置づけられている。大学生として学ぶ姿勢や基本的事項、アカデミックスキル等を理解し身につけることや、将来保育者を目指すという目的意識を維持していくために、担当教員間で事前の打ち合わせを綿密に行い、年間を通して学修内容の共通化を図り、全体指導や少人数指導を組み合わせ工夫しながら進めている。また「音楽と表現 I」を例に挙げると、1 学年を 12 クラスに分割してピアノ

指導等を行っており、担当専任教員が中心となって非常勤教員と協働して指導内容を検討し、指導および評価水準を合わせながら授業を進めている。成績評価においては、評価基準の明確化を図り、担当教員全員が立ち会う公開の実技試験を行う等して平準化を図っている。【資料 3-2-a～3-2-b】

◆GPAに基づく指導による学修支援体制の整備

1 単位あたりの高い学修成果を上げるとともに学業成績を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いている。GPAは、授業科目の成績評価について、S=4.0、A=3.0、B=2.0、C=1.0、F=0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。また、GPAを卒業判定や教育実習・保育実習の受講、次学期の履修登録単位数の上限値、奨学金採用者決定、ゼミ決定の際の選考等に活用している。

本学では、ひとつの学期におけるGPAが2.0未満である場合、当該学生に対してアドバイザーが指導を行うことにしている。また、2.0未満の学期が2回連続した場合または通算3回となった場合は、学生および保証人に対してアドバイザーが指導することになっており、さらに2.0未満の学期が3回連続した場合または通算4回となった場合は、教授会の議を経て、本人および保証人に対し、学部長が在学についての意思確認ならびに厳重注意を与え、学生の修学を促す指導をきめ細やかに実施している。この面談においては、アドバイザーと学部長が2名体制で対応している。面談を早目に行うことで、学生の置かれている状況や困りごとを把握し、その後の改善につながることも多い。一方で、進路変更希望や心身の不調により休学や退学を希望する場合もある。【資料 3-2-b】

◆教員による学修サポート

学修上の課題や困難を抱える学生に対して教員が学びの支援を行うとともに、学修意欲の向上及び中途退学防止につなげる目的で、2021（令和3）年度秋学期より学修サポートを開始した。2023（令和5）年度までは1名の教員で対応していたが、2024（令和6）年度には「HOSEN WAY III」のプロジェクト（No.11）に組み込まれ、4名の教員と1名の学生相談室カウンセラーの5名体制となり学修サポートの充実が図られた。支援にあたっては、掲示ポスターやアドバイザーや支援担当からの声掛けなどをきっかけに申し込んだ学生本人と面談を通じて支援内容を検討し、主に授業課題やレポートの作成支援、試験対策、情報機器の操作支援、文章作法などのリメディアル教育の提供といったサポートを定期的に行っている。学生の支援状況については、必要に応じてアドバイザーに連絡し、学生の生活の見直しや学習態度の改善などの指導につなげている。また、毎月の教授会で報告することによって全教員で情報共有がなされている。2024（令和6）年度の総対応時間は85時間を超え、対応回数は300回を超える。

◆実習訪問指導における教職員間の協働

教員間の協働では、1つの例として実習指導もがあげられる。保育者養成校として重要な科目である教育実習、保育実習の事前指導の一部および実習訪問指導をすべての専任教員が担当し共通理解に基づいて進めている。指導にあたっては、教員間の協働による学生

への指導水準維持と、学生個々の課題の的確な把握のするため、FD 研修会等を利用した研修会を開催し、全専任教員が実習科目担当教員および実習・キャリアサポートセンター職員等と連携して、学生の情報を共有しながら対応している。また、全専任教員が出席する教授会前の学生に関する情報交換会(月 1 回)においても活発な議論がなされ、また、事案によっては非常勤講師とも細やかな連携を図っている。

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

本学に大学院は設置されておらず、大学院生による TA 制度はない。したがって、正確には SA(Student Assistant)制度の活用といえるが、平成 26(2014)年度より優秀な 3・4 年次の学部学生を TA として採用し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせて学部教育におけるきめ細かい指導の実現を図っている。【資料 3-2-3】

◆TA の活用による学修支援の充実

学生が教員とともに、大学教育を補佐および援助することを通じて本学の教育の向上に資するのみでなく、担当する学生がアシスタント経験を通じて自らの教育力を高めることで、自身のキャリア形成の一助とすること等をねらいとしている。TA 採用については、各授業の履修者が確定した時点で、担当教員より TA として採用する学生氏名、該当授業日時とコマ数を記入した申請書が教務委員長宛に提出され、大学運営会議の議を経て決定している。また、TA に対しては活動を始める前に、授業担当者が「ティーチングアシスタント・マニュアル」について資料に沿って説明し、その内容について承諾の署名をさせる形で運用している。【資料 3-2-c】

◆オフィスアワー制度の実施

専任教員は週 2 コマのオフィスアワーを設置し、学生に周知の上、有効に活用している。本学は教員と学生が近い関係にあり、オフィスアワーに限らず、日常的に学生が教員の研究室を訪ねて実習や授業に関わる質問等を行っている。また、教員の方も気軽に学生に声を掛け、学生の状況に合わせてさまざまなニーズに応えている。気がかりな学生については、教員が 2 名体制で学生に会って話し合うことなども日常的に実施している。各学年のゼミ担当者会議も定期的に行われており、学生情報を共有しながら学生支援や対応を行っている。【資料 3-2-4】

◆障がいのある学生への配慮

障がい学生支援委員会が中心となり、学生相談室やゼミ担当教員(アドバイザー)と連携を図りながら支援を行っている。障がいのある学生については、学生の自己理解を深めつつ環境調整を含めた支援について当該学生とともに考えるために、本人の同意を得た上で学生相談室において WAIS-III(Wechsler Adult Intelligence Scale)等の認知検査を実施することにより、本人の特徴についてアセスメントを行う場合もある。また、必要に応じては専門医療機関や保証人との連携も図っている。アセスメント結果を学生自身にフィードバックしながら、就職や卒業の進路決定をする際にも役立てている。

合理的配慮の提供については、令和 6 (2024) 年からの義務化に伴い、支援体制を整備

し、教職員の協力を得て実施している。配慮を要請する場合には、障害のある学生の状況について学生相談室で聞き取った上で、「合理的配慮に関する申込書」と「合理的配慮に関するお願い」（配布文書）を相談員とともに学生の自署入りで作成し、それを障がい学生支援委員長と学部長の承認を経て連名で担当教員へ配布している。さらに、書面だけでは具体的な配慮内容がわかりにくい場合には委員長が口頭による説明を加え、当該学生がどのような配慮を受けることによって学修環境が整うかについて担当教員と話し合いながら対応している。その上で、定期的に該当学生から聞き取りを行い配慮状況について確認している。なお、令和6（2024）年度に合理的配慮を申請した学生は春学期9名、秋学期6名であった。【資料3-2-5】

◆中途退学、休学及び留年への対応

IR委員会が、過去（2013-2018）の中途退学者についてその傾向を分析したところ、退学の時期は1年次、2年次の順で多く、3年次以降では中途退学は急速に減少することがわかった。また、1年次で退学する学生の中には、心身の不調により学業継続が困難になった例や進路変更の例が多く見られた。他方、初めての保育実習（12日間）等で自信を失い保育への適性を悩んだ例や、新しい人間関係の構築に苦戦した例などもあったが、このような学生については教員による丁寧な面談や相談を継続することにより退学を踏みとどまった例も複数あった。これらの分析結果により、中途退学者を減らすためには、入学後の早い時期からの教員と学生との関係作りが必要であることや、欠席が続いた場合にはできるだけ早く個別に声掛けをして、その背景について学生とともに考え改善策を具体的に話し合うことが重要であることを教員間で共通理解した。このため、1年基礎ゼミや2年ゼミではアドバイザーによる個人面談を春学期の早い時期に実施し、学生の状況を把握するなどの対策を採っている。

休学については、学業不振や体調不良、経済状況の悪化等により休学をする例があった。この場合は、大学復帰後の学修計画を休学前に充分話し合うことが重要であった。また、留年に関しては、単位修得状況が芳しくなく4年間での卒業が難しいとわかった時点で、学生本人及び保証人に丁寧な説明を行い、その後の学修継続について確認を取りながら支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】学修支援に関する方針・計画

【資料3-2-2】学修支援に関する会議体の規則

【資料3-2-3】TA、SA などに関する規則

【資料3-2-4】オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書

【資料3-2-5】障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

【資料3-2-6】退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

【資料3-2-a】2024年度FD活動報告書

【資料3-2-b】授業ハンドブック2024

【資料3-2-c】ティーチングアシスタント・マニュアル

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学ではキャリアサポート委員会、実習・キャリアサポートセンターが中心となって、学生へのキャリア形成や就職活動の支援を行っている。

令和 6(2024)年度のキャリアサポート委員会は、学生への求人情報の提供と就職活動中の学生への相談・助言、キャリアガイダンスやオリエンテーションの企画・実施、学生のキャリアについての意識や動向の調査とその分析、卒業生の就職先や求人企業および保育施設との連携や関係づくりなどを行った。【資料 3-3-1】 【資料 3-3-a】

■学年に応じたキャリアガイダンスの実施

学生のキャリア形成や進路選択、進路決定に向けて、各学年における教育課程や保育現場での各実習での学びや経験に合った形でキャリアガイダンスを企画し、学生の参加しやすい授業時間帯や実習期間を考慮して実施している。また、体験学習や実習指導、各学年のゼミでの学びの内容とキャリアガイダンスの内容が一致する場合、キャリアガイダンスと各授業とで連携して行う場合もある。外部講師が担当するガイダンスなど、希望するすべての学生がガイダンスを受講できる状況ではない場合、資料配布や追加指導などを行い、学生の受講機会を保障する工夫も行っている。【資料 3-3-b】

【表 3-3-1】 各年次におけるガイダンスの概要

1年次	<こどものことを考える大学生になる> 大学生活とキャリア形成を考える、保育者の仕事について理解する等
2年次	<実習生として社会に出る> 保育現場での学びを考える、社会人のマナーとコミュニケーションを学ぶ等
3年次	<社会人としての一步を踏み出す> キャリアデザインを学ぶ、働く姿をイメージする、業界や業種を知る、未来の仕事を考える等
4年次	<社会に資する人間になる> 就職活動の準備を進める、履歴書を仕上げる、自分に最適な選択への職場理解を深める、社会人としての基礎力向上等

実習や就職活動の土台となる成人基礎力の向上、それ土台とした希望進路の実現を目指し、ゼミ等との授業と連携のもとガイダンスを行った。

以下、令和6(2024)年度に実施した各学年の概要を示す。

[1年次(4回)]

「基礎ゼミ」と連携し、成人基礎力となる文書作成やマナー等の指導(通年)、大学でのキャリアサポートの概略の説明(春学期)、キャリア形成と就職活動の流れの説明(秋学期)、保育の仕事の魅力に触れ、理解を広げるため外部講師を招へい(保育の現場を知るI)した。

[2年次(3回)]

年初のオリエンテーション、キャリア形成と成人基礎力の醸成(保育実践演習と連携)、保育実習Iと連携し、社会人としての基礎的なマナーのガイダンスを外部講師を招聘して行った。

[3年次(3回)]

早期化する就職活動に対応し、3年次のうちに就職活動への意識づけや、就職内定者の体験談を聴くガイダンスを専門研究ゼミと連携で行った。秋学期には学年全員の進路確認面談を行った。

[4年次(7回)]

履歴書の書き方、就活の心構え、志望先の絞り方と求人票の見方、マナーのガイダンス、4年生全員へ最低2回の個別面談も行った。今年度よりハローワーク現地に足を運び利用を促進する「ハローワークツアー」、一般就職希望者向けおよび施設就職希望者ガイダンス、公務員試験2次試験対策講座など、学生の進路希望に合わせた支援も行った。さらに、就職を見据えた意識づけのガイダンスも行った。

[学年横断ガイダンス]

学年を問わず幅広い参加を求めたガイダンスは、卒業生を招き、社会人としての各施設での保育者の働き方を知るガイダンスなど5回行った。

公務員対策としては、現職公務員との座談会のほか、公務員関係のガイダンスは6回行った。

■キャリア教育科目「職業と社会」の開講

科目「職業と社会」を開講し、社会的自立、職業的自立について考える機会とした、就きたい職業・夢を考え、自分の今後の職業選択をする中で「10年後の自分を創造する」ことを目指し、以下の到達目標を掲げている。

- 1 社会の構成を理解する
- 2 家族の法律について概要を理解する
- 3 社会保障制度の概要について理解する
- 4 どのような家庭を作りたいか、自分なりの意見を持つ
- 5 「エンプロイアビリティ (employ+ability)」(雇用される力、就職できる力) という考え方を理解する
- 6 保育士資格、幼稚園教諭一種免許が客観的エンプロイアビリティであることを理解する
- 7 保育所、幼稚園の仕事を理解する
- 8 児童養護施設等の仕事を理解する

9 職業選択の方向性を見出す

10 自分なりのエンプロイアビリティの方向性を見出す

【資料 3-3-2】

3-3-② キャリア支援体制の整備

■キャリアサポート体制と内容

学生のキャリアに関わる相談・助言を行う場として、本学 1 号館 2 階の「実習・キャリアサポートセンター」にキャリア支援担当職員 2 名が常駐し、平日 9 時～17 時の間、学生のニーズに合わせた支援の体制を整えている。

当センターは、2022 年開設のキャリアサポートセンターと実習指導室が統合した組織である。本学学生にとって、保育・福祉現場における実習での学びや経験はキャリア形成のプロセスでもあり、実習から卒業後の進路選択・決定は連続的な流れを持つことがほとんどである。保育者養成の単科大学である本学学生の特性に応じ、実習とキャリア形成を一体的にサポートしていくことを目的として発足したものである。

実習・キャリアサポートセンターにおけるキャリア形成支援には以下のものがある。

1) 就職支援

- ①採用情報の集約と発信：幼稚園・保育所・こども園・公務員・施設・一般企業等への就職に向けた、「求人票」「案内パンフレット」などの情報の集約と整理、発信、幼稚園・保育所、企業等の説明会や就職セミナー、見学会などの情報提供を行っている。
- ②就職試験受験のための履歴書の添削や面接練習など個別の対応が必要な学生に対しては、実習・キャリアサポートセンター職員に加え、必要に応じて適宜キャリアサポート委員の教員が個別に相談・援助にあたっている。また、新卒応援ハローワークなど外部の専門機関と連携した個別相談体制も整えている。

2) アルバイトやボランティアの紹介

保育や子ども福祉についての理解を深めるため、本学では実習や体験学習先以外でもさまざまな現場を経験し、学びを広げていくことを推奨している。実習・キャリアサポートセンターには保育施設等から寄せられたアルバイトの求人やボランティアの求人も数多く寄せられており、キャリア形成のための重要な機会として、積極的に学生に紹介している。

3) その他

- 学内キャリアガイダンスの案内
- キャリアアップのための講座・検定の情報提供

【資料 3-3-c】

過去 3 年間の当センターの利用状況は【表 3-3-2】の通りである。

【表 3-3-2】 実習・キャリアサポートセンター：年間個別面談件数

令和4(2022)～令和6(2024)年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (累計)
R4年度 個別面談数	13	9	24	79	16	49	48	63	27	19	21	14	382
R5年度 個別面談数	22	18	25	89	32	43	41	35	41	69	17	9	441
R6年度 個別面談数	22	18	7	92	16	25	38	4	69	28	20	6	345

■キャリアサポート体制の検証と改善に向けて

キャリアサポート委員会では毎年卒業生に向けて、就職活動の状況やキャリアサポート体制について聞き取る「キャリアサポートアンケート」を行っている。アンケート内容から最新の学生の就職活動に関する情報を把握・分析し、キャリアサポート体制の効果検証および次年度以降の支援のあり方に生かしていく。

【資料 3-3-d】

■現場体験と学生のキャリア形成について

本学では1年次から保育現場をはじめ、子どもと関わる機会があるアルバイトやボランティア、サークル活動を行う学生が多く、特に保育現場でのアルバイトやボランティアが就職につながるケースも例年認められる。これらの実習とは異なった立場で学生時代に保育現場や子どもと関わる経験は、みずからの保育者としての適性や目指す職種を見極めることや、職場の選択に生かされている。

また、多様な現場で活躍する卒業生から話を聞くことで、卒業後の具体的なキャリア展望の形成につながることを目的としたガイダンスも行っている。令和6(2024)年度には7月に私立幼稚園、保育所、公務員、施設、一般企業勤務の卒業生を一堂に集めて話を聞くガイダンス、自治体ごとの公立保育所の特色や働き方を知るため、公務員保育者として働く卒業生を招いたガイダンスを行った。また、保育留学希望者に留学中や留学後の展望を具体化させることを目的とし、保育留学を経験して英語保育の保育施設に就職した卒業生の話を聞くガイダンスを10月に行った。

さらに本学ではさらなるキャリア形成の機会として、令和7(2025)年度入学生から「インターンシップ」(3年秋学期開講)を設置している。令和9(2027)年度から『インターンシップ』科目を設け、幼稚園や保育園などの保育現場や児童福祉施設、一般企業などでのより実践的な現場体験の場を提供し、キャリア形成に資する機会を作るべく、有機的な学びにつながるインターンシップ先の選定を進めている。

■「実習発表会&施設説明会」「HOSEN 保育フォーラム」の実施

令和6(2024)年8月に、実習や就職先として学生が世話になっている幼稚園・保育園の長や主任等にご参加いただき、「保育を語ろう！～実習発表会&施設説明会」を実施した。この会は、幼稚園教育実習の発表会と、就職や実習受け入れで本学と良好な関係を結んでい

る法人や園を学生に紹介する会を一体化し、本学学生と幼稚園・保育園の相互理解を深めることを目的として令和 6(2024)年度はじめて開催したものである。実習発表会では、幼稚園・保育園の先生方に学生の実習での学びを聴講し、ご意見をいただくことで学生の学びとすると同時に、本学学生の学びの状況や特性をご理解いただくことが出来た。また、実習発表会と同一フロアに各法人・園ごとにブースを作り、実習発表会の発表者である 4 年生の学生だけでなく、聴講者として参加した 3 年生の学生が各ブースを訪れ、各法人や園の保育の特徴や働き方を説明を聞く機会を設けた。発表会での質疑応答や法人・園のブース内でのやり取りを通じ、相互理解の機会として好評を得ることが出来た。この会に参加した法人への就職者数は前年度に比較してほぼ倍増であった。

また令和 6(2024)年 11 月に、HOSEN 保育フォーラム「こどもも大人も一緒に育ち合う『共育て共育ち』」と題し、横浜市の保育園の園長や先生にご登壇いただき、大学外部からの参加者 44 名、保育関係者のほか大学教員、出版関係者など多様な視点からの意見交換を行うことができた。【資料 3-3-e】

■過去 3 年間の卒業時の進路決定状況について

令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度の進路決定状況は、【表 3-3-3】の通りである。

【表 3-3-3】 令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度 進路決定状況

		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
		人数	対就職希望者比率	人数	対就職希望者比率	人数	対就職希望者比率
卒業年次在籍者数		88		114		110	
就職希望者数		78		97		91	
内定先の就職希望者の	幼稚園	20	25.6%	13	13.4%	10	11.0%
	保育園	33	42.3%	35	36.1%	37	40.7%
	認定こども園	1	1.3%	4	4.1%	3	3.3%
	公務員・社会福祉事業団	15	19.2%	22	22.7%	26	28.6%
	養護・障害等福祉施設	3	3.8%	13	13.4%	8	8.8%
	民間企業	6	7.7%	10	10.3%	7	7.7%
就活中(就職未決者)		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
就職内定率		78	100.0%	97	100.0%	91	100.0%
い 就学職の進路な	進学他	1		0		1	
	非就活等(家事・療養等)	3		5		4	
	その他(休学・留年等)	4		4		9	
	一時的な職に就いた者、等	2		8		5	

全体として、保育者に対する求人が非常に多い状況が追い風となり、高い就職内定率を維持している。また近年、公務員・社会福祉事業団とそれに類する団体への就職率が上昇している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 キャリア支援に関する方針・計画

【資料 3-3-2】 キャリア支援に関する授業科目名一覧

【資料 3-3-3】 キャリア支援に関する会議体の規則

【資料 3-3-4】 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧

【資料 3-3-a】 2024 年度求人パンフレット

【資料 3-3-b】 令和 6(2024)年度キャリアガイダンス年間計画

【資料 3-3-c】 学生生活ハンドブック 2024

【資料 3-3-d】 令和 6(2024)年度キャリアサポートアンケート結果(抜粋)および所見

【資料 3-3-e】 「実習発表会&施設説明会」「HOSEN 保育フォーラム」アンケート結果

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

◇組織・運営

学生生活支援に関する中核として「学生厚生委員会」が組織されているほか、「学生相談室運営委員会」、「ハラスメント防止委員会」、「障がい学生支援委員会」、および「キャリアサポート委員会」が組織されている。また、心と体の健康支援として「学生相談室」「保健室」、学生生活全般の具体的な手続き等の支援として「教務・学生課」、「キャリアサポートセンター」、さらに日常的に学生たちと個別相談が出来るよう、ゼミ担当教員が「アドバイザー」としてが配置されている。これらが密に連絡を取り合いながら、学生一人ひとりを丁寧に支援している。

全学年に設けられている必修ゼミは 10 名程度の学生で構成され、専任教員がアドバイザーとして各ゼミを担当している。アドバイザーは、入学時から卒業時まで、修学上の質問や相談への対応、友人関係等学生生活における悩みや相談への対応、宝仙祭や式典行事等への支援等、学生生活のさまざまな場面で学生たちと接し、必要に応じて指導・助言等を行っている。アドバイザーとして学生の相談を受け、指導を行うための時間としてオフィスアワーを設定しており、毎週授業 2 コマ分に相当する時間があてられている。

【学生厚生委員会】

学生厚生委員会は、他の委員会や教職員と連携しながら以下に関する活動を行っている。

- ・ 学生生活環境に関わること
- ・ 心身の健康に関わること
- ・ 学友会、サークル活動、学内行事(入学式、学位記授与式、仏教式典、宝仙祭等)の運営に関わること
- ・ 奨学金および学資貸付金に関わること
- ・ 学生生活の実態調査
- ・ 避難訓練
- ・ その他学生生活上必要な事項

支援内容および支援の具体的な手続き等は、学生厚生委員会と教務・学生課が共同で発行する『学生生活ハンドブック』にまとめられ、毎年見直し、学生に配布することで周知を図っている。特に、新入生に対しては、入学後すぐに設定されているオリエンテーションで、このハンドブックを使い説明している。また、学生生活における、マナーとルールに関して、あいさつ、授業態度、服装、飲食、美化・ごみの分別、資源の節約、禁酒・禁煙などについて、保育者を目指す学生としての意識を高められるよう注意喚起を促し、啓発ポスターなどを提示することなども含め指導している。特に禁煙に関しては、東京都及び中野区の条例に従い、学内学外での禁煙を指導している。【資料 3-4-1】

＜奨学金等経済的支援の実施＞

- ・ こども教育宝仙大学奨学生制度

建学の精神に基づき、学修および意欲的な学生生活を推奨することを目的として創設した本学独自の奨学金で、令和 6（2024）年度 13 名の学生に成績、学内活動、経済的な支援の観点からの給付を行っている。【資料 3-4-2】

- ・ 日本学生支援機構による奨学金、その他の奨学金

学生の経済的支援については、日本学生支援機構奨学金(給付、第一種、第二種)、社会福祉法人東京都社会協議会、あしなが育英会、公益財団法人交通遺児育英会、一般財団法人関育英奨学会、一般財団法人篠原欣子記念財団、公益財団法人朝鮮奨学会などの奨学金を活用している。令和 6（2024）年度の日本学生支援機構の奨学金を受けた学生は 172 名（給付 60 名、第一種 29 名、第二種 83 名※一部重複あり）で、また、東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付 9 名、あしなが育英会奨学金を受けた学生は 1 名である。本学奨学金、日本学生支援機構奨学金、地方自治体や民間団体の奨学金に関する情報については、『学生生活ハンドブック』に掲載し周知している。【資料 3-4-a】

＜課外活動・サークル活動等＞

学生の課外活動である学友会やサークルに対しては、専任教員が顧問となり、学生厚生委員会と連携を取りながら全面的にバックアップしている。活動内容の相談や施設利用、活動費等さまざまな面での支援を行い、また、サークルの新規立ち上げやその他の希望についても相談に応じている。

<学友会>

学友会会則に則り、会員で組織する学友会執行部が中心となり、学生総会、宝仙祭、サークル協議会、その他学内学生行事等を運営している。行事等の運営に際しては、学生厚生委員担当専任教員が学友会活動を支援している。**【資料 3-4-3】**

<サークル活動>

学友会はサークルを設けることができ、サークル運営のためにサークル協議会を置いている。各サークルでは、顧問となる専任教員との連携のもとサークル活動を推進している。サークル協議会は学友会会長、サークル協議会会長および各サークル長により組織され、サークルの予算・決算、学友会とサークルの連携などに関する事項について協議し、運営している。学生厚生委員会では、学生厚生委員サークル担当教職員が、協議・運営の支援にあたっている。**【資料 3-4-b】**

<学園祭、その他の行事>

宝仙祭(学園祭)は、学友会執行部学生により組織されている宝仙祭実行委員会によって、自主企画も含め運営されている。また、宝仙祭は宝仙学園部門全体で合同実施されているため、実行委員は、宝仙祭合同部門会議に参加し企画・運営にあたっている。その際、学生厚生委員担当教職員は、宝仙祭実行委員幹部と適宜綿密な打合せを行い企画・運営の支援にあたっている。また、「こども教育 HOSEN WAY」の一環として、学生による行事の企画運営も学友会執行部が担当しており、令和 6 (2024) 年度は、春・秋学期ともに学生の企画によるスポーツデーを実施した。実施にあたっては、会場の選定、確保およびプログラムの内容検討などについて学生厚生担当教職員が支援にあたった。

加えて、災害時(火災・地震発生等)に備え、避難訓練を全学で毎年実施している。

◇心身の支援 (健康相談・心理支援・生活相談など)

[保健室]

保健室は、1号館1階の学生からアクセスしやすい場所に設置している。大学生は、自分自身の健康管理への意識を育み、将来に向けて健康の保持増進のための生活習慣を身につけるべき大事な時期である。保健室には看護師が常駐し、定期健康診断や健康相談、応急処置などを行っている。定期健康診断は、毎年4月に「学校保健安全法」に基づき、業者委託により学内で実施している。健康診断に関する詳細は、春学期当初のオリエンテーションやポータルサイトを通じて周知し、また、学外実習(保育実習・教育実習等)には健康診断証明書が必携であることも重ねて周知徹底している。2次検査が必要となった学生については、保健室が個別対応を継続する。また、健康診断に先立って、学生には「健康調査票(既往症・予防接種等)」の提出を求めており、この健康調査票に基づいて保健指導上、また、授業上配慮が必要な情報については保健室が集約し、本人の了解と個人情報保護を前提に、関係教員・部門間で共有する体制を整えている。新型コロナウイルスをはじめとした「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、罹患報告及び治癒証明書を提出するよう周知している。**【資料 3-4-c】**

AED(自動体外式除細動器)は学内複数箇所に設置しており、使用のための講習会も毎年実施している。【資料 3-4-d】

[学生相談室]

相談室を 3 号館に設置して週 3 回(各 8 時間程度)開室している。基本的には予約制で専用アドレスや電話で予約を受け付け、2 名のカウンセラー(臨床心理士・公認心理師)が秘密厳守の上、面接相談を実施している。内容は、心身の不調、学業、人間関係、就職や進路、実習に関する事など幅が広く「よろず相談室」の位置付けである。尚、秘密厳守を保持しながらも、当該学生の了解を得た上で、さまざまな問題に関して学生相談室とアドバイザー、教務・学生課等が連携を図りながら支援している。年度初めに全学生対象に「大学生活のためのアンケート」を実施してメンタル面の全体的傾向を把握するとともに、個別相談の希望を取り対応している。

また、学生相談室運営委員会を毎月開催し、学生情報の共有や課題解決に向けて話し合いを重ねている。また、学生相談室をより身近なものとするために、年間 2 回「相談室開放日」と称して学生が気軽に参加できるよう、学生ホール等で身近な心理テストやストレスマネジメント等を実施している。これらの情報は、年間 4 回発行される「相談室だより」で周知する他、ポスター等も活用している。また、相談室だよりには、睡眠やリラクゼーション等に関するミニ知識を掲載している。【資料 3-4-d】

[生活相談]

生活相談については、奨学金やアルバイトの相談を含め、アドバイザーが中心となるが、教務・学生課や実習・キャリアサポートセンターも対応している。また、学費その他の入金については、春学期分は 4 月、秋学期は 9 月に保証人へ案内状を郵送し口座引落で収納しているが、ただし、家計の急変など何らかの事情により学費の延納や分納について希望がある場合は、事務部大学総務課が相談を受け付けている。また、犯罪被害や交通事故、悪徳商法(キャッチセールス、アポイント商法、マルチ商法)などについては、『学生ハンドブック』に注意事項を掲載する他、外部の専門相談窓口を情報提供するとともに、トラブルが生じた場合は、できるだけ早く事務部やアドバイザーに相談するよう促している。

【資料 3-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 学生生活支援に関する方針・計画

【資料 3-4-2】 学生生活支援に関する会議体の規則

【資料 3-4-3】 学生の課外活動の支援に関する規則

【資料 3-4-4】 奨学金に関する規則

【資料 3-4-a】 学生生活ハンドブック 2024(奨学金)

【資料 3-4-b】 学生生活ハンドブック 2024(サークル)

【資料 3-4-c】 学生生活ハンドブック 2024(健康支援)

【資料 3-4-d】 学生生活ハンドブック 2024(AED・学生相談室)

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

[校地]

都内中野区の中野坂上キャンパスおよび神奈川県に愛川グラウンドがある。中野坂上キャンパスの校地面積は、2,626 m²で住宅地域にあるものの、隣接した宝仙寺の緑豊かな恵まれた環境にある。東京メトロ丸の内線中野坂上駅、都営地下鉄大江戸線中野坂上駅から徒歩約 8 分にあり、至近距離に新宿副都心があり立地条件に恵まれている。また学園内には宝仙学園幼稚園、宝仙学園小学校、宝仙学園中学校および宝仙学園高等学校が隣地に設置されている。

[野外運動場]

愛川グラウンドを有している。神奈川県愛甲郡愛川町にあり面積 5,230.42 m²で、中野キャンパスから直線距離で 48 km の場所にある。小高い山の麓にあり、目の前を中津川の清流が流れ、環境的には良好な場所にある。維持管理については、気象状況等周辺事情を熟知している地元業者に管理委託し整備している。

[室内運動施設]

中野坂上キャンパス 4 号館に体育館を設置している。また、学園施設として宝仙ホールがある。

[校舎]

中野坂上キャンパスの校舎面積は、5,302 m²で 1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、5 号館(宝仙コモンズ)および 70 周年記念館(7 号館)からなる。普通教室は、必修のゼミ科目のための 15 人前後の教室と、実技、実習、演習科目のための 35 人前後を収容する教室、また学年全体が一同に会して行う講義科目用の 100 人前後の教室を設けている。授業内容に合わせた専用教室としては、音楽演習室および楽器庫、ピアノのレッスンと個人練習室を兼ねたピアノレッスン室、造形演習室、沐浴などの実習用の保育演習室、幼稚園・保育所の園児等が生活する機能を備えたプレイルーム、情報処理関係科目授業も行う CALL 教室(Computer Assisted Language Learning の略)を兼ねたパソコン演習室を設置している。パソコン演習室は、授業時間以外は学生に開放して、自由に資料作成や検索、語学の練習を行えるようにしている。

また、学生の健康相談や応急処置を行うことができるよう保健室を設置し看護師を配置

している。学生が学修や学生生活などの相談が受けられるよう、学生相談室を設けて、公認心理師や臨床心理士であるカウンセラーを2名配置している。また本学の教育の中核の1つである教育実習・保育実習の指導の場として実習・キャリアサポートセンターを設けている。さらに、学生の就職活動の便宜、指導を行うため、実習・キャリアサポートセンターがキャリアガイダンスを含め学生生活を早期より支援している。学生の自主的な学習を行う場所として自習室を置き、図書館と合わせて自学自習の場としている。学生が休憩、談話ができる場所として、第1学生ホール、図書館絵本サロンスペース、図書館前スペース、1号館屋上広場を設けている。さらに、5号館(通称宝仙 commons)は、1階は学生が休憩・談話ができる場所としての学生ラウンジ、2階は自学自習の場として学生専用パソコンを設置、3階の1室も学生ラウンジとして常設している。

[授業に活かす ICT 環境]

本学では、教育・学習活動を支える ICT 環境の整備を継続的に推進している。各教室には、プロジェクターやスピーカー等の映像・音響機器を設置し、ICT を活用した授業の実施を可能としている。キャンパス内においては、無線 LAN の整備を進め、教室、図書館、commons を含む主要な学習空間において安定したインターネット接続環境を確保している。あわせて、家庭での ICT 機器の利用が困難な学生への支援策として、ノート PC の学内貸出制度を設けている。今後も、教育の質向上を目的として、ICT 環境の一層の整備と改善に努めるとともに、利用者の利便性向上と学修支援の充実を図っていく。

3-5-② 図書館の有効活用

学内図書館は「こども教育宝仙大学図書館」と称し、本学の掲げる教育理念に基づき、「必要な図書館資料を収集、整理および管理を行い、本学の学生および職員の利用に供することにより、教育および学術研究に資すること」を目的としている(「こども教育宝仙大学図書館規程」第2条)。教育・研究支援の中心を担う機関として、特に、専門分野に関する資料として絵本の充実・提供を最重要として「絵本サロン」を設置する、こども教育・保育の専門図書館である。**【資料 3-5-3】**

総延べ面積は 288 m²、その内書庫スペースは 193 m²、書架の収容能力は 52,083 冊である。3号館1階と地下1階に位置し、集密書庫を含めてすべて開架式にしている。令和6(2024)年度末の図書資料数は 58,641 点、雑誌は 61 タイトルである。令和6(2024)年度図書資料受入総数は 969 点である。

データベースは「ジャパンナレッジ」を利用できるようにしている。年間利用状況は、表 3-5-1 と表 3-5-2 の通りである。前年度に比して、一人あたりの入館回数および貸出冊数については、全学年で増加傾向にある。

【表 3-5-1】 令和 6(2024)年度図書館入館者数(人)

区分/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	前年度	1人当たり
1年生	239	286	219	289	0	71	208	203	337	237	1	3	2093	2055	32.7
2年生	197	406	235	246	3	69	313	173	328	207	5	16	2198	1486	34.3
3年生	116	122	213	110	13	47	142	47	107	143	8	16	1084	1056	16.9
4年生	86	162	38	118	5	29	90	90	75	73	6	2	774	693	12.1
教職員	28	55	20	16	11	11	19	24	16	10	5	15	230	324	—
卒業生	2	3	4	2	0	1	3	3	5	4	0	0	27	0	—
小計	668	1034	729	781	32	228	775	540	868	674	25	52	6406	5614	

【表 3-5-2】 令和 6(2024)年度図書資料貸出冊数

区分/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	前年度	1人当たり
1年生	16	61	82	117	0	9	83	53	114	46	0	0	581	539	6.7
2年生	11	291	39	32	1	6	150	79	177	143	23	1	953	546	9.3
3年生	47	82	89	19	4	11	95	90	58	64	6	0	565	346	7.2
4年生	40	279	71	37	5	22	62	46	25	27	8	0	622	768	6.0
教職員	56	97	51	48	11	35	72	41	48	60	40	361	920	1253	—
卒業生	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	3	—
小計	170	810	332	253	21	83	463	310	422	340	77	362	3643	3455	

また図書館では研究・学修のサポートとして、NACSIS-ILL(※)を利用した相互貸借・複製サービスを行い、利用者と学外からのニーズに応えるとともに、学術資源の保存と活用をしている。紀要、ゼミ報告書等、学内の教育・研究報告資料を保存することに加え、学園内外との連携も図るようしており、学園誌の保管にも協力している。加えて OPAC 外部公開と JAIRO Cloud(クラウド型機関リポジトリサービス)で研究成果を公開しており、紀要等の閲覧やダウンロードにも対応している。【資料 3-5-4】

上記の基本的な図書館サービスに加え、図書館独自の活動として、学生図書館スタッフ(名称「としよすた」)を組織し、絵本を活用したイベントを企画実施する等、学生の図書館利用の活性化の促進や、図書館が学生生活の居場所空間として機能するように努めている。また図書館では、ゼミの文献検索等の図書検索講習、授業での利用対応、保育書・絵本の選書イベント、紙芝居レクチャー等、多様な活動を実施するとともに、特に令和 6(2024)年度は、所蔵する保育教材である「フレーベルの恩物」の活用推進をはかりそのイベントを企画・実施した。

さらに図書館利用促進・読書活動奨励のために「図書館講演会」を実施している。令和 6(2024)年度は、「フレーベルの恩物と創造性」をテーマに、和久洋三氏による講演会を 12 月 7 日に開催し、2、3 年生の学生と教職員を中心とした約 200 名の参加者より高い評価を得られた。その結果、図書館資料の有効的活用の促進につながった。【資料 3-5-a】

図書館委員会では様々な課題を検討し、大学運営会議で審議・決定している。選書については、教員の選定に加え、学生からのリクエスト制度を持ち、学生のニーズを把握した収集を心がけ、利用者サービスの向上をはかっている。また年間を通じ、SNS インスタグラムでの図書館情報の配信や新着図書紹介、教員を対象とした「雑誌記事特集リスト」の情報提供サービス等を行い、利用者の声を大切にする姿勢にも心がけている。

※NACSIS-ILL: 図書館間で行われている電子相互貸借サービス(文献複製や現物貸借の依頼及び受付)。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の安全性・利便性

本学では、バリアフリー環境への対応として、1号館および5号館にエレベーターを設置し、5号館の出入口にはスロープと自動ドアを設置している。また、4号館玄関の段差解消のために昇降機を設置し、1号館・4号館・5号館には車椅子対応の多目的トイレを設置することで、安全性と利便性の確保に努めている。さらに、各館の要所には手すりを設置するなど、施設全体でバリアフリー環境の整備を進めている。校舎間のアクセスに関しては、1号館と2号館が2階の連絡通路により結ばれており、教員研究室を含む両館間の移動が円滑に行えるよう整備されている。トイレについては、学生の快適性と利便性を重視し、大部分をシャワー付き洋式便器に更新している。また、手洗い場には自動水栓を導入し、省エネおよび衛生面への配慮も行っている。さらに、これらの改修工事を通じて、学内の環境改善に継続的に取り組んでいる。

本学校舎の耐震化率は100%であり、消防設備、建物設備、電気設備、エレベーター等の昇降機に関する法定点検はもとより、空調設備などの定期点検も実施し、施設の安全性維持に努めている。本学のバリアフリー対応については、法的規制等により改修が難しい箇所もあるが、教室間の移動や学内行事の際の動線配慮、インターネット環境の整備、教職員・学生の協力による支援体制により対応している。今後も、整備計画を策定しながら、バリアフリー環境のさらなる充実を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】 施設・設備の管理に関する規則

【資料 3-5-2】 ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

【資料 3-5-3】 図書館に関する規則

【資料 3-5-4】 図書館利用案内

【資料 3-5-5】 建物の耐震化率を示す文書

【資料 3-5-a】 2024 年度図書館講演会資料

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・ 保育現場との連携強化による成果：学生の学びの場であり、卒業後の就職先である保育現場との更なる連携強化の一環として、令和 6（2024）年度開始の企画「保育を語ろう！～実習発表会&法人説明会～」では、本学学生の実習発表会を関係・協力園（保育園・幼稚園）に公開すると同時に、学生に対して関係・協力園（25 園程度）の保育の特徴を紹介する機会（ブース）を設けた。この取り組みは、就職ならびに園見学や保育園等でのボランティア等の機会を創出し、関係・協力園からも高い評価を得た。次年度も継続実施予定である。
- ・ 公務員合格者の増加：令和 6（2024）年度は、安定的な就職先の一つとして位置付けられる公務員・準公務員への就職者数が過去最多となり、また上記関係協力園の就職者も前年に比して増加した。

- ・学修サポートの実施：令和6（2024）年度より本格実施したことにより、学修のペースを掴んだ学生や成績が上昇した学生もおり、そのニーズはますます高くなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・学生の多様化や学力差等は進んでおり、保育士免許、幼稚園教諭一種免許状取得は養成校として第一義の目標ではあるが、実習先から厳しい評価を受ける学生もおり学生の適性に合わせた広がりのある進路指導や支援が求められている。
- ・令和6年（2024）年度の中途退学者数は計11名（1年次3名、2年次3名、3年次4名、4年生1名）であった。退学の理由は主に進路変更によるものであり、次に心身の不調であった。進路変更の背景には、意欲の減退、精神的な課題を抱え生活のリズムが整わない例がみられ、教員間の早めの情報共有やアドバイザーによるきめ細やかな早期対応がなお一層求められる。特に、初年次教育を含め入学後の早い段階に学生が大学生活や学業にいかに適応できるかが鍵となる。
- ・令和6（2024）年度より障害を有する学生への合理的配慮が義務化され、本学でもその申し込み数が増えた。医療機関発行の診断書など客観的資料に基づいて合理的配慮を決定しているが、学生によってはかなり綿密な配慮を希望する場合もある。教職員がチームで判断できるよう体制は整備されたが、1件ずつ慎重な判断を要する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・インターンシップの積極的展開：卒業生のなかには、1年未満で退職、転職している例もみられ、在学中に多様な現場体験の機会を得て慎重に進路を決めることが求められる。そのため、アルバイトやボランティアに加え、保育施設及び保育関連以外の企業や自治体などの選定を行った上でインターンシップ協定を結びインターンシップを積極的に進める。
- ・学生主体の活動の進展：課外活動について、学生主体の宝仙祭やサークル活動がより活発なものになるよう、学友会等の会合を増やし、学生の意見を反映させながら体制を構築する。また、教職員間の情報共有を頻繁に行いタイムリーな学生支援が常に実現するよう体制をさらに整える。
- ・学生募集活動のさらなる強化：入学センターを核として、入試委員会・入試実施小委員会および広報・学生募集委員会との連携を強化し、広報の方法や入試内容の見直しなどを行った。コロナ禍を境に保育系進学希望者の減少、入試の易化傾向なども相俟って直近2年間は入学定員充足には至らなかったが、今後もアドミッション・ポリシーに合致した質の高い入学者を適切な人数受け入れていくため、各種施策(HOSENWAYプロジェクトの推進、海外保育プログラムの強化、指定校との関係強化など)を展開していく。また宝仙学園高等学校女子部こども教育コースからの内部進学者の増

加、保育コースがある他校との高大接続も強化していく。

以上のことから、基準3を満たしている。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーは、『授業ハンドブック』およびホームページで公開するとともに『大学案内』への掲載の他、大学説明等に盛り込み周知を徹底している。ディプロマ・ポリシーを体现するために、本学の建学の精神のもと、幼児教育や保育分野をしっかりと支え次代を担う人間教育を行うことを目的として、充実した実践的カリキュラムを体系化している。【資料 4-1-1】

また、グローバル化に対応する教養教育や本学独自の表現教育に加え、長期留学制度の導入、もうひとつの力を養う「宝仙マイスター制度」と学生主体の社会貢献・地域連携活動を通してさらに学びを深めることを、外部に向け広く周知している。【資料 4-1-1】

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指した教育課程を編成しています。卒業までに次の能力を身につけ、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学位規則」により学位を授与します。

1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。
3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準について、ディプロマ・ポリシーに基づき、学則において次のように定めている。【資料 4-1-a】

第7章 教育課程及び履修方法等

(履修登録単位数の上限)

第50条 学生が各学期において適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期に履修登録できる単位数の上限を定めるものとする。

2 前項に規定する単位数の上限は、別に定める。

3 所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修登録を認めることができる。

4 前項に規定する履修登録については、別に定める。

(単位修得の認定資格)

第51条 第43条の規定に基づく別表1に掲げられた各授業科目の授業時数に対し3分の1を超える欠科をした場合は、その授業科目について単位修得の認定資格を失う。

(単位の授与)

第52条 授業科目を履修し、課題提出、テストその他を総合評価して合格と認定された者に対し、所定の単位を授与する。

(成績評価)

第53条 授業科目の成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びF(59点以下)の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

2 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)を用いる。

3 GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

第8章 卒業及び学位等

(卒業の要件)

第54条 本学に4年以上在学し、別表1に定める卒業に必要な授業科目を履修して単位を修得し、合計124単位以上を修得し、累積GPA1.5以上を修得することを卒業の要件とする。

単位認定基準、卒業認定基準は厳正に適用されており、授業担当教員は学業成績の登録の際に出席回数の記入が求められている。その上で、1つの学期におけるGPAが2.0未満であった場合は、学生に対してアドバイザー（ゼミ担当教員）による注意と指導を行い、2.0未満の学期が2回連続した場合又は通算3回となった場合は、学生及び保証人に対してアドバイザーによる注意と指導を行う。さらに、2.0未満の学期が3回連続した場合又は通算4回となった場合は、教授会の議を経て、本人及び保証人に学部長が在学の意味確認の上、厳重注意するとの厳正な運用がなされている。【資料4-1-b】

進級基準については、本学は明確な進級制度は定めておらず、在籍継続により学年呼称としてはそのまま進級する。ただし「こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程」には「14 履修条件」が定められており、各学年必修となっているゼミ科目について、「専門研究ゼミⅠ」（3年次配当）の履修のためには1、2年次の「基礎ゼミ(学問への誘い)」、「基礎ゼミ(学問に触れる)」、「保育実践演習Ⅰ」「保育実践演習Ⅱ」の単位修得が必須条件となっている。このため、これらの科目を2年次までに単位修得できない場合は、学年呼称は3年となっても在学期間4年では卒業できないことが確定する。

卒業認定基準については、本学に4年以上在学し、「こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程」別表1に定める卒業に必要な授業科目を履修して単位を修得し、合計124単位以上を修得し、累積GPA1.5以上を修得すること、としている。卒業が認定された者には、「学士(幼児教育)」の学位が授与される。また、留年した学生の卒業の時期は、学年の終了日とするが、ただし、春学期の終了日までに卒業要件を満たした場合は、卒業の時期を春学期の終了日とすることができる。【資料4-1-c】

これらの基準は、『授業ハンドブック』に学則として掲載されるとともに、授業ハンドブックの全体を通して平易な言葉に換えられて学生に周知されている。また、入学時オリエンテーションの機会に周知されている。【資料4-1-d】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】 ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

【資料4-1-2】 ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料4-1-3】 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料4-1-4】 学位規則、学位審査基準

【資料4-1-5】 進級・卒業・単位認定に関する規則

【資料4-1-6】 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

【資料4-1-a】 こども教育宝仙大学学則第50条～54条

【資料4-1-b】 こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程 12

【資料4-1-c】 こども教育宝仙大学学則第55条

【資料4-1-d】 授業ハンドブック 2024URL 【資料4-1-3】と同じ

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指している。これらを踏まえ、以下のカリキュラム・ポリシーを明示して、教育課程を編成している。なお、このカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページでも公開している。**【資料 4-2-a、4-2-b】** カリキュラム・ポリシーは、学則に基づき、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)とともに制定された。**【資料 4-2-a】**

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)

こども教育宝仙大学のカリキュラムは、建学の精神や教育理念をふまえ、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とするとともに、高次の倫理観と豊かな教養、幅広い専門知識をもった人間性の涵養および社会や時代の変化の中で生きるための総合的な判断力を培うために、ディプロマ・ポリシーに明記した人材養成を目的に編成しています。

こども教育学部幼児教育学科のカリキュラムは、教育上の目的を達成するために必要な「総合基礎領域」および「総合専門領域」から体系的に編成しています。

- 1.「総合基礎領域」は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけるための科目のまとめです。
- 2.「総合専門領域」は、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるために設定した幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群、幼児教育関連科目群、および幼児教育発展科目群から構成された科目のまとめです。
- 3.幼児教育基礎科目群は、人としてこどもの教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を養い学習する領域の科目のまとめです。
- 4.幼児教育応用科目群は、幼稚園教諭という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとめです。
- 5.幼児教育関連科目群は、保育士という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとめです。
- 6.幼児教育発展科目群は、幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群および幼児教育関連科目群における学習内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目のまとめです。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の建学の精神である「人を造る」を基盤として、次の3点を柱としたディプロマ・ポリシーを策定しホームページや大学案内に掲載する他、周知に努めている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、**【図 4-2-1】**に示す通りである。**【資料 4-2-a】**

【図 4-2-1】カリキュラム概念図

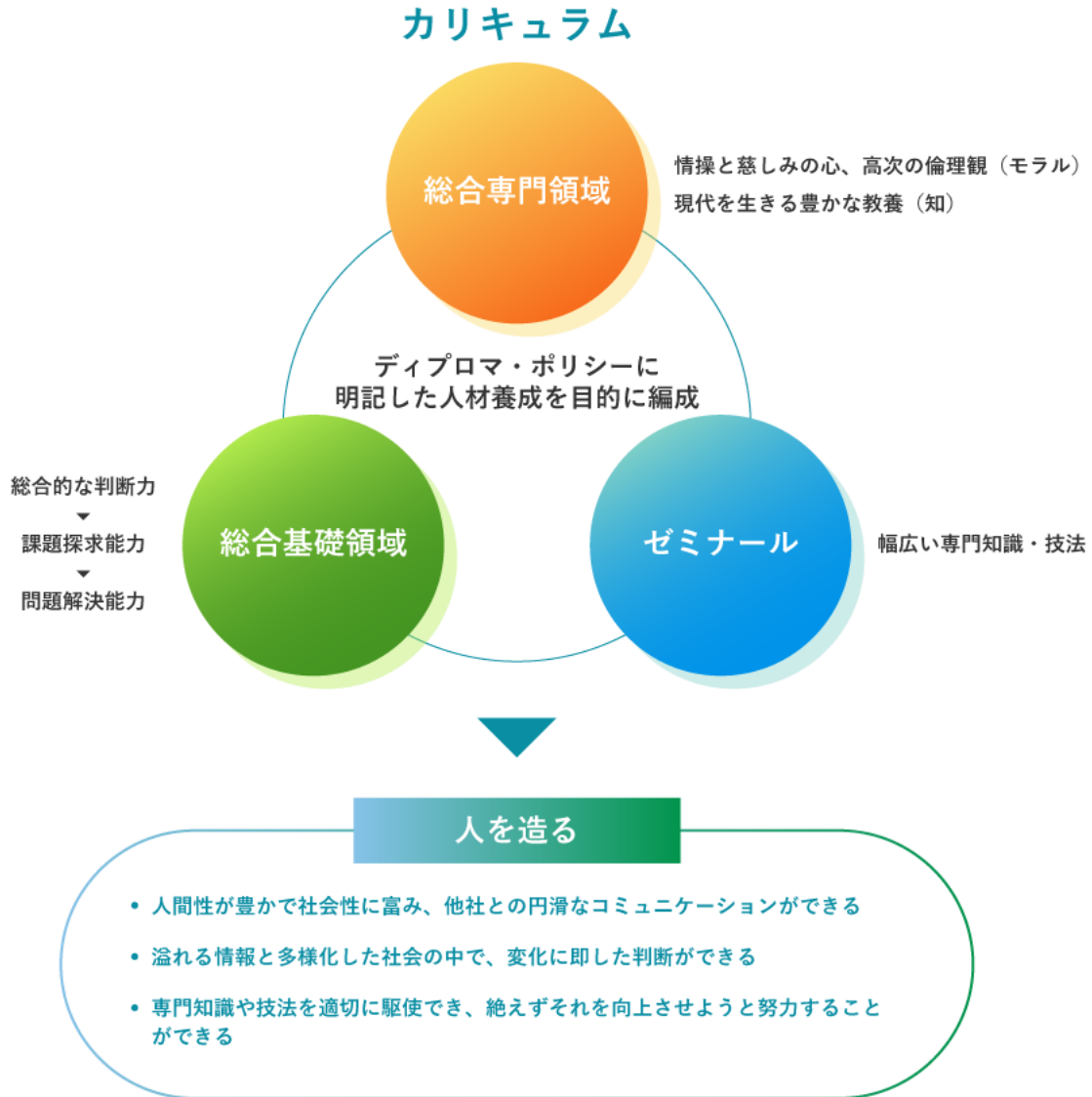


図 4-2-1 カリキュラム概念図 （本学ホームページより）

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程の体系的編成は【表 4-2-2】のとおりである。本学が定めたカリキュラム・ポリシーに基づき 2 領域 4 科目群から編成されている。2 領域とは、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵等を身につけるための「総合基礎領域」と、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるための「総合専門領域」である。

【表 4-2-2】 カリキュラムの編成（本学ホームページより）

総合基礎領域	人間と社会に関する科目、外国語コミュニケーションに関する科目、情報に関する科目、基礎ゼミ科目によって構成され、幼児教育・保育者として必要な素養を養うことを目的としています。	
総合専門領域	幼児教育・保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけることを目的としており、次の 4 科目群によって構成されます。	
	幼児教育基礎科目群	幼児教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を養い学ぶ領域の科目です。
	幼児教育応用科目群	幼稚園教諭という専門的職業人養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目です。
	幼児教育関連科目群	保育士という専門的職業を目指す学生にとって必要な知識と技法の修得を主眼とした科目です。
	幼児教育発展科目群	幼児教育基礎科目群および幼児教育応用科目群で学修した内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目です。

学生が幼稚園教諭 1 種免許状・保育士資格の取得を主たる柱にしながらも、身につけたい専門性と進路に合わせて授業科目を選択し、意欲的に学修活動に取り組めるように工夫されている。全体としては、4 年間の必修ゼミや原理を学ぶ講義科目、少人数の演習科目、体験的・実習的な科目、フィールドワークを伴う科目等を効果的に配置している。科目は、卒業必修科目、選択必修科目、選択科目の 3 種類に分けられている。なお、教育課程の編成方針、編成方法等については、大学設置基準を遵守している。また、履修規程においては学生の履修登録上限単位数を GPA に応じて設定しており、学生の能力に応じた適切な学習が可能となっている。【資料 4-2-c】

4-2-④ 教養教育の実施

本学は、学則第 1 章総則で明示しているとおり、「社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成すること」を目的としており、学修の基礎となる教養教育として「総合基礎領域」科目を設置している。【表 4-2-2】のとおり、基礎領域の科目は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけることを目的とし、人間と社会に関する科目、外国語コミュニケーションに関する科目、情報に関する科目、基礎ゼミ科目によって構成され、幼児教育・保育者として必要な素養を養うことを前提として構成されている。

具体的には、「英語(初級)」、「英語(中級)」、「基礎中国語(入門)」、「基礎中国語(初級)」、「英語コミュニケーション(初級)」、「英語コミュニケーション(中級)」の語学系、「情報処理演習(基礎)」、「情報処理演習(応用)」「暮らしの中のコンピュータ」の情報系、「健康スポ

ーツ理論」、「健康スポーツ実技」の体育系の科目がある。さらに本学の特色ともなる現代社会に必須な科目やグローバルで多様な科目等が用意されている。「宝仙の歴史」、「宝仙の教育」、「日本国憲法」、「異文化理解（多文化理解）」、「現代の倫理と宗教」、「仏教概論(歴史)」、「ブッダの教えとこども」、「生と死を考える」、「こどもと親のストレスマネジメント」、「職業と社会」、「人間形成論」、「食育と現代社会」、「地球と環境」等である。

さらに、1年次から始まる少人数制のゼミナールは、「基礎ゼミ(学問への誘い)」と「基礎ゼミ(学問に触れる)」がある。これは、2年次以降に続くゼミナール「保育実践演習Ⅰ」、「保育実践演習Ⅱ」、「専門研究ゼミⅠ(購読と発表)」、「専門研究ゼミⅠ(調査と発表)」、「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)」、「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の完成)」へと継続されるものである。基礎ゼミ教育には、初年次教育、大学生としての学修スキルおよび基礎的能力の向上、コミュニケーション力の鍛錬など、多層な教育目的も含まれており、ここでの教養科目の修得はその後の学修を進める上で、極めて重要な役割を担っている。【資料 4-2-d】

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学は「一人ひとりに寄り添う少人数教育でこれからの社会において活躍できる実践的な保育者を育てる」ことをスタンダードとして、実践的なカリキュラム、本学独自の表現教育、グローバル化に対応する教育力、ゼミナール、少人数制による教育の徹底等を柱として授業を進めている。

◆実践的なカリキュラムの充実

「保育の現場を知る（体験学習）」ならびに「保育実習」「教育実習」を中心とした充実したカリキュラムで、確かな実践力を養っている。具体的には、【表 4-2-3】の流れで進行する。「保育の現場を知る」は1年次からスタートする本学独自の実践的なカリキュラムであり、保育実習・教育実習への導入として位置づけられている。その中で実施される体験学習は、大学と隣接する宝仙学園幼稚園および保育所、各種施設で、1・2年次の各学期、計4回にわたり実施される。「保育実習(保育所・施設)」と「教育実習(幼稚園)」は、免許・資格取得に関わる保育者として高度な専門的な実践力を身につける実習カリキュラムである。大学キャンパスに幼稚園が隣接するという理想的な環境のもとさまざまな実習を行い、理論と実践を結びつけている。4年次の教育実習(幼稚園)は4週間としている。さらに、令和6(2024)年度より、保育実習Ⅰ(保育所)と保育実習Ⅱの実習を原則として同一保育所で実施するように変更した。保育実習は12日間と比較的短期間であり、学生は実習のたびに実習施設の環境に慣れることから始めるため学びを深めることに時間を要していたが、実習施設を同一保育所にすることによって、保育実習Ⅱでは保実Ⅰ(保育所)で得た学びをもとに慣れた環境で実習に取り組めるという利点がある。同一保育所で実習を行った学生からは、「安心して実習できた」や「職員とのコミュニケーションがしやすかった」、「半年間での子どもの成長がわかった」などの意見があげられた。

また、保育実習Ⅱ・Ⅲ及び教育実習後には、学生が自らの学びをふり返り、発表・共有する場として実習発表会を開催している。令和6(2024)年度の教育実習の発表会(「保育を語ろう！実習発表会&施設説明会」)では、4年次生だけでなく3年次生と学外の保育施設も参加し、大学と現場との学びあいの場となった。

学生たちは、幼稚園や保育所、児童養護施設など、多様な施設での実習により、幼児教育・保育の実践力を獲得していく。また、学生一人ひとりの実習を充実したものにするために、実習・キャリアサポートセンターには実習サポートスタッフが常駐し、実習準備のアドバイス、実習に対する不安や悩みの相談、健康管理にいたるまできめ細かく学生の相談に応じサポートしている。実習中にはホットライン(オンラインシステム)も開設し実習担当教員と実習サポートスタッフで対応している。また、実習訪問指導には本学の全専任教員が関わり指導体制を整えている。

【表 4-2-3】「保育の現場を知る（体験学習）」「保育実習」「教育実習」の流れ

1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春 学 期	秋 学 期
体験学習 I	体験学習 II	体験学習 III	体験学習 IV	保育実習 I	保育実習 II・III	教育実習	

◆本学独自の表現教育

本学は表現教育に力を入れており、音楽、造形、身体表現という多様な表現教育により「表現する力」「遊ぶ力」「コミュニケーションする力」を育成している。カリキュラムについては、音楽や造形、健康スポーツ理論や実技の科目を多く設定している。音楽科目では、学内の全教室にピアノが設置されており、また、4つのピアノレッスン室にはそれぞれ約10台の電子ピアノが置かれ、学生たちはいつでもヘッドホンを用いて練習できる環境が整っている。1年次には「音楽と表現Ⅰ」、「音楽実技Ⅰ」、2年次は「音楽と表現Ⅱ」、「音楽実技Ⅱ」、3・4年次は「歌遊び」、「音楽遊び」、「リトミック」が履修できる。造形関係では、「造形と表現」、「保育内容の指導法Ⅱ」、身体表現関係では「身体と表現」、「保育内容(表現)」、身体運動では「健康スポーツ実技」が設定されている。

◆グローバル化に対応する教育力（保育留学制度の導入）

国際化社会の対応するために、「英語(初級)」、「英語(中級)」、「英語コミュニケーション(初級)」、「英語コミュニケーション(中級)」、「実践英語(初級)」、「実践英語(上級)」、「基礎中国語(入門)」、「基礎中国語(初級)」、「中国語コミュニケーション(入門)」、「中国語コミュニケーション(初級)」、「こども英語教育法」、「海外保育事前学習(英語)Ⅰ」、「海外保育事前学習(英語)Ⅱ」「異文化理解」の授業を設定している。

令和4(2022)年度よりオーストラリアクイーンズランド州ゴールドコースト(イマジン教育センター)における長期保育留学制度(11ヶ月間)を導入し、現地での語学研修を経て一定の英語力レベルに到達した後(IELTS5.5)、保育研修プログラムを経て Certificate III in early childhood education and care を取得する。この資格はオーストラリアにおいて Childcare センター(保育園)の副担任ができる資格である。これとは別に「国外保育体験」科目では、2週間程度、上記留学と同じオーストラリアにて語学研修及び Childcare センターでの保育体験を行い、ホームステイの経験や現地のこどもたちとの英語によるコ

コミュニケーションを通して体験を広げている。

さらに、本学独自の「異文化・国際理解マイスター」では、「英語コミュニケーション(中級)」又は「中国語コミュニケーション(初級)」ならびに「異文化理解」、「実践英語(上級)」および「こども英語教育法」の単位を修得して上記4単位の平均GPAが2.5以上であることと、国外保育体験に参加していることを条件として、マイスター認定を行っている。

■ゼミナール

少人数制のゼミナールは、1年次からスタートし4年次まで各学年で毎年実施している。1年次の「基礎ゼミ」では、大学における学びの方法を身につけることで、主体的な学習の基盤を作る。それをベースに、2年次「保育実践演習」では、将来、幼児教育、保育職に就くことへの自覚を持つとともに、保育や子どもを取り巻く今日的な課題を総合的に捉えていく。3年次「専門研究ゼミⅠ」では、卒業研究を念頭において、各学生が幼児教育や保育に対する自己の研究テーマを探る。そして、4年次「専門研究ゼミⅡ」では、大学の学びの集大成である卒業研究に取り組む。卒業研究は、卒業後の教育研究活動や職業の萌芽ともなるものである。その上で、全学で卒業研究発表会を行う他、全員分の論文要旨を1冊にまとめ配布している。

◆少人数制による教育の徹底

教育においては、授業における細やかな指導と教育効果の向上を目的として、少人数制によるクラス編成を実施している(表 4-2-4)。演習科目は学年毎に3分割クラスを基本とし、音楽科目「音楽と表現Ⅰ」等は12分割クラスとしている。ゼミナールは、1年次、2年次の必修基礎ゼミは8-9分割、3年次、4年次の専門ゼミは10ゼミ前後の編成としている。1、2年次は学生の交流を考えて大学側がゼミ編成を行い、3年次からの専門ゼミは専門テーマにしたがって学生から希望を募った上で編成している。クラス配置に関する学生への周知は、オリエンテーション、学生ポータル(時間割)等で徹底している。**【資料 4-2-e】**

【表 4-2-4】 少人数制授業の内訳

	音楽と表現 Ⅰ・Ⅱ (ピアノ等)	演習 科目	表現系科目			ゼミ	
			音楽	造形	身体	1・2年ゼ ミ	3・4年ゼ ミ
クラス編成	12分割	3分割	3分割	3分割	3分割	8～9分 割	8～10分 割
1クラスの 人数	7～8名	33名程度				10～12名	7～12名

※1 学年定員 100 名、演習科目は 3 班に分けて実施している。

◆その他の全学的取組み

上記科目に限らず、各授業担当はアクティブ・ラーニングを心がけ、グループディスカッション、グループワーク、発表、プレゼンテーション、フィールドワークなどを積極的に取り入れている。ICTを活用し現代社会に合った広い視野をもつ保育者を育てるための授業も展開している。また、「こども教育 HOSEN WAY」の21プロジェクトには「実践教育の徹底」「一人ひとりに寄り添う教育」「保育の宝仙への信頼」のテーマが盛り込まれ、各プロジェクトの目的にしたがい教職員が一丸となってPDCAサイクルで展開している。全専任教員が取り組む「目標挑戦シート」(4月末、9月末、3月末に提出)には、こども教育 HOSEN WAY プロジェクトへの取組状況について記入する欄があり、各教員が自覚をもって推進するように仕組みを整えている。さらに、授業内容やその方法の工夫のために、教務委員会によるカリキュラム研究フォーラムの開催、教職課程・保育士養成課程委員会における教育課程の検討、FD委員会による授業アンケートとその分析、公開授業による教員間の研鑽及びFD研修会など様々な角度から検討し改善に努めている。教務関係の重要事項は、大学運営会議の議を経て、教授会において審議される。このようなカリキュラムの体系的編成と教授方法の工夫により「豊かな教養及び幅広い専門知識を有する職業人を育成すること」(学則第7条第2項)に取り組んでいる。**【資料4-2-a】**

また、授業出欠について学生の自己管理が進むようにWeb出欠を取り入れ、1つの授業で3回欠席になった場合は、学生とゼミアドバイザーに自動的に連絡が行くようになっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

【資料4-2-2】カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料4-2-3】学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料4-2-4】教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

【資料4-2-5】履修に関する規則

【資料4-2-6】教育課程を検討する会議体の規則

【資料4-2-7】シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書

【資料4-2-8】教養教育を検討する会議体の規則

【資料4-2-a】授業ハンドブック2024 URL

【資料4-2-b】ホームページ・こども教育学部/カリキュラム

【資料4-2-c】こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程 12

【資料4-2-d】シラバス URL

【資料4-2-e】ゼミ等クラス編成

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

ドバック

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

◆アセスメントプランによる運用

「こども教育宝仙大学 アセスメントプラン」に基づき、学生の学修成果の可視化を通して、三つのポリシーに基づいて学生の達成状況を点検・評価し、本学の教育活動の改善に活用している。**【表 4-3-1】**

【表 4-3-1】 アセスメントプラン（本学ホームページより）

	入学前・入学時 (AP を満たす人材 かどうかの検証)	在学中 (CP に沿った学修成果 の検証)	卒業時・卒業後 (DP に沿った学修達成度の 検証)
全学レベル	<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験結果（出願書類、入学試験・面接結果を含む総合評価） 編入・転入学者の入試結果 	<ul style="list-style-type: none"> 成績状況（GPA、修得単位数） 保育士・幼稚園一種免許状取得率 退学率、除籍率、休学率、成人基礎力 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 就職率 就職分野別分布状況 卒業生対象調査
学位プログラムレベル (こども教育学部教育課程レベル)	<ul style="list-style-type: none"> 入学者選抜の適切性を評価する。 入学後の GPA、標準年限卒業率、中途退学状況 入学前教育プログラムの結果等 	<ul style="list-style-type: none"> 成績状況(学期 GPA と累計 GPA、修得単位数等) 保育士資格取得への取組状況 幼稚園教諭一種免許状取得取組状況 海外留学者数 各種外部資格取組状況※(児童厚生員、准学校心理士) ※令和7(2025)年度より 学修ポートフォリオ(「学修指導シート」)による評価 学生生活満足度調査 進路状況 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 就職率 保育士免許取得者数 幼稚園教諭一種免許状取得者数 海外留学者数と資格取得率(CertificateⅢ) マイスター認定者数 その他の資格(令和7(2025)年度以降 児童厚生員、准学校心理士)の取得者数 卒業生調査(卒業生/就職先) 卒業研究等の到達度を「卒業研究要旨集」で評価

授業科目 レベル	・ 入学前教育プログラムの様子等	・ 成績評価 ・ 学外実習評価 ・ 出席状況 ・ 授業評価アンケート	
-------------	------------------	---	--

アセスメントプランについては、アドミッション・ポリシー（AP）に基づき入学してきた人材を、カリキュラム・ポリシー（CP）に即した学修を進めさせることにより、ディプロマ・ポリシー（DP）を満たす人材として育成することを目的に策定した。

三つのポリシーを通して、本学が育成を目指す人物像は「専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材」である。本学は、この人物像育成に向け、卒業までに身につける能力として、ディプロマ・ポリシーに次のように定めている。「1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。 2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。 3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。」この人材養成をめぐる学修成果の点検・評価をするにあたり、日頃より大学運営会議、教授会、また、各学年ゼミ担当者(アドバイザー)会議、各委員会が中心となって、厳正・公正かつ適切な学修評価が行われている。また、その客観性については、IR委員会が検証することに努めている。さらに、外部性・客観性という観点からは、実習先(保育実習・教育実習)からの学生への外部評価も活用している。これら複数の方法で、学生の学修到達状況を多面的・総合的に評価することにより、教育の質の向上と保証に取り組んでいる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行う際には、以下の取り組みや、調査等を通して得られた結果を活用している。

■成績評価による学修成果の点検・評価

各科目の成績に関しては、シラバスに即した厳正な成績評価が実施されている。授業科目の評価標記は【表 4-3-2】の通りである。教員別の成績評価の分布や平均値(GPA)が突出して低い科目や高い科目の有無、また、F評価(不可)が多い科目等については、その背景要因や授業の様子について教務委員会が中心となって確認を行っている。学生個人の成績評価は、授業期間終了後に学内ポータルで学生個人に開示され、確認される。評価に疑問を持った場合は、所定の期間に「成績評価質問票」を提出し、教員からの回答をポータルサイト上で確認できる。

また、GPAを卒業判定や教育実習・保育実習の受講、次学期の履修登録単位数の上限値、ゼミ決定の際の選考等に活用している。また、GPAが2.0未満の学生にはアドバイザーが個人面談を行い、学修状況の聞き取りと指導を行っている。

卒業認定については、学則や学位規則、履修規程に基づき、4年以上在学し、卒業に必要な124単位以上を修得し、累積GPA1.5以上を修得することを卒業要件としている。さらに、学生の学修状況については、毎月の教務委員会、及び各学年のアドバイザー会議(ゼミ担当者会)、また教授会前の学生に関する情報交換会で意見交換が活発になされ、教職員間の協働や指導の改善方法についてもかなり踏み込んだ議論が展開されている。

【資料 4-3-a～4-3-c】

【表 4-3-2】 成績評価標記

評価標記	評 価	合 否	Grade Point
S	100点～90点	合 格	4
A	89点～80点	合 格	3
B	79点～70点	合 格	2
C	69点～60点	合 格	1
F	59点以下、または、 単位認定を受ける資格なし	不 合 格	0

■学生による授業アンケートによる学修成果の点検・評価

全学年全科目について、FD 委員会が主体となって学生による授業アンケートを実施している。本アンケートは 16 項目及び自由記述項目から構成され 5 点法で実施されている。その結果は、「強くそう思う」-「全くそう思わない」の順に 5-1 点の重み付けをしている。教育効果に関する全体的な評価、「①この授業に関連する内容への関心が深まった」、「②この授業を受けて満足している」は、令和 6(2024)年度春学期①4.21、②4.22、秋学期①4.33、②4.34 であり、目標としている 4.0 を上回ることができた。各科目担当教員は、これらの平均値を参照しつつ、自己評価を行い、授業評価結果にコメントを記入するよう運用している。コメント欄は、次の 4 項目で構成されている。「1. 前回のコメント(改善策)を踏まえて、今回の授業ではどのような点を心がけましたか、あるいはどのような工夫を試みましたか」、「2. アンケート結果に関する担当者のご見解をご記入ください」、「3. ディプロマ・ポリシーに沿って授業を展開しましたか」、「4. 今後の授業展開について、改善策をご検討の上ご記入ください」。授業アンケートの回答率は、令和 6(2024)年度秋学期 81.40% (アンケート実施科目の延べ履修者数 2290 人、延回答者数 1864 人)であった。コロナ禍により令和 2(2020)年度春学期に Web 調査に切り替えて以来、回答率がやや下がっていたが戻りつつある。教員コメントは概ね 100%の回収率である。【資料 4-3-d】

■免許資格取得状況及び就職率による学修成果の点検・評価

本学は保育者養成大学である。幼稚園教諭 I 種免許状と保育士資格の各取得率(取得者数/卒業生数)について、令和 6 (2024) 年度 3 月卒業生数 100 名に対し、幼稚園教諭 I 種免許状 84 名 (84%)、保育士資格取得 93 名 (93%)、両免取得率は 83 名 (83%) であった。オーストラリア長期留学者 7 名 (令和 6(2024)年度) は全員が Certificate III を取得して 12 月に帰国し 3 月に卒業した。

また、就職に関しては、就職希望者の内定率は令和 6(2024)年度 100%であり、特に公務員としての就職率(社会福祉事業団含む)が近年増えており、令和 6(2024)卒業生では 28.6%に達した。さらに、資格を活かした就職に関しては、民間の全国誌に、幼稚園教諭就職率全国第 1 位、保育士就職率全国第 1 位として掲載されるなど、高い就職率を維持することができた。【資料 4-3-e、4-3-f】

■履修カルテ(ポートフォリオ)による学修成果の点検・評価

4年間の学びを確実なものとするために「履修カルテ」(ポートフォリオ)を導入し、その履修カルテは卒業時に各学生に渡している。【資料 4-3-g】

■各委員会が実施する調査を通しての学修成果の点検・評価

上記以外の学修成果をアセスメントする機会や調査として、次のものが実施され、点検・評価され、大学運営会議や教授会に報告されている。【資料 4-3-h～4-3-k】

- ・授業アンケートに基づく学生と教員との意見交換会
- ・学生生活満足度調査
- ・研究環境満足度調査
- ・キャリアサポートアンケート

■目標挑戦シートによる総合的な学修成果の点検・評価

各教員は、年3回(4月、9月、3月末)にわたり「目標挑戦シート」を提出する。このシートは、各教員の研究・教育活動を記入する構成となっており、日頃の教育活動については、次の項目について記入するよう設定されている。前年度あるいは前学期の教育活動を振り返った上で記載し、それに基づいて、学長・学部長による面談を年2回実施し、授業改善を求めるべき点については指導を行っている。【資料 4-3-l】

- (1)授業の取り組み・授業方法の工夫
- (2)学生による授業評価への対応
- (3)ディプロマ・ポリシーを踏まえて注力する取組
- (4)学修サポート・中途退学防止

■実習による学修成果の点検・評価

本学は保育者養成大学であり、複数回の保育実習や教育実習において、その知識・技能、意欲・態度について客観的な外部評価を受ける機会も多い。本学がディプロマ・ポリシーに掲げる「専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成」の目標達成状況を測るための重要な指標として、実習の評価を学修成果の点検・評価に利用している。これらの実習の機会を通して、学生は実習前より課題解決能力やコミュニケーション能力等、実践的な能力を身につけ、実習終了後は、各実習先の指導担当者から、実習に臨む態度や姿勢をはじめ、知識や技能等について客観的評価を受ける。このため、学生の実践的な能力の習熟度を確認するにあたり、実習科目が重要な位置を占めている。

本学の実習・体験学習は1年次春学期より必修科目として体系的に組み込まれており、入学後早い時期から実習体験を通して学内外の評価を受け、自分の実習体験を振り返り、事前事後学習を通してどのような知識や態度が身についたのか、足りないものは何かを振り返る機会が段階的に用意されている。

また、各実習の訪問指導には、専任教員全員が関わり、実習前面談から始まり、実習中の様子を訪問指導記録に記載する。このように学生の様子を学内全体で共有しながら進めている。【資料 4-3-m】

○保育実習・教育実習を通しての学修成果の点検・評価方法

教育実習・保育実習の各実習については、「自己課題(実習事前指導)」→「実習」→「実習の振り返りと評価(実習事後指導)」→「次の実習に向けての自己課題の明確化」という流れの中に位置づけている。このプロセスを繰り返す中で、学生が実践力を養うことができるように実習全体を組み立てている。

保育実習・教育実習に関する評価については、実習施設側が学生の実習全体をどのように評価するかという「外部評価の視点」と、学生自身の自己評価を含む学内における「内部評価の視点」の双方が重要である。本学においては、外部評価と内部評価により学修効果を客観的に評価できる体制を整えている。

○実習施設における評価(外部評価)について

実習施設における評価は、基本的に実習指導を担当する教員・職員等によって行われ、その評価をもとに施設長が総合的に判断するという形態がとられる。評価には、実習期間の中間で行われる「中間評価」と実習終了後に行われる「最終評価」がある。「中間評価」では、実習期間の半ばの時点における学生の状況の評価を、実習施設の指導担当教員・職員から、本学の訪問指導担当教員が聞き取り、学生を指導することにより、後半の課題を学生自身が明確にできるようにしている。また、「最終評価」については実習施設の指導担当の教員・職員による日々の評価を踏まえて、施設長による総合評価が行われる。

○教育実習・保育実習の評価基準と評定

実習評価の基準は、学生が、実習生としての自らの意欲や態度、知識や技能を実習施設の教員・職員による視点から客観的に知ることを目的として作成している。

学生が実習時点での自らの力量「何ができていて、何ができていないのか」を知るためには、現場において保育者に求められる資質や能力という点からの評価を得ることが重要であり、それが自己課題の明確化や学習意欲につながっている。【資料 4-3-n~4-3-q】

① 評価票の構成

<教育実習：幼稚園教諭一種免許状取得に関わる実習>

「教育者としての資質(意欲・態度)」、「環境・指導技術」、「部分・責任実習の指導計画と評価」、「記録」の4つの項目を設定している。本学の教育実習は、保育実習をすべて終了した後の4年次に4週間行われるため、実践に求められる資質と能力に関する評価内容と評価基準となっている。

<保育実習：保育士資格取得に関わる実習>

「意欲・態度」と「知識・技能」の2つの大きな項目を設けている。「意欲・態度」については、「意欲」、「責任感」、「探求心」、「協調性」の4つの下位項目を設けている。「知識・技能」の項目については、保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅰ(施設)、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲごとの評価内容と評価基準を定めている。これにより、在学期間の中で4回の教育実習及び保育実習の経験を重ねることにより、段階的に保育者に必要な知識・技能を習得できるようにしている。

② 評定

評定については、教育実習・保育実習ともに、「実習生として秀でているレベルに達した(S)」から「実習生として目標に達していない(D)」の5段階としている。【表 4-3-2】

◎学内における評価(内部評価について)

教育実習・保育実習の評価は、実習施設の評価のみで決定されるものではない。本学では、各実習において、実習施設による評価の他に、学生の自己課題の設定、実習への準備、遅刻・欠席等の実習状況、実習日誌、実習の振り返り、自己評価等の項目について評価配分の基準を設け、最終的な実習評価を行っている。なお、これらの評価配分の基準は、実習前に学生に周知している。内部評価において、本学の実習指導において重要視しているのは、学生自身が設定した自己課題に対する自己評価の実施と、実習施設からの評価を受けて自己の取り組みを相対化してとらえることである。各実習でこれらを実践していくことで、学生の保育者になるものとしての自己を認識、評価し、次の実習への自己課題を明確化できるよう指導している。

<自己評価>

自己評価の方法は各実習で異なるが、学生自身が実習での取り組みや自己課題の達成状況に関する評価や、評価票の項目に即した評価を行っている。自己評価を行うことにより、学生は自己の実習を振り返って評価する視点を持つことができ、省察をするとともに、今後の課題を明確にして次の実習に向かうことが可能となっている。

<評価伝達面談の実施>

事後指導において、学生一人ひとりについて評価伝達面談を実施している。これは、実習施設からの評価の概要を学生に伝達し、自己を相対的に評価するとともに、今後の課題を明確にすることを目的としている。実習施設からの評価が学生の自己評価よりも高い場合も低い場合もある。評価伝達面談では、評価のずれがあった項目について、学生が振り返りを行い、より正確に自己の現状と課題を理解することにより、次の実習への課題の明確化につながっている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

<科目レベルにおける学修成果の点検・評価結果のフィードバック>

各教員は、成績分布や学生による授業アンケートの結果を通して、担当科目の振り返りを行い、次年度に向けた指導方法の改善や授業計画に反映させている。学生がアンケートに記した自由記述は率直な内容が多く、具体的な授業改善につながることが多い。授業アンケート結果については、科目毎のデータ及び各教員のコメント、また、FD 委員長が全体の傾向分析した内容を加えて、冊子『2024 年度春学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果』、『2024 年度秋学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果』にまとめ、専任教員に回覧し、また、図書館にて非常勤教職員、学生等誰でも閲覧できるよう設置している。さらにこのことは、ポータルを通じて全学生に周知している。アンケート結果の評価点が低く、学生から気掛かりな自由記述が複数みられた場合には、学部長が科目担当教員と面談を行い、その原因を探るとともに授業改善を求めている。これは、非常勤講師に対しても同じである。【資料 4-3-d】

<学部レベルにおける学修成果の点検・評価結果のフィードバック>

■卒業、資格免許取得率、就職率による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

卒業単位修得者数、幼稚園1種免許状、保育士の取得者数、就職率と内訳、公務員採用者数、本学独自のマイスター認定者数は、教務委員会をはじめとする各担当箇所より報告されるデータを学内で共有している。これらの達成度については良好な結果を維持しており、学修成果を示す情報として、学生、保証人に伝達することはもとより、オープンキャンパスや大学説明等でも伝達に努めている。また、本学先輩学生が自らの学修成果を後輩に伝えるために、学内におけるキャリア研修やオープンキャンパスにおいて在學生や卒業生による講話なども取り入れている。さらに、こういった卒業生の声を、教員の指導法改善につなげている。

■履修カルテによる学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「履修カルテ」に授業担当者が記入したコメント内容にて学生へフィードバックを行うとともに、教員自らの学生指導に関する振り返りにも役立てている。この履修カルテは、卒業時に各学生に渡す形で運用し、卒業後も本学のディプロマ・ポリシーが定めるところの、専門的知識・技術を活用し、また、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人であるかについて、つねに振り返る機会として提供している。この履修カルテは、1年間の学修成果を見るものであり、その後の学生指導や学生支援に大いに参考になるものである。

【資料 4-3-g】

■目標挑戦シートに基づく面談による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各教員の日頃の授業や教育活動については、年3回に亘り「目標挑戦シート」への記入を課し、それに基づいて、学長と学部長が年間2回(春学期と秋学期)の個別面談を実施している。目標挑戦シートには、ディプロマ・ポリシーを踏まえて日頃の指導でどのような点に注力しているかについて記入する欄を設けている。科目の評価点(GP)の分布が低い場合や、F評価(不可)が多かった場合には、その原因を探るとともに授業改善を促している。このように、履修学生の学力や理解度を見極めながら、教育の質の向上の保証を図る機会を年間を通じて設けている。

■保育実習・教育実習を通しての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

実習施設からの評価は、学生の自己評価よりも高い場合もあり低い場合もある。また、日常の学内において、担当教員が当該学生に対して感じる評価とは異なる結果が送られてくることがある。学生への評価伝達面談では、学生が振り返りを行い次の実習へ向かうための課題の明確化につなげるが、これは同時に、指導する教員にとっても指導上さらに注力しなければならない点が明らかになる機会となっている。このように、外部機関(実習先)の評価から日頃の実習指導や事前事後指導のあり方に大きな知恵とヒントを得ることは多く、学修指導の改善につながっている。また、この実習訪問指導には、専任教員全員が関わるという体制を継続しており、学生の技能や態度を高める自らの教育活動の改善に

つなげるためにも、現行の体制は非常に有意義である。

■各委員会が実施する調査を通しての学修成果の点検・評価のフィードバック

学部全体の各調査によるアセスメント結果に関しては、教務委員会、FD委員会、IR委員会等のデータや分析内容を受け、学長が学長室会議、大学運営会議、教授会等において共有し意見を求め、必要に応じて改善策の検討を学部長や各委員長に指示している。また、基本的な集計データをホームページに公開するとともに、冊子等に編集して閲覧ができるように図書館等に設置し、大学として、学生、保証人、実習園、高校生など、関係するステークホルダーへの適切な情報開示に結び付けている。

【指定するエビデンス資料】

【資料 4-3-1】 大学が求める学修成果を示す文書など

【資料 4-3-2】 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など

【資料 4-3-3】 学修成果の把握・評価の方針

【資料 4-3-4】 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則

【資料 4-3-5】 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【資料 4-3-6】 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

【資料 4-3-a】 授業ハンドブック 2024 URL

【資料 4-3-b】 2023 秋_評価別集計

【資料 4-3-c】 2024 春_評価別集計

【資料 4-3-d】 2024 春 FD 授業アンケート結果

【資料 4-3-e】 2024 年度 3 月卒業生卒業・免許・資格判定集計表

【資料 4-3-f】 アエラムック記事

【資料 4-3-g】 履修カルテ

【資料 4-3-h】 2024 年度 FD 活動報告書

【資料 4-3-i】 2024 学生生活満足度調査報告

【資料 4-3-j】 2024 年度卒業時アンケート結果

【資料 4-3-k】 2024 年度卒業生・就職先アンケート調査の結果報告

【資料 4-3-l】 目標挑戦シート

【資料 4-3-m】 実習ハンドブック 2024

【資料 4-3-n】 教育実習評価票

【資料 4-3-o】 保育実習 I (保育所・施設) 評価票

【資料 4-3-p】 保育実習 II 評価票

【資料 4-3-q】 保育実習 III 評価

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

アセスメントプランに従い、三つのポリシーに基づいて学生の入学から卒業までの達成

状況を点検・評価し、本学の教育活動の改善に活用することは有意義であった。また、学生による授業アンケートや目標挑戦シートを用いた活動を毎年継続することは、教育の質の向上や授業改善につながっている。授業アンケートでは、その結果に基づき学生と教員との意見交換会を実施し学生の声を聴く機会を設けている。また「学生生活満足度調査」後にも学生との意見交換会を実施しており、学生からの具体的要望については可能な限り反映するようにしている。教員の「目標挑戦シート」については、提出後に年2回の学長・学部長による面談を行っており、これは教員の声を取り取りと、教員間の疎通性の良さにつながっている。

さらに、本学は「一人ひとりに寄り添う少人数教育でこれからの社会において活躍できる実践的な保育者を育てる」ことを軸として、実践的なカリキュラム、表現教育、グローバル化に対応する教育力、ゼミナール、少人数制による教育を進めており、これが確実な保育者の要請と輩出につながっている。例えば、保育実習、教育実習等実習先からの評価に基づく学生との事後の振り返り面談は、学生の本質的な内省につながっている。学生の中には「実習は無事に終わった」と思っているが、実習先から不合格の評価が送られてくることもある。厳しい結果ではあるが、それを受け止めて次の再実習に向けて準備を進めることは、保育の現場で将来働くものとして大きな成長の機会となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

上記の通り保育実習・教育実習先（外部）からの厳しい評価の中には、サービスに関することや社会人としての基礎力に欠けている面が指摘されるものがある。実践に必要な知識や技術を段階的に醸成するためには、4年間の課程において、1-2年次の体験学習の積み重ね、また、現場と授業との往還を通して1つずつ具体的に指導する必要がある。学生の様々な状況を踏まえながら、実習先と協働し保育者を育てることが必要である。そのために「実習担当者会」（実習先の担当者を本学に招いて行う意見交換会）等を実施して、現場の声を伺いながら学生指導に役立てることは大変有効である。

また、GPAを指標として2.0未満の学生には時期を逃さずに個別面談を行い、その背景を探ることが重要であるが、アドバイザー（ゼミ担当教員）によってその進め方に多少の違いが見受けられたため改善を要する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生のニーズも多様化している。これにより本学は令和7(2025)年度より3コース制「保育コース」「留学コース」「心理コース」を導入する。このコース選択は、保育士養成校として、保育士資格、幼稚園教諭1種免許状取得をベースとしながら、3年次からコース選択ができる仕組みである。このような新しい構造化を図りつつ、学生にとってさらに魅力的な大学作りに取り組む。

以上のことから、基準4を満たしている。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は本学を統轄する(学則第 11 条)。また、本学の学長は、宝仙学園の理事(令和 7(2025)年度定時評議員会終結時までは評議員兼職)であり、月毎に開催される理事会、学内理事検討会等に出席し、学園内の幼稚園及び各学校との情報交換、意思疎通が行われている。学園全体として必要な報告事項及び審議事項は、定められた評議員会・理事会で承認・決定され、学長も理事として権限と責任を負っている。**【資料 5-1-3】**

本学内の重要な事項に関しては、大学運営会議で審議し、学長はその議長となってリーダーシップを発揮している。また、平成 25(2013)年度より、学長がより適切なリーダーシップを発揮できるように学長直属の諮問機関として「学長室会議」が設置されており、次の任務を遂行している。メンバーは、学長、学部長、教務委員長、事務部長、および学長が指名した教職員により構成されている。

学長室会議の任務は次のとおりである。

- (1)緊急の案件に学長が迅速に対処できるよう助言すること
- (2)本学の将来構想について検討すること
- (3)大学運営会議に諮る議題を整理すること
- (4)その他学長の諮問事項に関すること

また、学内の委員会等組織としては、学長直属として大学運営会議、学長室会議、大学改革推進本部、IR 委員会、自己点検・評価委員会、外部評価委員会、図書館を設置している。また、学長は入学センター長と、実習・キャリアサポートセンター長を兼務している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

大学の重要事項を審議するために、大学運営会議を設けている(学則第 17 条)。これは、本学の教育研究事項を主として審議する教授会の上位に位置づけられ、学園理事会との意思疎通を円滑にするためでもある。

大学運営会議の審議事項は、次のとおりである(学則第 17 条)。**【資料 5-1-2】**

- (1)大学運営に必要な連絡調整に関すること
- (2)学則その他重要な規則の制定改廃に関すること
- (3)学部、学科その他重要な組織、施設等の設置および改廃に関すること
- (4)教員人事に関すること
- (5)教育研究活動の点検・評価に関すること
- (6)学生の定員に関すること

(7)その他理事長および学長の諮問事項に関すること

大学運営会議は、学長、学部長、教務委員長、学生厚生委員長、図書館長、事務部長、および学長が指名する教職員で構成され、学長が議長となる。

さらに、大学運営会議の具体的な運営に関しては、「こども教育宝仙大学運営会議運営規程」(以下「大学運営会議運営規程」という)が定められている。**【資料 5-1-a】**

なお、学長の諮問機関としての学長室会議において、大学運営会議に諮る議題を事前に整理し付議している。

こども教育学部に、教授会が置かれている(学則第 18 条)。

教授会は、学長が次に掲げる事項を決定するに際し、意見を述べることになっている。

(1)学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること

(2)学位の授与に関すること

また、教授会は、次の事項について審議し、意見を述べることができる。

(1)学部運営に関する重要な規則等の制定及び改廃に関すること

(2)学部、学科その他の組織、施設等の設置及び改廃に係る基本的事項に関すること

(3)教育課程の編成、授業及び行事に関すること

(4)学生の指導、厚生、賞罰及び身分に関すること

(5)以上のほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる

教授会は、学長、学部長、教授、准教授、専任講師および助教で構成され、学部長が議長となる。教授会の運営に関しては学則第 18 条および「こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程」(以下「教授会運営規程」という)が、定められている。**【資料 5-1-4】**

日常的な業務に関しては、学部長直属の委員会として、教務委員会(教職課程・保育士養成課程員会)、学生厚生委員会、(学生相談室運営委員会)、FD 委員会、実習委員会、キャリアサポート委員会が設置されている。各委員会は、必要に応じて審議の結果について、大学運営会議又は教授会に付議し、報告若しくは承認の手続きをとっている。

なお、本学学生の賞罰に関しては、学則第 13 章に定められており(学則第 72 条～第 74 条)、次のとおり賞罰を決定している。

表彰については、人物、学業が優秀な者又は他の模範となる行為をした者を表彰することができること定められており、学長が教授会及び大学運営会議の議を経て表彰する。

懲戒については、本学学生の本分に反する行為があった者を懲戒するとしており、学長が教授会及び大学運営会議の議を経て懲戒する。なお、校有物を毀損し、又は亡失したときは、現金又は現品をもって賠償させることとしているが、毀損、亡失等の情状により懲戒することもある。

懲戒は訓告、停学及び退学としている。なお退学については、次のいずれかに該当する学生に対して行うと定めている。

(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)正当の理由がなく出席不良の者

(4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

なお学生の退学、停学及び訓告の処分の手続き等については、こども教育宝仙大学学生の懲戒に関する規程を定めている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学は、「学校法人宝仙学園事務組織規則」により事務組織、職制、職務及び教学を除く必要事項を定めている。大学においては、大学事務部、入学センター、実習・キャリアサポートセンター及び IR 推進グループを置き、各担当における業務、役割を明確化し、業務を分掌している。【資料 5-1-8】【資料 5-1-b】

また、「宝仙学園教学組織規則」により、教学組織、職制及び職務について必要事項を定め、教務・学生課を中心として教学の適正かつ効率的な運用を図っている。【資料 5-1-c】

業務執行にあたっては、教職協働の観点から各種委員会は、教員、事務職員両者で構成され学内の問題点や検討課題を共有し、解決・実施に向けともに対応している。大学運営会議や教授会といった重要な会議においても大学事務部長及び担当事務職員が出席することとなっている。

さらに、個々の教員任せになりがちな講義の内容や教育方法は、学生が必要な学力や知識、技術を身に付けることができているかという観点から見直し、授業アンケート、公開授業及びゼミ担当者会議等を充実させることによって情報共有及び改善を図っている。

このように、教職協働による教学マネジメント体制の整備に努め、役割の明確化と教学マネジメントの機能性向上を推進している。【資料 5-1-1、5-1-6】

【エビデンス・資料編】

【資料 5-1-1】 大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-2】 大学の意思決定に関する会議体の規則

【資料 5-1-3】 学長の職務権限に関する規則

【資料 5-1-4】 教授会に関する規則

【資料 5-1-5】 教授会の開催日時・議題一覧

【資料 5-1-6】 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

【資料 5-1-7】 事務局組織図

【資料 5-1-8】 事務分掌に関する規則

【資料 5-1-9】 職員採用・昇任の方針・規則

【資料 5-1-a】 こども教育宝仙大学運営会議運営規程

【資料 5-1-b】 こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程

【資料 5-1-c】 宝仙学園教学組織規則

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では、令和 7(2025)年度、表 5-2-1 とおり大学設置基準を満たした教員を配置している。

【表 5-2-1】専任教員および専任教授数(人)

設置基準上必要専任教員数	本学の専任教員数
17	18
設置基準上必要専任教授数	本学の専任教授数
9	10

教員の確保と配置にあたっては、専任教員だけではなく、非常勤講師も含めて、本学の教育目的、教育課程に適した人材を選任するように努めている。

教員に欠員が生じる場合、「こども教育宝仙大学教員審査委員会規定」（以下「教員審査委員会規定」という。）にもとづき、速やかに教員審査委員会を設置し、必要な処置を行うことになっている。【資料 5-2-1】

教員の採用は、教員審査委員会規定により、学部長による教員人事の発議を受けて、教員審査委員会が設置される。また、教員の退職等によって欠員が生じた場合は、補充人事を行い、授業や大学運営に支障を生ずることがないようにしている。

この審査委員会の下で書類審査および採用面接を行い、該当する教員候補の研究業績、教育力や人間性等を考慮し決定する。また、非常勤講師の採用にあたっても、この教員審査委員会の規定および運用に準じて行っている。

教員の昇任審査は、「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」に基づいて実施されている。【資料 5-2-a】

教員評価は「宝仙学園人事評価制度実施規程」に基づき、目標挑戦シート、研究計画書および研究報告書を根拠とし、学長および学部長との個別面接により教育・研究の成果の確認が行われる。【資料 5-2-b～5-2-e】

教員審査委員会の構成は、教員審査委員会規定第 3 条に以下のように明記されている。

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 教務委員長
 - (4) 審査の対象となる教員の専攻分野及び担当する授業科目の分野を専攻分野とする者又はその分野の近接分野を専攻分野とする者として大学運営会議（以下「運営会議」という。）が推薦するこども教育学部の専任教員 1 名
2. 副学長が置かれたときは、副学長は委員となる。
 3. 学長補佐が置かれたときは、学長補佐は委員となる。

こども教育宝仙大学教員審査委員会規定第3条

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 教員の採用・昇任の方針・規則

【資料 5-2-2】 教員人事に関する会議体の規則

【資料 5-2-a】 ども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準

【資料 5-2-b】 宝仙学園人事評価制度実施規程

【資料 5-2-c】 目標挑戦シート

【資料 5-2-d】 研究計画書様式

【資料 5-2-e】 研究報告書様式

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD(Faculty Development)に関わる活動については、FD 委員会が全学的な取り組みである「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」を計画に組み込みながら、学生による授業アンケート、FD 研修会、公開授業、授業研究会を柱として各委員会と連携をとりながら、教員の資質、能力向上に計画的に取り組んでいる。

■学生による授業評価と授業改善のためのアンケート

学生による授業アンケートは、大学開学以来、毎学期(春学期・秋学期)欠かさずに実施し、教員へ結果のフィードバックを行いながら集計結果を学期毎に公表してきた。既述のとおり、全体の傾向や共通の問題点を明らかにするために前年度との比較等も行っている。全体の授業アンケートの結果は、各教員にフィードバックされる他、全ての結果を冊子にして、図書館で学生が自由に閲覧できるようにしている。【資料 5-3-a～5-3-b】

■FD 研修会

FD 研修会については、建学の精神、教育実習・保育実習、カリキュラム、学修支援、授業改善、授業環境等をテーマとして毎年実施している。令和 6(2024)年度は、以下の内容で実施した。

第1回 FD 研修会

テーマ：多様な学生に学びやすい環境を考える

日時：2024年6月19日（水） 7号館722教室

目的：多様な学生が入学する中、卒業、資格取得に到達させるとともに、本学卒業生として恥じない保育者にする必要がある。

多様な学生に対しても、然るべき能力を修得させ、目標に到達させるため、状況に応じた柔軟な対応ができるように、これまで殊更注意を払ってこなかった事まで配慮しつつ授業の内容を理解させる必要がある。

各教員の担当授業や様子や専門分野の知見を交換し、学生が授業内容への集中できる授業運営方向や枠組みを考えていく。授業内容に集中できるように、なるべく、授業間で統一できることを考える。専任教員だけでなく、事務部長、事務職のFD委員も参加したSD研修会を兼ねた。

概要：FD公開授業の内容と委員会指名の教員による学修状況の情報提供を基に1年生、2年生の学生状況の共有と、今後の対応案が出された。

第2回FD研修会

テーマ：1人1台タブレット時代の授業改善・教育改善(講師：宝仙学園小学校 教諭 吉金佳能)

日時：2024年12月18日（水） 3号館332教室

目的：GIGAスクール構想（令和3(2021)年度本格スタート）の中で育った小中学生がどのようなICT教育やプログラミングを経験しているのか、それを知っておくことは高等教育機関として必要である。教材のペーパーレス化やアクティブラーニングを含む大学の授業改善を視野に入れ、今回のFD・SD研修会ではICTを用いて先進的な取り組みを続けておられる講師よりお話を伺った。参加可能な全職員が出席するSD研修会を兼ねた。

概要：講師よりGIGAスクール構想のもとで行われているICT環境、ツール、授業内容について事例を上げながら説明を受けた。これによって、教職員は今後入学してくる学生のスキルや経験を把握し、授業計画や大学運営等への参考にすることが出来た。

ICT研修会

教職員に対しICT研修会を令和6(2024)年度末に実施した。

内容は前年度に引き続き、Google Classroomに提出された、Word文書などのMicrosoft Officeで作成されたファイルを個別にダウンロードすること無く、閲覧編集する方法である。

「Google Driveのインストールと設定」、「Google Chrome拡張機能『ドライブ用アプリケーションランチャー』のインストール」について、全教職員にPDFファイルと動画のオンデマンドの教材の配信を行った。受講状況はGoogleフォームによって収集した。

■公開授業

開学以来毎年実施している。例年は教員の授業の方法を観るという視点での授業公開であったが、令和6(2024)年度は、学生の様子を観察するという視点で授業公開を計画し実施した。そこで得られた学生の姿を情報共有し、FD・SD研修会（6月19日実施）にて専任教員や一部の職員で授業の工夫や学生対応について考えることを意図した。授業参観後

には感想などコメントを回収し上記研修会の資料として参加者に提示した。また、公開授業の期間については、学生にはポータルで予告した。

教員、職員相互に学生の状況把握を深め、授業の改善や学生対応の改善につながる対応が打ち出され、研鑽の機会となった。次年度以降も公開授業の狙いを調整しながら公開授業を企画し継続する予定である。

■授業研究会

複数の教員で同一授業を分割して担当している科目について、担当教員が授業研究のための会合を持ちながら進めた。開催状況は、ゼミ担当者会議(1年ゼミ4回[15回]、2年ゼミ2回[17回]、3年ゼミ4回{2回}、4年ゼミ7回[11回])、実習担当者会議(10回)、音楽科目担当者会議(3回)である。分担によって教授内容に偏りがでないよう授業内容や進め方の打合せを綿密に行い、また教材の共有や改善も行った。これらの活動内容は『FD活動報告書』にまとめ図書館にて閲覧できる形を採っている。

注:[]内はグループウェア上での会議の回数、{}内は主・副担当者の会議の回数である。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学職員としての運営能力や高等教育への関心と専門的資質・能力の向上を図るため、文部科学省・日本私立学校振興共済事業団・日本学生支援機構等が主催する各種研修等への参加を推奨するなどの方針・計画を策定し、年間を通じSD活動を推進している【資料5-3-3】【資料5-3-4】。また「宝仙学園事務職員教育研修規程」(平成28(2016)年度制定)に基づき、学園全体の研修にも参加している【資料5-3-c】。

令和6(2024)年度の具体的な取組は、学内においては上記5-3-①に記載のFD研修会(6月19日および12月18日開催)に参加し、学生や授業環境への理解を深め、適切な学生サポートや教学環境の提供ができるように努めた。また、教学、学生支援、広報・学生募集等の担当職務理解や知識向上を図るため、外部団体で実施する以下のような研修会、協議会及びセミナー等を活用し個々のスキルの向上に努めた。

【表5-3-1】 令和6(2024)年度SD研修会等一覧

実施日	参加 研修会・説明会・協議会等	主催
4月23日	第4期大学機関別認証評価システム説明会	日本高等教育評価機構
6月28日	大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会	文部科学省
7月22日	令和6(2024)年度科学研究費助成事業等説明会	日本学術振興会・文部科学省
8月5日	令和6(2024)年度助成部相談会説明会	日本私立学校振興・共済事業団
8月31日	令和6(2024)年度IRフォーラム 変革する大学	大学コンソーシアム京都
9月4日	令和6(2024)年度私立大学図書館協会総会・研究大会	私立大学図書館協会

9月12日	令和7(2025)年度センター試験担当者連絡協議会	文部科学省
9月27日	学生教育研究災害傷害保険説明会	日本国際教育支援協会
10月25日	龍谷未来塾2024 高等教育の展望	龍谷大学
10月27日	令和6(2024)年度 学校心理士資格連絡協議会	日本学校心理士会
11月9日	令和6(2024)年度私立大学教職課程担当者懇談会	都内私立大学教職課程事務担当者懇談会
11月15日	第62回全国学生相談研修会	全国学生相談研修会
12月5日	障害者理解促進ワークショップ	NPO 法人障害平等研修フォーラム
12月12日	外務省 海外安全セミナー	外務省
1月21日	入試広報の成否を左右する Web 広告の戦略設計	教育人材開発機構
2月12日	令和6(2024)年度奨学業務連絡協議会	日本学生支援機構
2月14日	令和6(2024)年度目黒区障害者就労促進講演会	目黒区・目黒障害者就労支援センター
3月13日	令和8(2026)年度学生募集戦略の最新トレンド	株式会社エデュース

学園全体の取り組みとして本部事務局で計画した新任者研修（4月）及び仏教精神の理解を深めるための「長谷寺仏教研修」（7月）に参加し、建学の精神への理解を深めた。また全教職員を対象とした「情報セキュリティ研修」「パワーハラスメント研修」をオンライン受講した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 FD の方針・計画

【資料 5-3-2】 FD の実施報告書

【資料 5-3-3】 SD の方針・計画

【資料 5-3-4】 SD の実施報告書

【資料 5-3-a】 2024 年度春学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果

【資料 5-3-b】 2024 年度秋学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果

【資料 5-3-c】 宝仙学園事務職員教育研修規程

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

研究環境は、各教員には研究室が割り当てられ、研究費も各年度配分されている。年度当初に研究課題、研究目的や実施計画の提出が課せられ、年度末には報告が義務付けられており適正に執行されている。

研究倫理に関しては、学術研究倫理委員会が中心となって、各教員(非常勤講師含む)の研究倫理教育に力を入れている。また、学期毎に「目標挑戦シート」に基づく学長・学部長による教員面談が実施され、研究や授業への取組のヒアリングを行っている。大学紀要や学術雑誌への論文投稿も奨励している。

■教員研究室

専任教員は研究室が各 1 室割り当てられ、研究・教育に相応しい環境が整備されている。研究室のスペースは 1 室あたり約 17 m²で、研究活動の場としてだけでなく、教員の打合せや学生への少人数グループ指導等にも活用している。各研究室には書棚、机、更衣ロッカー、キャビネットが標準装備され、研究・教育用のパソコンとレーザー・プリンターが大学から各 1 台ずつ与えられている。施設設備の維持管理については、業者による清掃保全や定期点検、さらに職員による消耗品の補充等がなされ、教員の研究活動を支えている。

■共同の施設

実用的な研究活動を行うために、造形演習室、保育演習室、音楽演習室、体育館があり、また、教員同士の協議や会議に使用できる共同研究室等がある。

印刷室には、共同使用のコピー機 (1 台)、モノクロ印刷機 (1 台)、カラー印刷機(1 台)、紙折り機 (1 台)、裁断機 (1 台)、シュレッダー (1 台) が設置されている。

施設設備の維持管理については、業者による清掃保全や定期点検、さらに職員による消耗品の補充等がなされ、教員の研究活動を支えている。

■研究委員会の活動

本学の学術研究活動を支援・推進するために、研究委員会が設置されている。当委員会は、新任教員の研究活動スタート支援や、科学研究費への応募推奨のため、学内説明会を開催している。科学研究費助成事業の多様な公募情報、及びその他の外部の競争的資金等の公募情報は随時掲示板や学内グループウェア「サイボウズ」で周知し、情報にアクセスしやすくなるよう工夫している。あわせて、本学の大学紀要や学術雑誌への論文投稿も奨励している。

また、研究者間の交流を促し、学外を含め共同・融合研究や産学連携など研究の活性化につなげるために、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の研究者総覧データベース(research map)に全専任教員が登録を済ませ、本学ホームページ教員紹介とリンクさせている。あわせて毎年「研究活性化のための業績集」を発行し全教職員に周知している。さ

らに、本学ホームページに「研究室レター」を設置して、毎月1回のコラムリレー形式での研究紹介を行っている。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

令和3(2021)年度までは研究委員会にて、令和4(2022)年度からは学術研究倫理委員会にて、本学の学術研究倫理に関する規則を策定し、毎年「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「不正行為防止ガイドライン取組状況チェックリスト」と照らし合わせ、その都度規程類を見直し、必要に応じて改正してきた。【資料5-4-a～5-4-i】

また教員と学生を対象にした研究倫理教育を行っている。

令和6(2024)年度には、7月に全専任教職員と非常勤講師にサイボウズメッセージおよびメールにて研究倫理教育を行い、受講チェックシートと完了報告を収集した。また7月にサイボウズメッセージにて令和7(2025)年度科学研究費公募要領学内説明会を配信し、研究不正防止を目的とした研究倫理教育を行った。学生に対しては、新入生に対し秋学期の「基礎ゼミ(学問に触れる)」で研究倫理教育を行うとともに、「情報処理演習(応用)」内で1月に研究倫理 e-learning コースを受講するように促し、履修者85名中59名が修了した。また卒業研究を行っている4年生には、専門研究ゼミ教員が捏造・改ざん・盗用の研究不正行為について、意識啓発と注意喚起などの指導を徹底した。

科学研究費補助金の適正な執行を監査するために、本学には監査委員会が置かれているが、令和7(2025)年には、2月に内部監査実施要領に基づいて1件の「通常監査」、「リスクアプローチ監査」および「特別監査」が行われ、研究費の適正な執行が確認された。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

■研究費

研究費は専任教員に各年度配分されており、出張旅費は届出により支給される。専任教員は、年度初頭に、研究課題、研究目的及び実施計画、研究成果の公表方法とともに使用経費を記入した研究計画書を、また年度末には、研究成果等の公表とともに使用経費を記入した研究報告書を提出することが義務づけられており、研究費の使用計画と執行が適切になされているかを学部長・学長が確認をしている。研究費として支出できるものは、「消耗品費(消耗備品を含む)」、「通信費」、「印刷製本費」、「出版物費(図書費)」、「諸会費」、「教育研究用機器備品」の勘定科目に区分されている。研究費によって購入された物品はすべて大学総務課によって検収が行われることになっており、不正防止に努めている。

また、学生の研究活動を支援するための資源として、専門研究ゼミ毎にゼミ担当教員の管理の下に「ゼミ費」が配分され、支出にあたっては大学総務課の検収をもって適正に執行されている。

■研究環境に関するアンケート調査

本学の研究環境が十分に整備されているか否かを点検するために、学生と教員を対象に満足度調査を行った。学生については、卒業研究を終えた4年生90名(90.0%)から回答を得た。利用される研究施設は「ゼミ担当教員研究室」、「図書館」が最も多く、続いて「ブリッジ」が多い。学生の研究環境への満足度としては「非常に満足」から「普通」の範囲

にあり、概ねそのニーズに応えるものとなっている。指導教員の対応については、回答者すべてより、「非常に満足」から「普通」の範囲にあり、95.6%の学生が回答をしていることから、きわめて満足度の高い研究指導体制を維持していると推定する。

一方、教員対象のアンケートは令和6(2024)年11月27日～令和7(2025)年5月7日の期間に実施し、18名からの回答を得た。本学教員のエフォートの割合は、教育と校務の比重が研究に比べてかなり高い結果となっている。研究費の満足度は高く、現状の均等配分への同意意見が殆どであったが、研究・教育実績応じた配分を求める意見もあった。

【資料 5-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 研究環境に関する調査の結果

【資料 5-4-2】 研究環境整備の方針・計画

【資料 5-4-3】 研究倫理に関する規則

【資料 5-4-4】 研究費の適正利用に関するマニュアル

【資料 5-4-5】 研究活動への資源配分に関する規則

【資料 5-4-6】 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

【資料 5-4-7】 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【資料 5-4-8】 外部資金応募・獲得の実績一覧

【資料 5-4-a】 こども教育宝仙大学における競争的資金等の運営・管理に関する内規

【資料 5-4-b】 こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱内規

【資料 5-4-c】 こども教育宝仙大学学術研究倫理委員会内規

【資料 5-4-d】 こども教育宝仙大学研究活動の不正行為への対応に関する規程

【資料 5-4-e】 こども教育宝仙大学監査委員会内規

【資料 5-4-f】 こども教育宝仙大学学術研究倫理ガイドラインー人間を対象とする研究の適切な運営についてー

【資料 5-4-g】 こども教育宝仙大学における科学研究費補助金等の内部監査実施要領

【資料 5-4-h】 こども教育宝仙大学研究データ保存等に関するガイドライン

【資料 5-4-i】 こども教育宝仙大学競争的資金等に係る不正使用による取引停止の取扱要領

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための仕組みは、大学運営会議、教授会、その他各種委員会を設け、学長のサポート体制の整備を含め確立されている。学長は本学を統轄しており、大学運営会議の議長を務め、学長室会議を諮問機関としながら、大学運営について意思決定をしている。実際の運営面では、教授会、各種委員会等を設置し、教学面全体をマネジメントしている。また学長は、宝仙学園の理事（令和7(2025)年度定時評議員会終結時までは評議員兼職）でもあり、学

園内の理事会、学内理事検討会等の構成員となり、各会合での審議、報告、情報交換に携わり、これらの活動の中で、教学マネジメントの改善・向上に努めている。

組織面では、平成 30(2018)年度に、内部質保証を推進していく組織として大学改革推進本部、学生募集・入試を統轄する組織として入学センター、教育・研究、社会貢献をリードする組織としてこども教育研究センターを設置した。また令和 4(2022)年度に、保育者養成単科大学の特性を生かし実習とキャリアサポート部署を統合し、実習・キャリアサポートセンターを設置した。令和 5(2023)年度には、オーストラリア保育留学のスタートを受け、留学センターを設置した。

また、大学運営に関わる教職員の資質、能力向上のために、計画的に FD・SD 研修を実施している。教員を中心として FD 研修会を定期開催し、SD においては大学運営に必要な資質・能力・知識の向上に向け、各種テーマの研修を事務職員が受講した。研究活動については、一人一室の研究室を割り当て、適切な研究費の配分や設備の充実による研究環境の向上に努めている。また、科研費等外部資金の獲得のための研修会開催や、学長裁量研究費の助成など研究活動支援を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

社会や環境の変化を把握しながら、運営と組織両面から教学マネジメントの改善・向上につねに努めていく必要がある。AI 時代を迎え、業務の効率化などを目的に、ICT や AI 活用を更に推進していくための SD 研修として外部研修（有償・無償問わず）に積極的に教職員を派遣していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育 DX を視野に入れつつ、デジタル技術を活用して学修成果の可視化や必要に応じた教材のデジタル化等を進め業務の効率化を図る。

研究倫理に関しては、これまでも「人を対象とする研究」を行う際には、研究倫理審査受審を必須としているが、今後もコンプライアンス教育を徹底して行い研究の質保証を図っていく。

FD/SD 研修については、教員の教育力の向上、教職員の能力開発やスキルアップを目的として、つねにアンテナを高く掲げ、最新のテーマに取り組むべく研修を継続する。

以上のことから、基準 5 を満たしている。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人宝仙学園(以下「法人」という。)は、私立学校法の改正(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日施行)に伴い、これに適合する寄附行為の改正を行い、令和 6 (2024) 年 11 月 18 日付で文部科学省より認可された。令和 7 (2025) 年 2 月 21 日開催の評議員会の意見を聴いたうえで、同日開催の理事会に諮り改正寄附行為は承認された。

【資料 6-1-a~6-1-c】

この「学校法人宝仙学園寄附行為(令和 7 年 4 月 1 日施行、以下「寄附行為」という。)」第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に則り、仏教精神に従い幼児教育、普通教育、大学教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、そのうえで、学園を取り巻く社会情勢の変化を的確に読み取り、世の中のニーズや制度変革に機敏に対応することにより、教育機関としての社会的責任を果たすことを使命としている。その具現化のため、「宝仙学園基本指針並びに行動基準」を定め、各人が活動する際の基本的な基準を示している。【資料 6-1-1①、6-1-1②】

理事、監事、評議員及び会計監査人は「寄附行為」に基づき適正な手続きを経て選任されており、理事会、評議員会の出席状況は至って良好である。監事による会計監査、監事への経営報告、会計監査人による会計監査も適切に行われている。【資料 6-1-d】

組織の倫理・規律に関する規程として、「宝仙学園基本指針並びに行動基準」をはじめ、「宝仙学園就業規則」「宝仙学園教学組織規則」、「宝仙学園事務組織規則」等を整備し、組織としての秩序を維持するための責務並びに行動基準を定め、教職員はその遵守に努めている。【資料 6-1-1②~6-1-1⑤】

また、法人は「宝仙学園情報の公開及び開示に関する規則」に基づき、法人及び学校の基本的情報、経営及び財務に関する情報、監査に関する情報、寄附行為、役員名簿、役員の報酬等の支給の基準等をホームページ上に公表し、財産目録、計算書類、事業報告書等を備え置き、請求に応じて閲覧に供している。大学は学校教育法施行規則及び教学マネジメント指針に基づき、教育研究活動上の基礎的情報、修学上の情報、財務情報、アンケート調査情報のほか、教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報をホームページ上に公表し、適切に説明責任を果たしている。【資料 6-1-2~6-1-4、6-1-e~6-1-g】

法人は、理事の職務執行が法令・「寄附行為」に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、「宝仙学園内部統制システム整備の基本方針」を定め、内部統制システムとして下記の規則を整備した。(いずれも令和 7 年 4 月 1 日施行)

【資料 6-1-6①~6-1-6⑩】

- 1) 宝仙学園内部統制システム整備の基本方針の制定
- 2) 宝仙学園理事選任機関運営規程の制定
- 3) 宝仙学園理事会運営規則の改正
- 4) 宝仙学園評議員会運営規則の制定
- 5) 宝仙学園役員の報酬等の支給基準の一部改正
- 6) 宝仙学園評議員の報酬等の支給基準の制定
- 7) 宝仙学園コンプライアンス推進規程の制定
- 8) 宝仙学園リスク管理規程の改正
- 9) 宝仙学園文書取扱規則の改正
- 10) 宝仙学園監事監査規程の改正
- 11) 宝仙学園公益通報者保護規程の改正

上述のとおり、法人及び法人が設置する各学校及び幼稚園(以下「各学校」という。)は、関係諸法令並びに諸規則を遵守して社会的責任を果たし、広く情報を公表し、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。令和 7 (2025) 年度の定時評議員会終結後の内部統制システムに関する体制は資料のとおり整備されている。【資料 6-1-5】

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、法人及び各学校では社会的責任として環境問題に配慮し、省エネルギー対策の一環としてクールビズ、電力等のエネルギー節約に取り組んでいる。具体的な施策として、教職員の夏季軽装、教室・教員研究室、事務室等における照明、空調機、情報機器等のきめ細かな停止等の奨励、室温の目安を 28 度に設定しての空調機の集中管理等を実施している。また、各学校の空調設備はより省エネルギーの空調機に更新し、照明器具は LED 照明に更新する工事を校舎単位、教室単位で行い、エネルギーの節約に努めている。【資料 6-1-h】

人権については「宝仙学園基本指針並びに行動基準」、「宝仙学園ハラスメントの防止に関する指針」、「宝仙学園ハラスメントの防止に関する規程」、「教職員のためのハラスメント防止ガイドライン」「こども教育宝仙大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定するとともに、e ラーニング形式による「パワーハラスメント研修」の実施等、一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促すことで対応している。大学においてはハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止に関する啓発活動、相談対応等にあたっている。上述の諸規則のほか、「宝仙学園個人情報保護に関する規程」「宝仙学園特定個人情報取扱規程」及び「宝仙学園公益通報者保護規定」を整備し人権保護に努めている。また、法人は外部にハラスメント相談窓口と公益通報受付窓口を設置して、教職員のプライバシーが守られ、不利益が生じない体制を整えている。

【資料 6-1-1②、6-1-6⑩、6-1-7①～6-1-7④、6-1-i、6-1-8①、6-1-8②、6-1-j、6-1-k】

安全への配慮としては「宝仙学園リスク管理規程」、「こども教育宝仙大学危機管理規程」、「こども教育宝仙大学テロ発生時における措置に関する内規」、「こども教育宝仙大学危機管理規程に基づく対策本部設置要領」を制定し、危機の発生防止に係る管理体制の整備、

発生した危機への対応等を行うこととしている。日常的な安全については、各学校に警備員を配置し学園内の警備及び施設点検を行い、また、監視カメラを適所に設置して不審者の侵入等の防止策を講じている。

【資料 6-1-6③、6-1-9①～6-1-9③】

大学では防災訓練として、学生及び教職員の避難訓練を行うとともに、教職員は通報連絡・避難誘導についての訓練も行っている。東日本大震災後の防災に対する啓発活動として災害対策を『学生生活ハンドブック』の項目に加え、周知徹底している。

【資料 6-1-10①、6-1-10②】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 組織倫理に関する規則

【資料 6-1-2】 情報公表に関する規則

【資料 6-1-3】 学校教育法施行規則第 172 条 2 に対応した部分の URL

【資料 6-1-4】 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

【資料 6-1-5】 内部統制の組織体制を示す図

【資料 6-1-6】 内部統制に関する規則

【資料 6-1-7】 ハラスメント防止に関する規則

【資料 6-1-8】 個人情報保護に関する規則

【資料 6-1-9】 危機管理に関する方針・規則

【資料 6-1-10】 危機管理に関するマニュアル

【資料 6-1-a】 学校法人寄附行為変更認可書

【資料 6-1-b】 令和 6 年度評議員会議事録

【資料 6-1-c】 令和 6 年度理事会議事録

【資料 6-1-d】 令和 6(2024)年度理事会・評議員会議事録 「役員を選任」

【資料 6-1-e】 令和 6 年度財産目録

【資料 6-1-f】 令和 6 年度計算書類

【資料 6-1-g】 令和 6 年度事業報告書

【資料 6-1-h】 令和 7(2025)年度クルビズの実施について

【資料 6-1-i】 「6 類型で学ぶ！パワーハラスメントのエッセンス」 受講結果報告

【資料 6-1-j】 ハラスメント外部相談窓口 （令和 7 年 4 月学内理事検討会資料）

【資料 6-1-k】 公益通報受付窓口 （令和 7 年 4 月学内理事検討会資料）

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は法人の最高意思決定機関であり、令和 6（2024）年度は年 6 回（4 月、5 月、7 月、11 月、2 月、3 月）の定例理事会及び 2 回の臨時理事会（6 月、10 月）、合計 8 回開催した。理事の実出席率は 94%（意思表示出席者を含めると 100%）であり、2 名の監事の出席率は 81%であるが、2 名が同時に欠席したことはなく、円滑な理事会運営がなされ適切に機能している。なお、理事がやむなく欠席する場合は、事前に送付した議題に対する賛否の意思表示を求めている。理事会の運営にあたっては、「宝仙学園理事会運営規則」の定めに従い、適切な運営に努めている。

【資料 6-2-1、資料 6-2-3①、6-2-3②、6-2-a、6-2-b】

理事定数は、「寄附行為」第 5 条により 9 人以上 10 人以内と定められ、理事の選任については「寄附行為」第 6 条第 1 項に「この法人の理事選任機関は、理事会とする」、同第 3 項に「理事選任機関が理事を選任するときは、(略) あらかじめ評議員の意見を聴かなければならない」と規定し、私立学校法第 30 条に適合するように定められている。

【資料 6-2-3①~③】

理事を選任する会議体である理事選任機関は、「寄附行為」及び「宝仙学園理事選任機関運営規程」の定めにより、適正かつ円滑な運営を図っている。令和 7（2025）年度定時評議員会終了後の理事の選任については、改正私学法施行後、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、令和 7（2025）年 4 月 15 日理事選任機関である理事会で選任した。

【資料 6-2-3①~③、6-2-4⑧、6-2-4⑨】

法人は令和 5（2023）年度をスタートとする 3 か年の「中期経営計画」を令和 5 年 2 月 24 日開催の評議員会に諮問し、理事会の承認を経て策定した。法人及び各学校は、この「中期経営計画」と連動する単年度の事業計画を作成し、計画達成に向けて事業を推進している。令和 7（2025）年度は令和 8（2026）年度をスタートとする 5 か年の「中期経営計画」の策定に取り組む。また、令和 7（2025）年度の事業計画及び収支予算は、令和 7（2025）年 2 月 21 日開催の評議員会に諮問した後、同日開催の理事会の審議を経て承認された。

【資料 6-2-5①~④、6-2-c~h】

私立学校法第 146 条に基づき、「寄附行為」第 16 条に「理事長及び業務執行理事は 3 月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」と定めている。職務執行状況の報告は 6 月、9 月、12 月、3 月の理事会において行うこととしている。

このように法人は、使命・目的達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、各機関がその機能を発揮するとともに適切な運営が行われている。

【資料 6-2-h、6-2-6】

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

理事会は、「寄附行為」第 7 条の定めに従い、各学校長、学内外の有識者及び明王山宝仙寺を出身母体とする理事により構成されている。役員の出席状況は良好であり、適切に機能している。

また、理事会機能の強化並びに学園経営の運営効率化を目的として、令和 7（2025）年度より各会議体の組織改編を行った。従来、理事会への事前審議及び法人、各学校からの理事会メンバーへの月例報告のための会議体であった「火曜会」（学外理事、学内理事で構

成)を月1回開催していたが、この機能を監事が出席する理事会に移管し、併せて理事会を毎月開催することとした。これにより理事及び監事は学園の運営状況をタイムリーかつ詳細に情報収集することが可能となる。また、理事長及び業務執行理事(常務理事)による年4回の理事会への「職務執行状況報告」も適時に実施されている。

【資料 6-2-i、6-2-j】

さらに、学園では理事長、常務理事、各学校長理事、学内理事で構成される「学内理事検討会」を月1回開催しており、そこでは各学校や法人が注力する取り組みの成果や経営課題について、部門ごとに担当月を決めて発表し情報を共有している。こうした情報は各学校長より所属の各教職員に伝達され、学園全体で情報を共有化する仕組みを整えている。

【資料 6-2-k】

使命・目的の実現に向けて、学園組織や会議体を適切に運営し、必要があれば見直し、併せて諸法令の改正への対応等、継続的に社会情勢の変化に機敏に対応していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 法人の意思決定に関する組織図

【資料 6-2-2】 予算・決算を承認した際の理事会の議事録

【資料 6-2-3】 理事を選任する際の会議体の規則

【資料 6-2-4】 理事を選任した際の会議体の議事録

【資料 6-2-5】 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

【資料 6-2-6】 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-a】 学校法人実態調査表(令和6年度) 1 理事会の開催状況

【資料 6-2-b】 中期経営計画(令和5年度～令和7年度)【資料 F-9】と同じ

【資料 6-2-c】 令和7年度事業計画【資料 F-7】と同じ

【資料 6-2-d】 令和7年度収支予算

【資料 6-2-e】 令和4年度評議員会議事録 中期経営計画(R5～R7)の諮問

【資料 6-2-f】 令和4年度理事会議事録 中期経営計画(R5～R7)の審議

【資料 6-2-g】 令和7年度理事会議事録

【資料 6-2-h】 令和7年度理事会・評議員会等年間会議予定表

【資料 6-2-i】 経営会議体の改編について(令和6年11月評議員会資料)

【資料 6-2-j】 火曜会会議規程

【資料 6-2-k】 宝仙学園学内理事検討会会議規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人は私立学校法に基づき、「寄附行為」第 40 条及び「理事会運営規則」第 6 条並びに「評議員会運営規則」第 14 条に、評議員会の招集手続きに関して、「理事会において会議の日時及び場所や議案等の事項を定め、通知を 1 週間前までに発しなければならない」と定めている。また、「寄附行為」第 47 条及び「評議員会運営規則」第 24 条に「理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない」と定め、「評議員から特定の事項について説明を求められた場合、当該事項について必要な説明をしなければならない」と規定している。さらに理事会と評議員会の決議が異なる場合を想定し、「寄附行為」第 48 条、「理事会運営規則」第 4 条第 4 項、「評議員会運営規則」第 5 条第 2 項に、「理事長は再度評議員会を招集できるものとし、あらためて必要な説明を行い、評議員会は当該理事の説明を尊重して再度決議を行う」としている。以上のとおり、理事会と評議員会が意思決定において意思疎通と連携が適切に行えるよう体制を整えている。

【資料 6-3-a～6-3-c】

法人では原則月 1 回、理事長、常務理事、各学校長及び本部事務局長が出席する「学内理事検討会」が開催され、各学校との意見交換や情報提供を行い、お互いの意思疎通を図っている。大学では学則第 17 条に基づく「大学運営会議」及び同 18 条に基づく「教授会」において学内理事検討会での審議事項や検討事項について学長から説明・報告を行うほか、理事会・評議員会の決定事項や各学校の情報を提供している。【資料 6-3-d、6-3-e】

また、年 2 回、理事長、常務理事、理事長補佐、本部事務局長、大学学部長、各学校教頭等が参加する「教育管理職懇談会」を開催し、現場に近い管理職間での取り組みや課題についての情報共有や活発な議論を行い、学園経営の円滑化に努めている。

【資料 6-3-f、6-3-g】

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

法人は、理事、監事、評議員、会計監査人の選任において、「寄附行為」に基づき適正な運営を行っている。理事の選任については前述のとおりであり、監事は「寄附行為」第 22 条に基づき評議員会の決議をもって選任し、評議員は同第 31 条に基づき 1 号評議員を理事会において、2～4 号評議員を評議員会において選任している。

評議員会は、令和 6（2024）年度は 5 回（4 月、5 月、11 月、2 月、3 月）の定例評議員会と臨時評議員会 1 回（6 月）の計 6 回が開催された。評議員の実出席率は年間を通して 79% であるが、意思表示出席者を加えると 100% である。

【資料 6-3-1①、6-3-1②、6-3-h】

令和 6（2024）年度の評議員会では、監事の選任、宝仙学園役員の報酬等の支給基準についての諮問、「寄附行為」改正の審議、令和 6（2024）年度収支補正予算案、令和 7（2025）年度事業計画案及び収支予算案についての諮問、令和 5（2023）年度事業報告及び令和 5（2023）年度収支決算について理事会からの報告がなされた。令和 7（2025）年度は理事選任機関の諮問に応え、監事・評議員・会計監査人の選任を決議し、定時評議員会では理事会から令和 6（2024）年度事業報告及び令和 6（2024）年度収支決算の報告を受けた。評議員会はこのように適切に運営され、その機能を果たしている。

【資料 6-3-2①、6-3-2②、6-3-3①、6-3-3②、資料 6-3-i、6-3-j】

監事は「寄附行為」及び「宝仙学園監事監査規程」に基づき、理事会、評議員会に出席し、意見を述べ、また、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査し、毎会計年度、「監査報告書」を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

【資料 6-3-1】

令和 6 (2024) 年度の監事の理事会への出席状況は 81%、評議員会への出席状況は 83% であり概ね良好である。法人は監事に対して年 3 回 (7 月、12 月、3 月) の「監事経営報告会」を開催し、各学校の教学情報や事業計画の進捗状況等を報告した。また、会計監査人との監査方針検討会を年 1 回開催し、収支決算に基づく各経営指標を踏まえ、当該年度の重点課題や監査方針について協議している。なお、「監事経営報告会」は令和 7 (2025) 年度より、毎月開催とした理事会にその機能を統合したことにより一層タイムリーな報告体制となった。以上のとおり、法人は監事が円滑な監査を行えるよう支援体制を整備し、監事は職務を適切に行い、チェック機能を果たしている。

【資料 6-3-4、6-3-5、6-3-h、6-3-k~6-3-n】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 評議員を選任した際の会議体の議事録

【資料 6-3-2】 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

【資料 6-3-3】 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

【資料 6-3-4】 監事監査に関する規則

【資料 6-3-5】 監事監査計画書

【資料 6-3-a】 学校法人宝仙学寄附行為 **【資料 F-1】** と同じ

【資料 6-3-b】 宝仙学園理事会運営規則

【資料 6-3-c】 宝仙学園評議員会運営規則

【資料 6-3-d】 こども教育宝仙大学学則・第 17 条、第 18 条

【資料 6-3-e】 2024.4 教授会資料学長諸会議等報告

【資料 6-3-f】 令和 6 年度第 1 回教育管理職懇談会の開催について

【資料 6-3-g】 令和 6 年度第 2 回教育管理職懇談会の開催について

【資料 6-3-h】 学校法人実態調査表 (令和 6 年度) 2 評議員会の開催状況

【資料 6-3-i】 令和 6 年度評議員会議事録

【資料 6-3-j】 令和 7 年度評議員会議事録

【資料 6-3-k】 学校法人実態調査表 (令和 6 年度) 1 理事会の開催状況

【資料 6-3-l】 令和 6 年度 監査報告書

【資料 6-3-m】 令和 6 年度監査方針打ち合わせ会 (検討会) 議事録

【資料 6-3-n】 令和 6 年度監事経営報告会 (次第、監事報告書、議事録)

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

財務基盤を確立するためには学則定員の安定的充足が不可欠である。法人は大学のほかに中学・高等学校、小学校、幼稚園を設置しており、学園全体で見た生徒・学生数は収容定員 2,275 名を安定的に充足しており、基本金組入前収支差額は毎期 3 億円以上を計上し、収支差額比率も高いレベルを維持している。今後も令和 10（2028）年に迎える学園創立 100 周年の記念事業となる新校舎建設に要する支出を勘案し、引き続き財務基盤の安定に注力していく。

大学も中期経営計画で 3 年間の学生収容目標を立てると同時に、人口戦略において具体的な施策や目標値を定め、定員充足に向けて全学一丸となって取り組んでいる。表 1 の示すとおり大学は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 年間、収容定員充足率 90%以上を確保しており、財務基盤は安定している。一方、大学の基本金組入前収支差額は令和 5（2023）年度までの 4 年間は収入超過であったが、令和 6(2024)年度に支出超過に転じた。大きな要因として、募集環境の悪化（少子化と保育系進学志願者の減少）による学生数の減少、コロナ禍後の人件費及び諸物価高騰による支出の増加が挙げられる。こうした社会環境の変化による今後の対応については、6-4-②「収支バランスの確保」で触れる。

【資料 6-4-2①】

表 1 【大学及び法人の 5 年間の経営状況概要】

		学生数（人）・基本金組入前収支差額（単位：千円）				
年度		令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
大学	学生数（収容定員400名）	372	396	400	406	373
	収容定員充足率	93%	99%	100%	102%	93%
	基本金組入前事業活動収支差額	31,944	46,701	25,380	11,044	△ 40,722
	事業活動収支差額比率	5.5%	7.4%	4.2%	1.8%	△ 7.3%
学園	生徒・学生数（収容定員2275名）	2,438	2,542	2,539	2,535	2,501
	収容定員充足率	107.2%	111.7%	111.6%	111.4%	109.9%
	基本金組入前事業活動収支差額	355,026	419,383	421,378	392,669	339,900
	事業活動収支差額比率	12.4%	13.9%	14.2%	12.8%	11.2%

6-4-② 収支バランスの確保

法人全体としては前述のとおり、学園全体の定員充足、基本金組入前収支差額、収支差額比率で健全な実績を残しているが、中期経営計画で学園全体の財務指標とした「人件費比率 60%未満」「寄付金比率 2%以上」の目標が未達だったため、今後も収支バランスの確保に注力していく。

大学としては、社会環境の変化による課題を解決していくため、学生募集活動の強力な推進、補助金や外部資金の獲得、適切な人件費管理、経費の抜本的な見直しを重点課題に

据えて取り組み、収支バランスを確保する。

学生募集活動の強化策として、令和 7(2025)年度事業計画の入口戦略に「受験動向に応じた施策を展開し定員を充足」を掲げ、具体的な施策を列記し実践している。【資料 6-4-2 ②】

学納金以外の収入源としての外部資金獲得に関しては、研究委員会が中心となり、新任教員の研究活動スタート支援、競争的研究資金の獲得に向けた科研費説明会の開催、外部競争的資金公募情報の共有等を実施している。また、「私立大学等改革総合支援事業」の選定や補助金については行政の政策動向を注視し漏れなく的確に対応する。

【資料 6-4-3、資料 6-4-a】

人件費については、大学の人件費比率は概ね 60%で推移しており、同規模の大学との比較では標準的と言えるが、今後ベースアップや定期昇給による上昇が避けられないため、適切な人員管理を徹底する。

経費の抜本的な見直しでは、経費全般の点検を行い、効果が不透明な経費のカット、業者選定時の相見積もり取得の徹底、スクラップ&ビルド、コストダウン、ペーパーレス化等、全教職員の意識づけを図る。

人件費や諸物価の高騰は、ここ数年はトレンドとして続くものと考えられる。収支バランスの確保のためには、授業料の値上げ等、学納金の改正も視野に入れ、具体的に検討している。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

法人は令和 5(2023)年度をスタートとする中期経営計画(令和 5(2023)～令和 7(2025)年度の 3 か年)を策定している。学校法人を取り巻く環境が大きな変化を続けるなか、法人は長期ビジョン及び明確な経営目標を示し、各学校はこれを踏まえた経営戦略及び具体的施策を策定して学校運営にあたっている。

中期経営計画では、学園全体の長期ビジョンを「感応の心を大切に、共に学び、高め合う、理想の学び舎を創造する。」と定め、大学では「100 年ブランド『保育の宝仙』への挑戦、存在感あふれる保育単科大学を作り上げる。」を長期ビジョンに掲げている。

中期経営計画の策定にあたっては、理事長及び本部事務局より策定方針、予算編成方針、学園経営目標、財務指標(表 2)、学校別財務管理指標が示され、これらに基づき大学及び各学校の具体的な経営戦略が立てられている。

大学はじめ各学校は、3 年間の経営戦略(教学上の戦略、入口戦略、出口戦略、人材育成・組織運営戦略)及び財務計画書(財務基盤)となる学生・生徒収容目標、授業料等学納金の計画、寄付金の目標、教職員数計画、事業活動収支差額及び支払資金増減額目標を立て、経営戦略を実践し、目標の達成に向けて学校を運営している。

表 2 【学園の財務指標と目標】

学園全体の財務指標	目標
収容定員充足率＝在籍者数／収容定員	100%以上
事業活動収支差額比率＝（事業活動収入－事業活動支出）／事業活動収入	10%以上
人件費比率＝人件費／経常収入	60%未満
寄附金比率＝寄附金／事業活動収入	2%以上

中期経営計画に基づく令和7(2025)年度事業計画・収支予算案は、前年の令和6(2024)年12月上旬に理事長及び本部事務局より策定方針が発信された後、約1月半をかけ各学校と本部事務局との情報共有及び折衝のもと原案が作成され、1月下旬に理事長、常務理事、学長、事務局長、事務部長、他関係者の出席する事業計画・予算編成検討会議の討議を経て、2月の評議員会に諮問した後、理事会の承認を経て成立した。

このように法人及び大学は中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っている。【資料6-4-1①～⑦、資料6-4-2①～6-4-2⑨、資料6-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-4-1】 予算編成方針

【資料6-4-2】 財務計画書

【資料6-4-3】 外部資金導入の実績

【資料6-4-4】 資金運用に関する規則

【資料6-4-a】 2025年度科研費公募にかかる本学説明会(動画配信)のお知らせ

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

(2) 6-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-① 会計処理の適正な実施

私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準、宝仙学園経理規定等に則り本部事務局、学校事務部・事務室が適正に会計処理を行っている。

【資料6-5-1①、6-5-1②、6-5-2①、6-5-2②】

学納金・寄付金等の資金の受け入れ及び経費の支払等は、すべて学校会計をとおり適切に行われている。また、会計処理の錯誤防止のため、会計処理の伝票起票時に作成担当者と承認者以外の者による内容の精査が行われている。さらに、会計に係るデータ入力処理後、月次の会計元帳データが本部事務局から各学校事務部・事務室へ回付され、そこで再度会計処理の内容が精査されている。

資金を安全確実かつ効率的に運用することにより、学園の中長期的な財務基盤の強化を図るとともに、将来の教育の発展に資することを目的として「宝仙学園資金運用規程」を

定めている。この規程に則り資金の運用は、安全性の確保、流動性の確保、収益性の向上の3つの原則の下、適正な手続きを経て行われている。**【資料 6-5-a】**

法人は私立学校法に基づき、毎会計年度、予算及び事業計画を作成し、法人、及び各学校はこの予算の範囲内で事業を展開している。しかし、期の途中で計画外の支出や予算を超過して支出せざるを得ない事案が生じることがある。こうした事案に対応するため法人は毎年、補正予算を作成している。10月上旬に理事長より「令和6年度補正予算の策定について（依頼）」の文書が発信され、本部事務局経理課より日程や提出書類等の詳細な案内がなされる。各学校は経理課との折衝を経て10月末までに補正予算案を編成する。補正予算案は11月の評議員会に諮問され、理事会で審議された後成立する。このように法人は補正予算を「寄附行為」に基づき適切に編成している。

【資料 6-5-b～6-5-h】

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は私立学校法及び法人の規定（「寄附行為」・「宝仙学園監事監査規程」）に基づく監事による監査、並びに会計監査人による会計監査が実施されている。

会計監査人は、寄附行為第49条及び第52条第1項及び第2項の定めに従い、監事による議案の決定を経て、令和7（2025）年6月17日開催の定時評議員会で選任された。また、寄附行為第54条（会計監査人の業務等）第1項に「会計監査人は、法令に定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する」と定めている。このように法人は会計監査人の選任を適切に行い、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。**【資料 6-5-2①、6-5-2②、6-5-3①、6-5-3②、6-5-i】**

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-1】 経理に関する規則

【資料 6-5-2】 会計監査人の選任に関する規則

【資料 6-5-3】 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

【資料 6-5-a】 宝仙学園資金運用規程

【資料 6-5-b】 令和6年度補正予算の策定について（依頼）（理事長発信文）

【資料 6-5-c】 令和6年度補正予算 資料提出依頼の件（事務局長発信文）

【資料 6-5-d】 令和6年度補正予算 作業分担・進行表

【資料 6-5-e】 財務計画シートについて

【資料 6-5-f】 令和6年度収支補正予算書

【資料 6-5-g】 令和6年度11月評議員会議事録

【資料 6-5-h】 令和6年度11月理事会議事録

【資料 6-5-i】 宝仙学園監事監査規程

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 保育・教育領域に係わる地域社会への貢献・社会連携

A-1. 社会貢献・地域連携事業

① 「こども教育研究センター」による社会貢献・地域連携事業

② HOSEN 社会連携プログラム「保育実践フィールドワーク」「表現実践フィールドワーク」

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①「こども教育研究センター」による地域連携事業

本学の「こども教育研究センター」は、日常的で継続的な地域密着型の社会貢献・地域連携を行うことを目的としている。当センターは、保育や幼児教育に関わる研究や社会貢献事業を担う拠点として平成 30(2018)年度に発足し、3つの部門(1)教育研究企画、(2)教育研究の進展 [社会貢献・地域連携]、(3)地域における幼児教育・保育の振興 [地域子育て支援]、から成り立っている。活動上で留意しているのは、保育者養成機関である本学の特色を活かして細やかで持続性のある事業を展開することである。特に、本学が所在する中野区との連携事業については、教員の専門知識や技術、研究成果を活用しながら積極的に協力している。当センターについて区内への認知も広がり、平成 30(2018)年度より中野区から委託を受けて「保護者支援プログラム」を 6年間続けてきた他、区主催の行事への参加の誘いを受けることも多い。これらの活動は「こども教育研究センター活動報告書」(2024)にまとめ、幼児教育、保育、福祉、行政機関等へ送付した。令和 6(2024)年度の主な活動は次の通りである。

1) 子育て広場「ぷちとまと」による地域連携

「ぷちとまと」は、大学が学生達の協力を得て運営してきたが、令和 6(2024)年度からは隣接する宝仙学園幼稚園と協働して運営する方針へと広げ、年間の開室日合計は 35 日で、この内 15 日は大学が担当、20 日は幼稚園が担当した。年間の延べ利用者数は保護者が 265 名、子どもが 267 名であった。幼稚園が運営する日は、プールや水遊び等イベントも多かったが、大学側は来室した親子が自由に過ごせる場の提供を中心とした。ただし、大学教員の専門性を活かして 2 回のイベント（身体遊び、絵本）を行った。主な傾向として、イベントには 1 回のみ参加が多いが、自由な居場所の方はリピーターが多いという結果がみられた。

2) 中野区委託事業「保護者支援プログラム」による社会貢献

本事業は、発達にやや偏りのあるお子さんを対象として保護者の学習会とグループ懇談を中心としたもので、本学教員が講師を務めた。子ども達の特徴から一般的な子育て広場などには馴染みにくい親子にとって居心地の良い「場」になっているというお声をいただいており、今年で 6 年目を迎えた。令和 6(2024)年度は年間 3 回実施し、その内 2 回は区内すこやか福祉センター（保健センター機能を兼ねる）で行い、1 回は本学で開催した。次年度も継続予定である。

3) 「HOSEN こどもフェスティバル 2024」開催による地域貢献

宝仙祭(10/19・20)にて実施した。内容は次の通り、①おもちゃ制作とあそび「作ってあそぼう」②食育おやつワークショップ(WS)「秋のおやつを作ろう!」③身体遊びWS「親子で運動遊び～虫になりきって遊ぼう～」④音楽劇「3びきのこぶた」、であった。①～④の参加者は100名程度で、ホームページ上で参加者を募集するとすぐに満席になる盛況ぶりであった。地域のお子さんに参加してもらい、例えば②食育おやつWSでは、実際に子ども達と学生がお菓子を作って食べるまでに行き、人気のプログラムとなっている。

4) 中野区との包括連携協定に基づく事業協力

中野区との包括連携協定の下、中野区東図書館黒板アート出品、中野区児童相談所一時保護所への会計年度任用職員としての学生派遣(年間)、中野区子ども相談室「子どもの権利の日フォーラムなかの2024」にてWS開催(11/16)、なかのZEROこどもカーニバルへの出展(3/1)など様々な活動に協力した。また、本学教員が中野区長より「こどもの人権救済委員(オンブズマン)」(中野区子どもの権利に関する条例による)を拝命し令和4(2022)年度より年間を通して活動している。

A-1-② HOSEN 社会連携プログラム「保育実践フィールドワーク」「表現実践フィールドワーク」

大学では4年次秋学期カリキュラムにおいて、独自の「HOSEN 社会連携プログラム」を位置づけている。令和6(2024)年度のプログラムでは、学外の保育機関や区立図書館等の公共施設の協力のもと、「保育実践フィールドワーク」と「表現実践フィールドワーク」の2科目を実施した。「保育実践フィールドワーク」では、学生が保育所・幼稚園等の保育現場に継続的に関わりながら、子どもの日々の姿を観察したドキュメンテーションをもとに、保育者との協議や大学での振り返りを繰り返し、保育の専門性を高めていった。また「表現実践フィールドワーク」では、近隣の中野区立中野東図書館において黒板アートの現地制作を実施し、学生自らの表現活動が地域社会において果たす役割について学びを深めていった。

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

上記A-1-①の1)～4)はそれぞれに特色のある取組みであり地域に根付いた活動といえる。さらに②の「保育実践フィールドワーク」「表現実践フィールドワーク」も、地域連携による対外的な内容である。小規模でも日常的かつ継続的な地元密着型の社会貢献・地域連携を、中野区行政の中核部とだけではなく、健康福祉部、こども教育部、教育委員会、地域支えあい推進室の各担当分野との交流を図りながら継続した。こどもの育ちに関して、家庭および地域社会の教育力低下が指摘されるようになって久しく、こうした現状に対応するためにはこどもを取り巻く様々な問題がこどもに与える影響を分析し、こどもを中心とする地域社会にさまざまな「こどもの居場所」を設置することが重要である。本学としてはこれらと並行して、幼稚園教諭・保育士等の資質と専門性の向上を図りながら、家庭

教育と地域における子育て支援の取組を相互に連動させ、それぞれの教育力を総合的に向上させることがこどもの生活環境全体の底上げにつながるものと考え取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

対外的な活動が増えるに従い、各関係機関との顔の見える連携を心がけ、活動に関する詳細な合意形成や擦り合わせも重要となる。児童相談所一時保護所への学生（会計年度任用職員）派遣では、学生に自覚が足りずサービス関係（遅刻や欠勤等）で関係職員から指摘を受けることもあった。職務には真摯に取り組んでいたが、学外の活動においてはさらに目配りが必要であることを実感した。このように対外活動においては、報告・連絡・相談には細心の注意を払う必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地域連携および社会貢献活動に関して大学としての使命は何か、このことを常に考えながら実践を進めることが重要である。また、これらの活動に学生が参画することは、将来の保育や幼児教育を担うものたちにとって生きた経験となり、こどもへの支援や子育て支援という役割に加え、地域社会との協働や多文化共生社会への柔軟な対応力を育む機会につながる。当センターが担うさまざまな事業を通して、多様化・複雑化した社会のなかで広い視野と豊かな見識をもった保育者を育てるために、大学としてアンテナを高く立てながら1つずつ取り組んでいく所存である。

以上のことから、基準Aを満たしている。

基準 B 保育留学を中心としたグローバル教育の展開

B-1. 保育留学を中心としたグローバル教育の展開

① 保育留学制度の進展

② 「国外保育体験」の展開

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 保育留学制度の進展

1) 保育留学の概要

グローバル時代に国内・海外での活躍の場を広げることを目的に、令和 4（2022）年度より長期留学制度を導入した。留学時期は大学 3 年次 2 月から 4 年次 12 月（11 ヶ月間）であり、大学 3 年次に留学前の準備を固め 2 月に出発する。令和 5(2023)年度 I 期生 5 名、令和 6(2024)年度 II 期生 7 名全員が Certificate III を取得して帰国した。留学期間 11 ヶ月間の内、前半は 15 週間の語学研修、後半は 28 週間の保育研修である。語学研修を一定レベル（IELTS5.5※）で修了した者が、その後保育研修プログラムへ移行できる。本学の 4 年間の在学中に日本の保育士資格と幼稚園教諭 I 種免許状、Certificate III in Early childhood Education and Care の 3 つの資格を取得するプログラムとなっている。この Certificate III を取得すると、現地の保育所でクラス副担任として働くことができる。

留学先はオーストラリア・クイーンズランド州ゴールドコーストであり、受け入れ先の Imagine Education Australia（語学学校等と複数の保育園を保有）と連携協定を締結して進めている。生活面は、留学後暫くはホームステイで、その後はルームシェアなど学生達の判断で決める。語学研修は、午前中の General English（一般英語）と午後 2 時間の Turbo Class（特別メニュー）から成り、この Turbo Class は保育留学プログラム独自の特別 Class である。保育研修の 1 週間のスケジュールは、1-2 日は講義、1-2 日は実習、1-2 日は課題作成となっており、全部で 17 ユニット、160 時間のチャイルドケアセンターにおける保育実習で構成され全て課題を提出し全て合格することが必須となっている。

※IELTS=International English Language Testing System

2) 留学者の学内選考と事前学修

留学者は 10 名以内とし、学業成績（GPA3.0 以上）と保育実習等の状況、生活態度を考慮して可否を決定する。留学までの事前準備については、3 年次から留学専門ゼミに所属し、語学や多文化理解の他、留学者同士の仲間づくりを行う。また、語学では、1 年次より「海外保育事前学習（英語）I・II」を受講する他、「英語（初級）」「英語（中級）」「英語コミュニケーション」「こども英語教育法」などを積極的に履修し、その他にもオンライン英会話などで自学自習を続け英検 2 級、TOEIC450 点以上を基本的な選考基準としている。また、3 つの資格を取得するためには本来は 4 年次に行う教育実習（幼稚園）を 3 年次に行うため、留学を目指す学生たちは忙しいが、隣接する宝仙学園幼稚園等の協力を得てそれを実現している。

3) 卒業後の進路

卒業後の選択肢としては、日本のインターナショナル幼稚園等で働く、現地のチャイルドケアセンター（保育園）で働く、他の国のチャイルドケアに挑戦するなどがあるが、第Ⅱ期生の1名は令和7(2025)年4月よりオーストラリアメルボルンの保育園への就職が決まった。その他、本学卒業後に既に渡豪して次の「ディプロマ (Diploma)」(担任資格)を目指している者もいる。国内のインターナショナルプリスクールに就職した者も複数おり、帰国後、学生達の就職はすぐに決まった。

オーストラリアは日本に比べて物価が約2倍で家賃も高い。留学を応援するために日本学生支援機構海外留学支援制度に本学が一括して申込み、採択後には成績基準を満たした学生に毎月一定額（月7万円）の奨学金が支給されている。本学では令和4(2022)年度の開始以来毎年この採択を受けている。またこの留学コースの学費は本学4年次の学費を充てる形を採っており、学生は留学期間中に二重の学費を支払う必要はない。この点も魅力のある留学プログラムとなっている。

4) SEQ による評価（留学前と留学後）

SEQ (Student Emotional intelligence Quotient=学生の感情指数) を留学前と留学後に測定したところ、「気力創出力」に含まれる4要素（セルフ・エフィカシー、達成動機、気力充実感・楽観性）が全てで伸びていた。他方、得点が減少したのは「感情的被影響性」（周囲の状況への巻き込まれ易さ）等であった。即ち、周囲の状況に巻き込まれず自分で判断し行動する気力創出力が複数の点で伸びていることがわかる。全体として、前向きに自信をもって進む得点が伸びており、これらの点で成長がみられた。帰国後の学生達と面談すると、留学前の自信のなさや周囲の反応をみながら発言する様子は消え、自分がどう考えるか、今後どのような進路に進みたいのかを自分の言葉で明確に語る様子がみられ成長を感じた。

B-1-②「国外保育体験」の展開

「国外保育体験」は本学の独自科目（2単位）であり、1年～4年次までどの学年でも履修できる。受け入れ先は長期留学と同じ Imagine Education Australia である。長期留学とともに2月に出発して現地に2週間滞在し、前半の1週間は語学研修、後半の1週間は午前中の語学研修を継続しながら午後は Childcare Center（保育園）で保育体験を行う。最終日には事前から準備したプレゼンテーション（ペープサート、ダンス、クイズ等）を子ども達に対して英語で行い体験を積む。クイズやペープサートでは、現地の子ども達に言葉が通じたか、学生たちが意図したことが通じ楽しんでもらえたか、子ども達の表情などを観察しながら行うことは学生たちにとってかけがえのない体験になっている。この他にも幼稚園なども見学し、クイーンズランド州の保育の環境、保育の考え方などを学ぶ。

【基準Bの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の保育留学制度は、4年間の在籍中に4年間の学費で日本の保育士資格と幼稚園教諭Ⅰ種免許状、Certificate III in Early childhood Education and Care の3つの資格を取

得するプログラムであり目的が明確である。Ⅰ期生、Ⅱ期生ともに途中で帰国するものは一人もおらず全て3つの資格を取得し、その後の進路につながっている。既述の通り、Ⅰ期生の内の1名は本学卒業後にすぐにオーストラリアに戻り次の段階（ディプロマ）への準備を始めた。また、Ⅱ期生の1名はメルボルンで就職し、もう1名も渡豪の準備中である。国内の International プリスクールに就職した者も語学力を生かして生き生きと仕事をしており、本学のオープンキャンパス等で体験談などを披露している。留学は、それを体験した個人の成長とともに、本学のなかに「保育留学」という好循環が生まれており、1年次より目的意識をもって日頃の学業、実習、語学学習等に励む姿が見受けられる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

留学制度を成功させるには、事前の準備、留学中のサポート、留学後の就職支援など留学受け入れ先との綿密な連携やエージェントとの意思疎通、学内の教職員の連携、ご家庭の協力など様々な要素が必要である。留学期間の11ヶ月の間には、途中でホームシックになったり語学研修に自信を失ったり、いろいろな時期がある。学修態度の面で、現地スタッフから心配する声をいただくこともあるが、それを含めて学内の教職員が一丸となってこの留学制度をサポートし推進することが求められる。また、留学前の準備は語学力の向上はもとより、留学生同士の仲間作りが重要である。また、長期留学は10名以内としており、保育留学を目指して本学に入学しながらもそれが叶わなかった学生に対する手立てを考えることが喫緊の課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

(2) に記入した長期留学に参加できなかった学生への手立てとして、令和7(2025)年度からは1ヶ月程度の短期留学を「国外保育体験」のなかで行う予定である。行き先は、現在世界から注目を集めている保育プログラム「テ・ファリキ」を国全体で行っているニュージーランドに決め、語学研修と保育研修を組み合わせたプログラムを施行する予定である。ニュージーランドは日本の保育士資格の書き換えが可能であり、高い語学力を身につければ日本の資格で現地で働くことも可能である。テ・ファリキでは、ラーニングストーリー（学びのポートフォリオ）を取り入れており、これは日本でも広まりつつある保育におけるドキュメンテーションの発展形と言える。

以上のことから、基準Bを満たしている。

V. 特記事項

1. 特色ある教育活動「宝仙マイスター制度」

本学独自の教育プログラムとして、「宝仙マイスター制度」がある。宝仙マイスター制度とは、保育者としての専門的な知識・技術に加えて、もう1つの力をつけることができる本学独自の制度である。保育者としての専門的な知識や技術の上に、さらに能力を磨きたいと考える分野を選択し、設定されたカリキュラムに沿って知識・技能を修得していき、一定の条件を満たすことによってマイスター認定証が学長より授与される。

令和6(2024)年度は、「食育おやつマイスター」、「身体遊びマイスター」、「こども心理マイスター」のプログラムに挑戦し、計14名の卒業生がマイスター認定証を授与された。

2. 特色ある教育活動「学外教育プログラム」

本学では異文化、多文化社会との交流を通じ、幼児教育や保育への理解を深めていくことを目的に、国内・国外の2つの研修による「学外教育プログラム」を実施している。

令和6(2024)年度は、「地域文化体験」の授業の一環として、富山県南砺市利賀村において、1、2、4年生32名が参加した「利賀村研修」を実施した。大学の前身である宝仙学園短期大学より50周年の歴史をもつ本研修は、利賀村の風土と伝統文化にふれ、地域と人々とのつながりについて体験的に学習するとともに、保育者として必要とされる他者への理解力とコミュニケーション力を身につける機会となっている。

またオーストラリアのゴールドコーストにおいて「保育留学」および「国外保育体験」を実施している。内容は、現代において求められるグローバルな保育者の育成をめざし、保育英語及び活用できる語学基礎力を身につけるとともに、現地の幼稚園・保育施設の見学や保育実習体験により、多文化社会における幼児教育・保育の学びを深めていくものである。令和6(2024)年度は11ヶ月間におよぶ「保育留学」には7名が参加し、オーストラリアの保育者資格であるCertificate IIIを全員が取得した。また2週間の国外保育体験には6名が参加した。

3. 宝仙学園内における高大接続事業

本学は、宝仙学園内の他の教育部門と連携し、幼児教育・保育の学びを深める教育活動を推進している。令和6(2024)年は、宝仙学園高等学校(女子部こども教育コース)と連携し、学園内の高大接続事業による保育の学びを推進した。本事業の取り組みは、①教員間での保育に関する研修会・情報交換会等の実施、②高校の授業における大学教員の講義・授業の実施等、により行なった。①は、「高校保育コースの教育内容の理解」をテーマとした研修会(4月17日開催)を高校こども教育コース担当教員と大学全教員とで行い、年間の連携の取り組みについて確認をした。

また、②は、女子部こども教育コース各学年の独自科目(1年次「こども学Ⅰ」、2年次「こども学Ⅱ」、3年次「こども学Ⅲ」)において、合計9回の「大学体験授業」と「大学ゼミ体験」を実施した(1年次「こども学Ⅰ」4回実施/11/12、11/26、1/14、1/28、2年次「こども学Ⅱ」3回実施/10/31、11/7、1/28、3年次「こども学Ⅲ」1回実施/10/23、3学年合同「大学ゼミ体験」1回実施/8/26)。次年度においても本事業を継続し、学園教育を通じて保育者養成を推進していく計画である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第1条に本学の目的を定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	1-1
第 85 条	○	学則第7条に本学の学部及び学科の設置について定めている。	1-1
第 87 条		学則第19条に本学の修業年限を定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第30条(転入学・編入学)、第32条(学士入学)、第32条(再入学)において在学すべき年数について教授会の議を経て学長が決定する旨定めている。また、学則48条(入学前の既修得単位の認定)に他大学等での単位認定に関する取り扱いを定めている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし(専門職学科を設置していない)	4-1
第 89 条	—	早期卒業は実施していないため該当なし。	4-1
第 90 条	○	学則第 25 条に入学資格を定めている。	3-1
第 92 条	○	学則第 10 条(教職員)、第 11 条(学長及び副学長)、第 12 条(学部長)に定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 18 条に本学教授会の設置と役割を定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 56 条に学位の授与について定めている。	4-1
第 105 条	—	該当なし(本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していない)	4-1
第 108 条	—	該当なし(本学は短期大学に当てはまらない)	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条及びこども教育宝仙大学自己点検・評価規程において取組みを定め、2026 年度認証評価を受審する。	2-2
第 113 条	○	学校教育法施行規則で定められた項目についての教育研究活動の状況を公表している。	4-2
第 114 条	○	学則 10 条(教職員)及び第 14 条(事務組織)で定めている。本学は、技術職員は配置していない。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 30 条第 2 項第 1 号に編入学について定めている。	3-1
第 132 条	○	学則第 30 条第 2 項第 2 号に編入学について定めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	1項1号：学則第19条(修業年限及び在学年限)、学則第20条(学年)、学則第21条(学期)及び学則第22条(休業日)に定めている。 1項2号：学則第7条に定めている。	4-1 4-2

こども教育宝仙大学

		<p>1項3号：学則第41条及び学則第42条に定めている。</p> <p>1項4号：学則第53条(成績評価)、学則第54条(卒業の要件)及び学則第56条(卒業の認定及び学位の授与)に定めている。</p> <p>1項5号：学則第8条(学生定員)及び学則第14条(事務組織)に定めている。</p> <p>1項6号：学則第24条から第34条に入学に関する事項、学則第38条(退学)、学則第39号(転学)、学則第35条(休学)及び学則第54条から第56条に卒業に関する事項を定めている。</p> <p>1項7号：学則第58条(納付金)に定めている。</p> <p>1項8号：学則第72条(表彰)、第73条(懲戒等)及び第74条(罰則)に定めている。</p> <p>1項9号：寄宿舎は、設置していない。</p> <p>2項：通信制の課程は、設置していない</p> <p>3項：特別支援学校は、設置していない。</p>	
第24条	○	学籍、成績等は適正に管理している。	4-2
第26条 第5項	○	学則第73条(懲戒等)及び学則第74条(罰則)に定めている。	5-1
第28条	○	学校において備え付けなければならない表簿については、「宝仙学園文書取扱規程」及び「宝仙学園文書保存規定」の基、宝仙学園本部事務局及び大学事務部に備え付け、管理している。	4-2
第143条	○	学則第18条及びこども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規定に定めている。	5-1
第146条	○	学則第19条(修学年限及び在学年限)及び学則第66条(科目等履修生)に定めている。	4-1
第147条	—	該当なし(早期卒業制度はない)	4-1
第148条	—	該当なし(就業年限が4年を超える学部を設置していない)	4-1
第149条	—	該当なし(早期卒業制度はない)	4-1
第150条	○	学則第25条(入学資格)に定めている。	3-1
第151条	—	該当なし(飛び入学制度はない)	3-1
第152条	—	該当なし(飛び入学制度はない)	3-1
第153条	—	該当なし(飛び入学制度はない)	3-1
第154条	—	該当なし(飛び入学制度はない)	3-1
第161条	○	学則第30条(転入学・編入学)に定めている。	3-1
第162条	—	該当なし(海外の大学からの転学は受け入れていない)	3-1
第163条	○	学則第20条(学年)、学則第21条(学期)及び学則第24条(入学の時期)に定めている。	4-2
第163条の2	○	交付している。	4-1
第164条	—	該当なし(本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していない)	4-1

こども教育宝仙大学

第 165 条の 2	○	本学の教育上の目的を踏まえた三つのポリシーは、本学ホームページに公開している。また、授業ハンドブック及び学生募集要項にそれぞれ明示している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条及びこども教育宝仙大学自己点検・評価規程に定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	学則第 3 条(情報の開示)を定め、学校教育法施行規則で定められた項目についての教育研究活動の状況を公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 56 条(卒業の認定及び学位の授与)に定めている。	4-1
第 178 条	○	学則第 30 条(転入学・編入学)に定めている。	3-1
第 186 条	○	学則第 30 条(転入学・編入学)に定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、平成 21 年に大学設置基準を満たし開学した。以後、設置水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条(目的)に定めている。また、ホームページ及び授業ハンドブックでディプロマ・ポリシー(学位授与方針)及びカリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)等を明示している。	1-1
第 2 条の 2	○	学則第 24 条から第 33 条に入学に関する事項を定めるとともに、学生募集要項において体制を示している。	3-1
第 3 条	○	学則第 7 条(学部及び学科)に定めている。また、学則第 3 章に教職員の組織を定めている。	1-1
第 4 条	○	学則第 7 条(学部及び学科)に定めている。	1-1
第 5 条	—	該当なし (学科に代わる課程は設けていない)	1-1
第 6 条	—	該当なし (学部以外の基本組織なし)	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	学則 10 条(教職員)及び第 14 条(事務組織)で定めている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2

こども教育宝仙大学

			5-3
第 8 条	○	主要科目は原則専任教員が担当している。	4-2 5-2
第 9 条	—	該当なし（授業を担当しない教員はいない）	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	必要教員数を満たしている（旧設置基準）。	4-2 5-2
第 11 条	○	FD 委員会内規及び宝仙学園事務職員教育研修規程を定め、実施をしている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	満たしている。学長の資質は学長選考規定により定めている。	5-1
第 13 条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の一に教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 14 条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の一に教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 15 条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の二に准教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 16 条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の三に講師の資格を定めている。	4-2 5-2
第 17 条	○	「こども教育宝仙大学実習助手の任用に関する規則」により定めている。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 8 条(学生定員)に定めている。	3-1
第 19 条	○	学則第 41 条(教育課程の編成方針)を定め、学則別表 1 において授業科目が定められている。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	4-2
第 20 条	○	学則第 41 条(教育課程の編成方針)を定め、学則別表 1 に授業科目を定めると共に、授業ハンドブックに明示している。	4-2
第 21 条	○	学則第 44 条(単位の計算方法)に定めている。	4-1
第 22 条	○	学則第 42 条(授業期間)に定めている。	4-2
第 23 条	○	学則第 42 条(授業期間)に定め、当該学期 15 週以上としている。	4-2
第 24 条	○	「こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程」中「13.授業科目の履修クラス」に示すとおり、教育効果を上げられるよう配置している。	4-2
第 25 条	○	学則第 45 条(授業の方法)に定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	こども教育宝仙大学シラバスにて web 上で示している。	4-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制ではない）	4-2
第 27 条	○	学則第 52 条(単位の授与)に定めている。	4-1
第 27 条の 2	○	学則第 50 条(履修単位数の上限)及び「こども教育宝仙大学こども	4-2

こども教育宝仙大学

		教育学部幼児教育学科履修規程」中「12.履修登録の単位数の上限」に定めている。	
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	4-1
第 28 条	○	学則 46 条(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)に定めている。	4-1
第 29 条	○	学則第 47 条(大学以外の教育施設等における学修)に定めている。	4-1
第 30 条	○	学則第 48 条(入学前の既修得単位等の認定)に定めている。	4-1
第 30 条の 2	○	学則第 48 条(入学前の既修得単位等の認定)に定めている。	4-2
第 31 条	○	学則第 66 条(科目等履修生)に定めている。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 54 条(卒業の要件)に定めている。	4-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制度を設置していない）	4-1
第 34 条	○	校地については、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 35 条	○	運動場については、以下の場所に設けている。 神奈川県愛甲郡愛川町田代 2372	3-5
第 36 条	○	第 1 項から第 5 項に掲げられた施設を備えている。	3-5
第 37 条	○	校地については、7、856 m ² (収容定員 400 名)で基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎については、5、302 m ² で基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	学則第 9 条(図書館)及び「こども教育宝仙大学図書館規程」を定め基準に対応している。	3-5
第 39 条	—	該当なし	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学部を設置していないため該当しない。）	3-5
第 40 条	○	本学の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	該当なし（校地が 1 か所のみのため該当しない。）	3-5
第 40 条の 3	○	「こども教育宝仙大学専任教員研究費内規」を定め、個人研究費を配分している。また、研究委員会が中心となり科学研究費補助金等の申請を奨励している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	学則第 5 条(名称)及び第 7 条(学部及び学科)に定めている。	1-1
第 41 条	—	該当なし（一学部のみ設置のため、該当しない。）	4-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2

こども教育宝仙大学

第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 58 条	—	該当なし（外国に学部学科を設置していない）	1-1
第 59 条	—	該当なし（大学院大学を設置していない）	3-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学の設置及び薬学を履修する課程の設置予定はない）	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2

こども教育宝仙大学

第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2

こども教育宝仙大学

			5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 56 条(卒業の認定及び学位の授与)に定めている。	4-1

こども教育宝仙大学

第2条の3	—	該当なし（専門職大学を設置していない）	4-1
第10条	○	学則第56条第2項に、学士(幼児教育)と定めている。	4-1
第10条の2	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-1
第13条	○	「こども教育宝仙大学学位規則」に定めている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第20条	○	法令を遵守し、理事、監事、評議員、職員等に対し特別の利益を供与していない。	6-1
第27条	○	寄附行為第68条（財産目録等の備置き及び閲覧等）に定めている。	6-1
第29条	○	寄附行為第6条（理事選任機関）に定めている。	6-2
第30条	○	寄附行為第7条（理事の選任）に定めている。	6-2
第31条	○	寄附行為第8条（理事の資格及び構成）に定めている。	6-2
第36条	○	寄附行為第12条(理事会の構成)、13条(理事会の権限)、14条(理事の職務)、15条(代表権の制限)および16条(理事の報告義務)に定めている。	2-1 2-3 6-1 6-2
第37条	○	寄附行為第14条(理事の職務)に定めている。	6-1 6-2
第39条	○	寄附行為第16条(理事の報告義務)に定めている。	6-1 6-2 6-3
第43条	○	寄附行為第21条(議事録)に定めている。	6-2
第45条	○	寄附行為第22条（監事の選任）に定めている。	6-3
第46条	○	寄附行為第23条（監事の資格）に定めている。	6-3
第52条	○	寄附行為第28条（監事の職務）に定めている。	6-3
第54条	○	寄附行為第28条（監事の職務）に定めている。	6-3
第55条	○	寄附行為第28条（監事の職務）に定めている。	6-3
第56条	○	寄附行為第28条（監事の職務）に定めている。	6-3
第61条	○	寄附行為第31条（評議員の専任）に定めている。	6-3
第62条	○	寄附行為第32条（評議員の資格）に定めている。	6-3
第66条	○	寄附行為第36条（評議員会の職務等）に定めている。	6-3
第78条	○	寄附行為第46条（議事録）に定めている。	6-3
第80条	○	寄附行為第49条（会計監査人の専任）に定めている。	6-3 6-5
第86条	○	寄附行為第54条（会計監査人の職務等）に定めている。	6-5
第99条	○	寄附行為第56条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定めている。	1-1 2-3

こども教育宝仙大学

			6-4
第 100 条	○	寄附行為第 57 条（役員及び評議員の報酬）に定めている。	6-1 6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 68 条（財産目録等の備置き及び閲覧等）に定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為 67 条（事業報告及び決算）に定めている。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為 67 条（事業報告及び決算）に定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為 68 条（財産目録等の備置き及び閲覧等）に定めている。	6-1
第 107 条	○	寄附行為 68 条（財産目録等の備置き及び閲覧等）に定めている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為 70 条（寄附行為の変更）に定めている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為 49 条（会計監査人の選任）に定めている。	6-5
第 145 条	○	寄附行為 22 条（監事の選任）に定めている。	6-3
第 146 条	○	寄附行為 7 条（理事の選任）に定めている。	6-2
第 148 条	○	寄附行為 56 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定めている。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 74 条（情報の公表）に定めている。	6-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1

第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2 5-2
第 9 条の 3			4-2 4-3 5-3
第 10 条			3-1
第 11 条			4-2
第 12 条			3-2 4-2

こども教育宝仙大学

第 13 条			3-2 4-2
第 14 条			4-2
第 14 条の 2			4-1
第 15 条			3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条			4-1
第 17 条			4-1
第 19 条			3-5
第 20 条			3-5
第 21 条			3-5
第 22 条			3-5
第 22 条の 2			3-5
第 22 条の 3			3-5 5-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1
第 24 条			3-5
第 25 条			4-2
第 26 条			4-2
第 27 条			4-2 5-2
第 28 条			3-2 4-1 4-2
第 29 条			3-5
第 30 条			3-2 4-2
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1
第 34 条			3-5
第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 42 条			3-3
第 43 条			3-4

第 45 条			1-1
第 46 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2

こども教育宝仙大学

			5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			4-1
第 4 条			4-1
第 5 条			4-1
第 5 条の 3			4-1
第 12 条			4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3

こども教育宝仙大学

第2条			4-2
第3条			3-2 4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人宝仙学園寄附行為(2024年11月18日付)	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	こども教育宝仙大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活ハンドブック 2024	
【資料 F-6】	大学組織図	
	2024年度委員会等組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	・令和6年度事業計画書 ・令和7年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	R07-5 令和6年度「事業報告書」	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	中期経営計画_R05-R07	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	・規定集 ・規定一覧	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	・役員名簿(R6.4.1現在) ・役員名簿(R7.6.17現在) ・理事会開催状況 ・評議員会開催状況 ・令和6年度会議予定表(20241001)	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	・計算書類(R2~R6) ・監事監査報告書(R2~R6) ・会計監査報告(R2~R6) ・財産目録(R6)	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	・授業ハンドブック 2024 ・2024シラバス（こども教育宝仙大学）	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・授業ハンド 2024(アドミッション・カリキュラム) ・アドミッション・ポリシー ・2025年度学生募集要項（アドミッション・ディプロマ）	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	「平成21年度設置」【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 24.5.1現在	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価改善報告書	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	こども教育宝仙大学学則	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	こども教育宝仙大学学則 宝仙学園学内理事検討会会議規程 宝仙学園火曜会会議規程 こども教育宝仙大学運営会議運営規程 こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程 こども教育宝仙大学委員会設置規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	令和7年度学園経営理事長方針説明会	
【1-1-b】	2024年度 実習担当者会次第	
【1-1-c】	2024年度 HOSEN 保育フォーラム次第	
【1-1-d】	「こども教育 HOSEN WAYⅢ」プロジェクト	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	こども教育宝仙大学 内部質保証に関する方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	こども教育宝仙大学学則(令和7年7月1日付) こども教育宝仙大学運営会議運営規程(平成21年4月1日付)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	こども教育宝仙大学外部評価規程(平成21年4月1日付)	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	こども教育宝仙大学自己点検・評価規程(平成31年4月1日付)	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和5(2023)年度 年次報告	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	2024年度第5回大学運営会議議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	運営会議等報告	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	こども教育宝仙大学 IR委員会内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	こども教育宝仙大学の大学改革と内部質保証	

こども教育宝仙大学

学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	・こども教育宝仙大学学生厚生委員会内規 ・こども教育宝仙大学 FD 委員会内規	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	自己点検・評価、外部評価、認証評価による PDCA	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	・こども教育宝仙大学自己点検・評価規程(令和7年4月15日付) ・こども教育宝仙大学外部評価規程(平成21年4月1日付) ・こども教育宝仙大学実習・キャリアサポートセンター設置規程(令和4年4月1日付)	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	・2024年度第11回大学運営会議議事録 ・こども教育「HOSEN WAY III」プロジェクト 報告書	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	2024年度第5回大学運営会議議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	・令和2年度 大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構） ・令和2年度 大学機関別認証評価 評価報告書（日本高等教育評価機構）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	2024年度 春学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	
【2-3-b】	2024年度 秋学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	
【2-3-c】	2024年度 FD 活動報告書	
【2-3-d】	2024年度版学生生活ハンドブック	
【2-3-e】	2024年度 HOSEN 保育フォーラム次第	
【2-3-f】	2024年度「保育を語ろう!～実習発表会&施設説明会」資料	
【2-3-g】	こども教育 HOSENWAY III プロジェクト	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	こども教育宝仙大学アドミッション・ポリシー URL https://www.hosen.ac.jp/jukensei/bosyuyoko/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	こども教育宝仙大学学則 (P2)	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	こども教育宝仙大学入学者選考規程 (P1)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	こども教育宝仙大学 2025 大学案内	
【3-1-b】	2025 年度 学生募集要項	
【3-1-c】	入試ガイド 2025	
【3-1-d】	入試判定教授会議事録	
【3-1-e】	2025 年度学生募集要項	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		

こども教育宝仙大学

【3-2-1】	授業ハンドブック（巻頭）	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	こども教育宝仙大学学則（P2）	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	こども教育宝仙大学ティーチング・アシスタント(TA)制度内規 こども教育宝仙大学ティーチング・アシスタント(TA)制度に関するガイドライン	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	学生生活ハンドブック（P25） 2024 年度 研究日・指定休・オフィスアワー・メールアドレス一覧	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	こども教育宝仙大学障がい学生支援委員会内規 合理的配慮に関するお願い	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	こども教育宝仙大学学則（P4～5）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	2024 年度 FD 活動報告書	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	2024 年度『実習・キャリアサポートセンター』方針	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	2024 年度 キャリア支援に関する授業科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	こども教育宝仙大学実習・キャリアサポートセンター設置規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	2024 年度 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	2024 年度求人パンフレット	
【3-3-b】	令和 6(2024)年度キャリアガイダンス年間計画	
【3-3-c】	学生生活ハンドブック 2024（P45～46）	
【3-3-d】	2023 年度キャリアサポートアンケート	
【3-3-e】	2024 年 8 月 3 日(土)開催「保育を語ろう！」参加法人アンケート回答 2024 年 11 月 30 日(土)開催「HOSEN 保育フォーラム」参加者アンケート回答	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生生活ハンドブック	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	こども教育宝仙大学学則（P2）	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	学生生活ハンドブック（P41～43）	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	こども教育宝仙大学奨学生規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生生活ハンドブック 2024(奨学金)	
【3-4-b】	学生生活ハンドブック 2024(サークル)	
【3-4-c】	学生生活ハンドブック 2024(健康支援)	

こども教育宝仙大学

【3-4-d】	学生生活ハンドブック 2024 (AED・学生相談室)	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	宝仙学園事務組織規則	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	ICT 環境について学生に周知したことを示す文書	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	こども教育宝仙大学図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-4】	こども教育宝仙大学 大学図書館 利用ガイド	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	建物の耐震化率を示す文書	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-〇】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	2024 年度図書館講演会資料	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	こども教育宝仙大学 URL ディプロマ・ポリシー https://www.hosen.ac.jp/about/point	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	授業ハンドブック 2024URL (巻頭) https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	こども教育宝仙大学学位規則	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	こども教育宝仙大学学則 (P4～5)	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	こども教育宝仙大学学則第 50 条～54 条	
【4-1-b】	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程 12	
【4-1-c】	こども教育宝仙大学学則第 55 条	
【4-1-d】	授業ハンドブック 2024URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	カリキュラム・ポリシーURL https://www.hosen.ac.jp/about/curriculum/	

こども教育宝仙大学

カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	授業ハンドブック 2024URL (巻頭) https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	授業ハンドブック 2024URL (P6) https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
履修に関する規則		
【4-2-5】	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	2024 年度 シラバス作成要領における変更点及び注意点について	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
教育課程連携協議会の議事録 (専門職大学のみ)		
【4-2-〇】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧 (専門職大学のみ)		
【4-2-〇】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	授業ハンドブック 2024URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
【4-2-b】	カリキュラムポリシーURL https://www.hosen.ac.jp/about/curriculum/	
【4-2-c】	授業ハンドブック 2024 (P3~9) URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
【4-2-d】	2024 シラバス URL	
【4-2-e】	ゼミ等クラス編成	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	【4-3-1】 授業ハンドブック 2024 (P8~9) URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	授業ハンドブック 2024 (P8~9) URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	アセスメントプラン URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/03/bd4edcabe6bfc01b504b7f6b27c0b73.pdf	

こども教育宝仙大学

学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	2024 秋_1 年生 GPA 指導用(確定版)_240926. xlsx 2024 年度 4 年次生累計 GPA 順位表 2023 年度秋学期 評価別集計 2024 年度春学期 評価別集計 2023 年度 秋学期 学生による授業評価と授業改善のためのアンケート 2024 年度 春学期 学生による授業評価と授業改善のためのアンケート 2024 年度 3 月卒業生卒業・免許・資格判定集計表	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	2024 年度 第 5 回大学運営会議 議事録 2024 年度 臨時大学運営会議 議事録 2024 年度 第 8 回大学運営会議 議事録 2024 年度 4 月教授会 議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	授業ハンドブック 2024URL https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf	
【4-3-b】	2023 秋_評価別集計	
【4-3-c】	2024 春_評価別集計	
【4-3-d】	2024 春 FD 授業アンケート結果	
【4-3-e】	2024 年度 3 月卒業生卒業・免許・資格判定集計表	
【4-3-f】	アエラムック記事	
【4-3-g】	履修カルテ	
【4-3-h】	2024 年度 FD 活動報告書	
【4-3-i】	2024 学生生活満足度調査報告	
【4-3-j】	2024 年度卒業時アンケート結果	
【4-3-k】	2024 年度卒業生・就職先アンケート調査の結果報告	
【4-3-l】	目標挑戦シート	
【4-3-m】	実習ハンドブック 2024	
【4-3-n】	教育実習評価票	
【4-3-o】	保育実習 I (保育所・施設)評価票	
【4-3-p】	保育実習 II 評価票	
【4-3-q】	保育実習 III 評価	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	こども教育宝仙大学学則 (P2)	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	こども教育宝仙大学学則 (P2)	
教授会に関する規則		

こども教育宝仙大学

【5-1-4】	こども教育宝仙大学学則 (P2~3)	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	令和6年度 教授会 開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	こども教育宝仙大学学生の懲戒に関する規程	
事務局組織図		
【5-1-7】	法人組織構成図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	宝仙学園事務組織規則	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	宝仙学園職員人事発令の形式に関する規程	
教育課程連携協議会の規則 (専門職大学のみ)		
【5-1-〇】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿 (専門職大学のみ)		
【5-1-〇】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
【5-1-b】	こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程	
【5-1-c】	宝仙学園教学組織規則	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	こども教育宝仙大学教員審査委員会規定	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	宝仙学園職員人事発令の形式に関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準	
【5-2-b】	宝仙学園人事評価制度実施規程	
【5-2-c】	目標挑戦シート	
【5-2-d】	研究計画書様式	
【5-2-e】	研究報告書様式	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	FDの方針・計画	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	2024年度FD活動報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	2024年度 大学事務部SD活動方針・計画	
SDの実施報告書		
【5-3-4】	報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	2024年度春学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	
【5-3-b】	2024年度秋学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	
【5-3-c】	宝仙学園事務職員教育研修規程	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		

こども教育宝仙大学

【5-4-1】	2024 年度研究環境満足度調査(教員向け) 2024 年 11 月 27 日~2025 年 5 月 7 日回答分	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	2024 年度第 1 回目授業環境調査	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	こども教育宝仙大学学術研究倫理に係る規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱細則	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	こども教育宝仙大学専任教員研究費内規	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	こども教育宝仙大学研究委員会内規	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	2025 年度 科研費公募にかかる本学説明会(動画配信)のお知らせ	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	2024 年度外部資金応募・獲得の一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	こども教育宝仙大学における競争的資金等の運営・管理に関する内規	
【5-4-b】	こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱内規	
【5-4-c】	こども教育宝仙大学学術研究倫理委員会内規	
【5-4-d】	こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱内 規	
【5-4-e】	こども教育宝仙大学学術研究倫理委員会内規	
【5-4-f】	こども教育宝仙大学学術研究倫理ガイドライン—人間を対象とする研究の適切な運営について	
【5-4-g】	こども教育宝仙大学における科学研究費補助金等の内部監査実施要領	
【5-4-h】	こども教育宝仙大学研究データ保存等に関するガイドライン	
【5-4-i】	こども教育宝仙大学競争的資金等に係る不正使用による取引停止の取扱要領	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人宝仙学園寄附行為 宝仙学園基本方針並びに行動基準 宝仙学園就業規則 宝仙学園教学組織規則 宝仙学園事務組織規則	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	宝仙学園情報の公開及び開示に関する規則	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	学校教育法施行規則第 172 条 2 に対応した部分の URL https://www.hosen.ac.jp/information/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		

こども教育宝仙大学

【6-1-4】	私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL https://ho.hosen.ac.jp/organize/	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-5】	内部統制の組織体制を示す図	
内部統制に関する規則		
【6-1-6】	宝仙学園内部統制システム整備の基本方針 宝仙学園理事選任機関運営規程 宝仙学園理事会運営規則 宝仙学園評議員会運営規則 宝仙学園役員の報酬等の支給基準 宝仙学園評議員の報酬等の支給基準 宝仙学園コンプライアンス推進規程 宝仙学園リスク管理規程 宝仙学園文書取扱規則 宝仙学園監事監査規程 宝仙学園公益通報者保護規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-7】	宝仙学園ハラスメントの防止に関する指針 宝仙学園ハラスメントの防止に関する規程 教職員のためのハラスメント防止ガイドライン こども教育宝仙大学ハラスメントの防止等に関する規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-8】	宝仙学園個人情報の保護に関する規程 宝仙学園特定個人情報取扱規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-9】	こども教育宝仙大学危機管理規程 こども教育宝仙大学テロ発生時における措置に関する内規 こども教育宝仙大学危機管理規程に基づく対策本部設置要領	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-10】	危機管理に関するマニュアル 学生生活ハンドブック 2024	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人寄附行為変更認可書	
【6-1-b】	令和 6 年度評議員会議事録	
【6-1-c】	令和 6 年度理事会議事録	
【6-1-d】	令和 6(2024)年度理事会・評議員会議事録 「役員を選任」	
【6-1-e】	令和 6 年度財産目録	
【6-1-f】	令和 6 年度計算書類	
【6-1-g】	令和 6 年度事業報告書	
【6-1-h】	令和 7(2025)年度クールビズの実施について	
【6-1-i】	「6 類型で学ぶ！パワーハラスメントのエッセンス」受講結果報告	
【6-1-j】	ハラスメント外部相談窓口（令和 7 年 4 月学内理事検討会資料）	
【6-1-k】	公益通報受付窓口（令和 7 年 4 月学内理事検討会資料）	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会議事録（3 件）	
理事を選任する会議体の規則		

こども教育宝仙大学

【6-2-3】	宝仙学園理事選任機関運営規程 学校法人宝仙学園理事会運営規則 学校法人宝仙学園寄附行為	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	評議員会議事録 理事会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	理事会議事録（4件）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	理事会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人実態調査表（令和6年度）1 理事会の開催状況	
【6-2-b】	中期経営計画（令和5年度～令和7年度）	
【6-2-c】	令和7年度事業計画	
【6-2-d】	令和7年度収支予算	
【6-2-e】	令和4年度評議員会議事録 中期経営計画（R5～R7）の諮問	
【6-2-f】	令和4年度理事会議事録 中期経営計画（R5～R7）の審議	
【6-2-g】	令和7年度理事会議事録	
【6-2-h】	令和7年度理事会・評議員会等年間会議予定表	
【6-2-i】	経営会議体の改編について（令和6年11月評議員会資料）	
【6-2-j】	火曜会会議規程	
【6-2-k】	宝仙学園学内理事検討会会議規程	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	理事会議事録 評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	宝仙学園監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-5】	令和6年度 監事の活動計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人宝仙学寄附行為	
【6-3-b】	宝仙学園理事会運営規則	
【6-3-c】	宝仙学園評議員会運営規則	
【6-3-d】	こども教育宝仙大学学則・第17条、第18条	
【6-3-e】	2024.4 教授会資料学長諸会議等報告	
【6-3-f】	令和6年度第1回教育管理職懇談会の開催について	
【6-3-g】	令和6年度第2回教育管理職懇談会の開催について	
【6-3-h】	学校法人実態調査表（令和6年度）2 評議員会の開催状況	
【6-3-i】	令和6年度評議員会議事録	
【6-3-j】	令和7年度評議員会議事録	
【6-3-k】	学校法人実態調査表（令和6年度）1 理事会の開催状況	
【6-3-l】	令和6年度 監査報告書	
【6-3-m】	令和6年度監査方針打ち合わせ会（検討会）議事録	
【6-3-n】	令和6年度監事経営報告会（次第、監事報告書、議事録）	

6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和 6 (2024) 年度事業計画・収支予算の策定について 令和 6(2024)年度 事業計画・収支予算の策定方針 令和 6(2024)年度 事業計画及び収支予算 策定スケジュール 令和 6 年度 財務計画作成シートの作成について 令和 6 年度補正予算の策定について(依頼) 令和 6 年度補正予算 資料提出依頼の件 令和 6 年度補正予算 作業分担・進行表	
財務計画書		
【6-4-2】	中期経営計画 (令和 5 年度～令和 7 年度) 令和 7 年度事業計画 令和 7 年度収支予算 新中期計画(令和 5～7 年度) 予算編成及び令和 5 年度事業計画策定について 別紙 中期経営計画(財務基盤・予算編成)・令和 5 年度事業計画策定方針 R5-7 財務管理指標 (学校別) 令和 7 (2025) 年度事業計画・収支予算の策定について 別紙 令和 7 (2025) 年度事業計画・収支予算の策定方針 令和 7(2025)年度 事業計画及び収支予算 策定スケジュール	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	2024 年度外部資金応募・獲得の一覧	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	○宝仙学園資金運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	2025 年度科研費公募にかかる本学説明会(動画配信)のお知らせ	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	宝仙学園経理規定 宝仙学園経理規定施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	学校法人宝仙学園寄附行為 学校法人宝仙学園評議員会運営規則	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	令和 7 年度監査方針打合せ会記録 宝仙学園 R7 年度法定監査日程表	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	宝仙学園資金運用規程	
【6-5-b】	令和 6 年度補正予算の策定について(依頼) (理事長発信文)	
【6-5-c】	令和 6 年度補正予算 資料提出依頼の件 (事務局長発信文)	
【6-5-d】	令和 6 年度補正予算 作業分担・進行表	
【6-5-e】	財務計画シートについて	
【6-5-f】	令和 6 年度収支補正予算書	
【6-5-g】	令和 6 年度 11 月評議員会議事録	
【6-5-h】	令和 6 年度 11 月理事会議事録	
【6-5-i】	宝仙学園監事監査規程	

基準 A. 保育・教育領域に係わる地域社会への貢献・社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会貢献・地域連携事業		
【A-1-1】	なし	

基準 B. 保育留学を中心としたグローバル教育の展開

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 保育留学を中心としたグローバル教育の展開		
【B-1-1】	なし	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。